昭和四〇年(あ)第二二二〇号

検察官の上告趣意（昭和四〇年一一月四日付）

原判決は、未決勾留日数の算入につき最高裁判所の判例と相反する判断をし、その判断は判決に影響を及ぼすこと明らかであるから破棄されなければならない。

一、本件は昭和四十年六月二十八日米子簡易裁判所が被告人に対し、窃盗罪により懲役一年六月に処する旨の判決を言い渡したのに対し、被告人より同年七月九日控訴の申立をしたところ、同年九月二十九日広島高等裁判所松江支部は控訴を棄却し、当審における未決勾留日数中六十日を原判決の刑に算入する旨の判決を言い渡した事案である（一審判決記録七七—七八丁、控訴申立書七九丁、二審判決一一八—一二〇丁）。

二、ところで、被告人は同四十年六月二日本件窃盗の勾留状により公判請求を受け、引続き勾留されてきたものであるところ、同三十九年三月十二日別件窃盗罪により浜田簡易裁判所で懲役一年六月、未決勾留日数中三十日を本刑に算入する旨の判決言渡しを受け（ほかに法定十五日）、右判決は同月二十七日に確定、服役し、同四十年五月十三日に執行済刑期一年一月十六日で仮出獄になつていたものであるが、原審公判繋属中前記仮出獄が取消され、同四十年八月三日から松江刑務所で残刑の執行を受けるに至り（刑期終了日同四十年十一月二日）原判決の言渡当時前記懲役刑の執行中であつて、その事実は本件記録に編綴の被告人の前科調書（記録四五丁）、勾留状（記録七三丁）、起訴状（記録一丁）、移監通知書二通（記録二丁、八三丁）、刑の執行通報書（記録八七丁）等により明らかである。

従つて本件二審において裁定算入可能な未決勾留日数は、右懲役刑の執行と重複する日を除いた控訴申立日である昭和

被告人　建部純映

四十年七月九日から仮出獄取消による前記懲役刑の残刑執行開始の前日たる同年八月二日までの二十五日間に過ぎない。

三、右のように懲役刑と勾留状が重複して執行されている場合においては、懲役刑の執行として一個の拘禁のみが存在するものと解すべきであるから、かかる場合に重複拘禁に係る未決勾留を含めて本刑に算入することは不当に被告人に利益を与えることになり、刑法第二一条の適用を誤つた違法があるといわねばならず、このことは最高裁判所判例の示すところである（被告人山本春子こと朴今順外一名に対する出入国管理令違反、関税法違反被告事件についての昭和三二年一二月二五日言渡最高裁大法廷判決、最高裁判所判例集第一一巻第一四号二三七頁以下。被告人間瀬明雄に対する窃盗、住居侵入、窃盗未遂被告事件についての同三三年四月一〇日言渡最高裁第一小法廷判決、最高裁判所判例集第一二巻第五号八六六頁以下。傷害被告事件「昭和四〇年(あ)二三〇号」昭和四〇年七月九日言渡最高裁第二小法廷判決、判例時報四二〇号五五頁以下）。

然るに原判決は本件未決勾留日数の算入につき、通算し得べき日数は前記のように二十五日に過ぎないのにこれを三十五日も超えて通算したのは右最高裁判所判例と相反する判断をしたものというべく、その判断は判決に影響を及ぼすことは明らかであり、破棄を免れない。よつて刑事訴訟法第四〇五条第二号により本件上告に及んだものである。

以　上

昭和三六年(あ)第二三一三号

判　決

本籍および住居　東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎一二四七番地
塗装業
中　垣　好　一
大正一四年三月三一日生

本　籍　東京都青梅市上長淵四九二番地
住　居　同都同市師岡一四四七番地
事務員
野　崎　邦　夫
昭和三年六月二九日生

本　籍　東京都青梅市中町二七四番地
住　居　神奈川県横浜市港北区小机町五四七番地
煙突掃除夫
山　下　寅　吉
大正一四年三月七日生

本籍および住居　埼玉県入間郡武蔵町大字下谷ヶ貫八八九番地
農　業

昭和四一年三月二四日判決　昭和三六年(あ)第二三一三号

本　籍　東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎一二四七番地
住　居　同都同郡羽村町一三二番地
土　工　二　大　沢　　清
大正一三年一一月二七日生

本　籍　東京都青梅市友田町七五九番地
住　居　同都西多摩郡羽村町川崎一〇三番地
土　工　中　垣　弥　一
昭和五年一月一七日生

本　籍　東京都青梅市河辺町一〇五八番地
住　居　同都同市千ヶ瀬四番地
配管工　宇津木　作　一
昭和六年七月一日生

本　籍　東京都青梅市河辺町二〇二番地
配管工　池　田　信　二
昭和七年一月二日生

住　居　同都同市同町二一七番地
人　夫　西　村　高　見
昭和六年九月二〇日生

右被告人中垣好一、同野崎邦夫、同山下寅吉、同大沢清、同中垣弥一、同池田信二、同西村高見に対する電汽車往来危険、同未遂、電汽車往来危険破壊、同宇津木作一に対する電汽車往来危険、同未遂、電汽車往来危険破壊、強盗予備、窃盗各被告事件について、昭和三六年五月一二日東京高等裁判所の言い渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があったので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。
本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理　由

本件弁護人および被告人本人らの上告趣意は、きわめて多岐にわたっており、その中には重複した主張や繰り返しとみられるものも含まれているが、これを要約すれば、弁護人の論旨の多くが憲法違反（一一条、一三条、三一条、三二条、三六条、三七条、三八条、七六条等）を主張しており、若干判例違反を主張するものもあるが、その他はすべて、訴訟法違反を含む単なる法令違反の主張および事実誤認の主張に帰するものということができる。そして、所論違憲の主張や判例違反の主張は、おおむね訴訟法違反ないし事実誤認を前提とするものであり、けっきょく論旨は、(1)捜査官の拷問があったとして自白の任意性を争う主張、(2)自白が相互に矛盾することや、自白にもとづく被告人らの行動が現実的、合理的でないことな

どを挙げてその信用性を争う主張、(3)昭和二七年二月一九日の貨車暴走事件が自然流出事故であるとの主張、(4)被告人らのアリバイに関する主張、および(5)検察官に対し証拠の開示を求める主張、などに重点が置かれている。

ところで、単なる法令違反、事実誤認の主張は、もとより刑訴法四〇五条の上告理由に当らないものではあるが、被告人らは原審において（一部被告人については第一審以来）、本件各列車妨害事件とは関係がない旨を主張しており、けつきょく、第一審判決を維持した原判決に、事実誤認、審理不尽などの訴訟法違反のあることを極力主張しているのである。

そこでまず、職権をもつて、原判決につきこの点の有無を検討する。

第一、本件公訴事実の大要。

本件公訴事実の大要は、第一審判決の確定したところによれば、国鉄青梅線で発生した前後五回にわたる列車妨害事件である。すなわち、被告人ら八名および第一審相被告人で現在公判手続停止中の岩井金太郎、石田春雄は、八名ないし一〇名共謀の上、第一、昭和二六年九月一七日夜、小作駅構内二一号転轍器に石を詰め、二二、二三号転轍器を定位から反位に切りかえ（第一審判決判示第一事実。九月一七日事件と略称。）、第二、同年一〇月一日夜、小作駅東方第三踏切附近に踏切警標を抜いて横たえ、河辺駅東方の線路上にも枕木一本と勾配標を抜いて横たえ（同第二事実。一〇月一日事件と略称。）、第三、同月三日夜、小作駅西方第三踏切に石を詰め、その附近の線路上に粁程標を抜いて横たえ、同駅西方線路北側にある鉄道用電柱をのこぎりで切り、さらに同駅東方第五踏切に石を詰め、同第四踏切附近に踏切予告標を抜いて横たえ（同第三事実。一〇月三日事件と略称。）、第四、同年一二月八日夜、福生駅構内五四号転轍器を定位から反位の中間まで移動させ、現場にさしかかつた上り立川行二〇〇八電車を脱線させ（同第四事実。一二月八日事件と略称。）、第五、昭和二七年二月一九日朝、小作駅に停車中の下り一六三貨物列車後部残留貨車四輌を、二輌ずつに切りはなして二回にわたり羽村駅方面に押し流し、線路の下り勾配を利用して羽村駅を通過、福生駅まで走らせ、同駅の車止に激突させた（同

第五事実。二月一九日事件と略称。）との五つの列車妨害事件である（ほかに被告人宇津木に対する強盗予備、窃盗事件〔同第六事実〕があるが、これについては上告趣意になんらの主張がない。）。そして、被告人らおよび岩井金太郎、石田春雄の一〇名は、右五つの列車妨害事件の全部又は一部の実行に加わつたものとして（すなわち、被告人山下は一〇月一日、一二月八日事件には関与せず、石田は九月一七日、一〇月一日事件には関与しない。）。起訴され、被告人らについてはいずれも第一審で有罪とされ、原判決もこれを維持している。第一、二審判決の認定を前提とするならば、右五つの列車妨害事件は、これに先立つて昭和二六年九月一四日頃行われたいわゆる平和亭謀議による一貫した計画的犯行とされているところから、互に無関係な犯行とはいえないこととなるのである。

第二、第一、二審における本件審理の経過。

第一審裁判所は、右公訴事実につき、昭和二八年六月二〇日第二回公判期日に、被告人中垣好一を除く被告人ら九名を併合して審理を開始し、刑訴法二九一条所定の冒頭手続を経た上、検察官より証拠請求があり、同年七月四日より同月二五日まで現場検証、法廷外の証人尋問等をなし、同年八月一〇日右九名の被告人らを、被告人中垣弥一、同野崎邦夫、同山下寅吉、同大沢清および石田春雄の、冒頭手続で公訴事実を否認した組（以下否認組と称する。）と、被告人宇津木作一、同西村高見、同池田信二および岩井金太郎の、冒頭手続で公訴事実を自認した組（以下自白組と称する。）の二組に分ち審理する旨の公判手続分離決定をなし、爾来否認組につき同年八月一五日の第三回公判期日から同三二年三月一一日の第七六回公判期日に至るまで七四回の公判期日を開き、その間被告人中垣好一に対し、昭和二九年四月八日前記列車妨害事件の公訴事実全体について公判の請求があり、同裁判所は同被告人に対し冒頭手続をしたところ同被告人は公訴事実を否認したので、昭和二九年五月八日の否認組の第一五回公判期日に同被告人を前記否認組の被告人らと併合し、爾来第七六回公判期日に至るまで併合審理をなし、自白組については、昭和二八年八月一五日の第三回公判期日より同三二年二月一

三日の第一四回公判期日まで一二回の公判期日を開き審理を遂げ（ただし、被告人石田春雄および同岩井金太郎について同年一一月四日の否認組第七七回公判期日において、否認組、はいずれも病気のため、途中より公判手続を停止した。）、同年自白組の被告人らを併合して右石田、岩井の両被告人をのぞく本件被告人ら八名に対し、第一審判決を言い渡した。控訴審たる原審裁判所は、昭和三四年七月一日右被告人ら八名（控訴審においては全員が公訴事実を否認した。）に対し第一回公判期日を開き、爾来同三五年七月六日まで前後一八回の公判期日を開き審理を遂げ、同三六年五月一二日の第一九回公判期日において原判決を言い渡したものである。

第三、当裁判所の判断（二月一九日事件を中心として）。

本件公訴事実の重点は前記のごとき五回にわたる列車妨害の事実であるが、その中でも二月一九日事件は、他の四つの事件と比べ、論旨において問題とする点が多いので、まずこの事件について検討する。

原判決の維持した第一審判決が認定したところによると、二月一九日事件の犯行は、おおむね次のようにして行われたことになつている。すなわち、

「昭和二七年二月一八日夜、被告人ら一〇名は小作駅構内で貨車流しを行なうことを共謀し、各自その分担を定めたが、適当な貨車が停車していなかつたので、同夜は全員被告人野崎の間借先である鈴木ロク方に休憩し、翌一九日早朝全員清水イシ方裏の生垣附近に到り、貨物列車が小作駅に到着するのを待機し、貨車一三輛連結の下り一六三貨物列車（立川発河辺駅行）が午前六時三九分同駅三番線に停車し、同駅駅員藤原一雄、小岩井達雄の両名が貨車入替のため同列車後部四輛を同線ホーム東寄り附近で切りはなして残留し、同列車の機関士らと共に同駅西方でその余の貨車九輛の入替作業をしている不在中に乗じ、被告人中垣好一の合図の下に残留四貨車附近にかけつけ、被告人大沢、

同野崎、同中垣好一はそれぞれ見張をし、被告人宇津木および岩井金太郎の両名は、右貨車後方より二輛目南側のサイドブレーキを外し、被告人西村、同池田の両名は、右貨車二、三輛間の連結器を切断し、被告人山下、同中垣弥一および石田春雄は、右貨車二、三輛間のゴムホース（空気ホース）を解放して、各二輛ずつに切りはなしたうえ、被告人中垣好一、同中垣弥一、同宇津木、同池田、同山下、同野崎および岩井金太郎は、力をあわせて東側二輛の貨車を東方福生駅方面に押し出し、小作駅東方第一踏切附近で突放し、ついで被告人中垣好一、同中垣弥一、同野崎、同西村、同池田、同大沢は、残り二輛の貨車を押し出し、これも同踏切附近で突放し、線路の下り勾配を利用して福生駅構内まで暴走させた。」

というものである。

右認定事実によれば、被告人らが本件残留四貨車附近に到着したあと、まず被告人宇津木および岩井金太郎の両名が、後方より二輛目南側のサイドブレーキを外した、というのであるから、このサイドブレーキがかかつていたことが前提であり、果してこれがかけられていたかどうかが原審における争点の一つになつているのである。

(一) 第一審判決が証拠として掲げている一部被告人らの自白（たとえば否認組の関係では、被告人宇津木の第一審第八回公判廷における証人としての供述、同西村の第一審第一八回公判廷における証人としての供述、同池田の昭和二八年四月一一日附検察官調書謄本など。自白組の関係では、被告人宇津木の昭和二八年四月九日附、同月一五日附、同年五月一日附各検察官調書、同池田の前記検察官調書原本など。）によれば、これら被告人は、サイドブレーキの点について右認定に副う供述をしているばかりでなく、サイドブレーキを外すことが予め実行行為の分担を決める際すでに予定行動の中に組み入れられていた趣旨の供述もしているのであるが、これら一部被告人らの自白をのぞいては、右サイドブレーキがかけられていた事実を直接明確に認めうる証拠がない。

しかし原判決は、小岩井達雄の昭和二八年四月一四日附検察官調書（否認組関係）第一〇項に、「一〇ないし一三の貨車（本件残留四貨車）を九から放した時、一〇ないし一三の貨車のどれかにサイドブレーキをかけたかどうかは記憶しません。サイドブレーキはこのように貨車を解放し、残留する場合必らずかけるように先輩から指導されており、その当時も必らずこのような場合残留車輛のどれかにサイドブレーキをかけていましたが、この場合は藤原や私がそのブレーキをかけたかどうかはつきりしない。ただいつもその様な場合サイドブレーキをかけることは習慣になつていたから藤原か私がかけたことは間違いないと思う。」とあること、証人鈴木頼之の第一審否認組公判廷の証言に「四輛残留したときサイドブレーキをかけるのがほんとうである」とあるのに徴して、証人藤原一雄、同小倉孝義の、本件のような場合サイドブレーキをかけないのがふつうであつた旨の第一審各証言は一般論に過ぎないものとして排斥できること、小作駅では押込みによる残留貨車にもサイドブレーキをかける建前になつていたものと認められること、貫通制動に依存してサイドブレーキをかけないことが一般の場合の慣行であるとしても小作駅のごとき下り勾配のある線路の場合に当然それが通用するといわれないし、本事件当日もその一般の場合の例に漏れないものとは断定できないこと、当時サイドブレーキをかけない建前になつていたとすれば、予めこれを実行行為の分担に組み入れるわけがないこと、などを理由として、けつきよくサイドブレーキがかかつていたことを否定する資料がないから、右小岩井の検察官調書により、同人または藤原のいずれかによつて現実にサイドブレーキがかけられていたものと認められる旨判示しているのである。

(二)　ところで、本件貨車四輛を残留する際、そのどれかにサイドブレーキをかけたとすれば、証拠上、その場で残留四貨車と他の九輛との間の連結器の解放作業に当つた小作駅駅員小岩井達雄、同藤原一雄の両名のうちいずれかによつてかけられたと考えるほかないのであるが、前記小岩井の検察官調書の記載によれば、「この貨車の場合は私と藤原

と二人で連結器を切り、私は貨車の入替の為西の方に急いで行つたりしていたので、藤原や私がそのブレーキをかけたかどうかはつきり思い出せません。只いつもその様な場合サイドブレーキをかける事は習慣になつて居りましたから藤原か私がかけた事は間違いないと思います。」となつている。

このように、小岩井の供述は、入換の方に急いで行つてしまつたりしているので、自分はわからないが藤原がかけたことに間違いはないと思う、という程度のものであつて、同人の「サイドブレーキは藤原がかけたかもしれないが自分はかけない。」あるいは「記憶ない。」旨の第一、二審証言（否認組関係で第一審第三四回公判証言、第六六回公判証言。全被告人関係で原審昭和三四年一一月一三日証人尋問調書。）の趣旨も、決してこれと相反するものではないのである。

一方藤原一雄は、第一審以来「自分は、残留貨車四輛に制動（貫通制動のこと）がかかつているかどうか確めるため制輪子を足で蹴つて見たが、ブラブラしなかつたので制動がかかつていたと思い、サイドブレーキはかけなかつた。」旨を証言（否認組関係で第一審第三六回公判証言。全被告人関係で原審昭和三四年一一月一三日証人尋問調書。）している。要するに小岩井、藤原の供述によつてもサイドブレーキがかかつていたことは、的確には、認められないのである。

また原判決は、小作駅では押込みによる残留貨車にもサイドブレーキをかける建前になつていたものと認められる旨を判示しているけれども、証人鈴木頼之、同藤原一雄の各第一審第六五回公判証言、同小岩井達雄の第一審第六六回公判証言（いずれも否認組関係）などによれば、押込というのは、貨車の入換作業をする場合の、突放（機関車で貨車を突き放し、その惰力で貨車のみを走らせるもの）に対応するやり方であつて、機関車で所定の位置まで貨車を押して行き停止してから切りはなすのをいうことが認められる。しかるに第一審判決の確定したところによれば、本

件では、一三輌連結の下り一六三貨物列車が立川駅方面から小作駅三番線に到着停車した後、同列車後部四輌を同線ホーム東寄り附近で切りはなして残留し、機関車は他の九輌を西方に牽引して行つたというのであるから、本件残留四貨車は押込みによつて残留したものとはいえず、右の建前がそのまま通用するものとは思われない。本件残留四貨車のように、運行中の貨物列車の一部を他の部分の貨車が入換作業をする間だけ一時切りはなして残留するような場合には、貫通制動さえきいておれば入換終了後の作業の手間がはぶけるわけでもあるから、本件一六三貨物列車に乗務していた小倉孝義車掌が、第一審で「サイドブレーキは入換中には使わない」旨を証言（否認組関係で第一審第三六回公判証言。）しているところが、むしろ本件残留四貨車に即した方法であるかもしれない。してみれば、残留貨車の後部より二輌目の貨車にサイドブレーキがかかつていて被告人宇津木、岩井の両名がこれを外したとの事実は、疑いを容れる余地があるといわなければならない。原判決が「小岩井又は藤原のいずれかによつて右後部より二輌目の貨車のサイドブレーキがかけられていたことは、これを否定するに足る資料は発見せられないが故に、前示供述調書の記載により右両名のいずれかによつて現実にサイドブレーキがかけられていたものと認めるにかたくないところである。」旨判示し、第一審判決の認定を是認しているのは、たやすく首肯することができない。

二、本件貨車が二輌ずつに切りはなされたかどうかについて。

二月一九日事件の前記第一審判決認定事実によれば、被告人らは、本件残留四貨車を各二輌ずつに切りはなしたうえ、二回にわたり押し出したというのであり、一部被告人らはいずれもこれに副う自白をしているのであるが、果してそのように切りはなされたものかどうかが、これまた大きな争点の一つとなつている。

㈠　証人橋本茂男の第一審証言（否認組関係で第一審第六回公判証言。）、同人作成の答申書（自白組関係）によれば、本件残留四貨車が小作駅から福生駅へ向う途中、羽村駅を通過したときには四輌連結された状態で逸走した事

実が明らかである。そして連結器それ自体は、その構造上、一たん切りはなされても、互にぶつかり合えばピンが落ちて自動的にまた元のように連結されてしまうことが証拠上うかがわれる（否認組関係で証人鈴木頼之の第一審第三四回公判、同藤原一雄の第一審第六五回公判各証言。）。けれども、本件残留四貨車のように、運行中の貨物列車の一部として正常に連結されているものを切りはなす場合には、連結器自体を切りはなすとともに、貫通制動用の空気ホースを解放する操作をしなければならないのであるから、残留貨車四輌が二輌ずつに切りはなされたかどうかを検討するについては、後部より二輌目の貨車と三輌目の貨車との間の空気ホースが連結していたか、あるいは解放されていたかを確定することを要する。その手がかりとなる唯一の資料は、本件残留四貨車の後部から二輌目の貨車「ト」一二五〇一一号と三輌目の貨車「トム」一〇五七号との間の連結部分が写つている岸野正輝巡査撮影の「昭和二七年二月一九日発生せる国鉄青梅線小作駅より福生駅間貨車暴走脱線事件の現場写真」（否認組、自白組関係につきそれぞれ取り調べられている。自白組の方は謄本。）。第三図であり、これを資料として鑑定人西岡直人が否認組関係について第一審で鑑定をしているのであるが、その作成にかかる鑑定書には、次のように記載されている。

『鑑定事項

1　昭和二七年二月一九日福生地区警察署巡査岸野正輝撮影の写真第三図によつて

(1)　貨車「ト」と後続貨車（「トム」一〇五七号を指す。）との間の空気ホースは解放されているか。

(2)　該貨車の空気ホース連結器塞ぎ鎖に接合されているか。

(3)　該貨車の肘コックは開通されているか。

の各項を判定するのであるが、これは綜合的に考える必要があるので取纏めて取扱うこととする。

昭和四一年三月二四日判決　昭和三六年(あ)第二三一三号　一一

上記の各項につき、本写真のみによって調査するとそれぞれに示す根拠に基いて二つの見解が生じてくる。しかしてこの内の何れかと判定するためにはさらに別の条件が存在しない限り極めて困難なことである。

次に見解並びに根拠を述べる。

〔見解Ⅰ〕

国鉄従業員または車両取扱いの智識を有する者が作業した後の状況としてこの写真をみる場合は「両者の空気ホースは連結されており、肘コックは開通されている」と解釈できる。

（根拠）

(イ)「ト」二五〇一一号車の空気ホース塞ぎは写真には撮影されており、かつ空気ホースはこれと連結されていない。

(ロ) 後続車の空気ホースは連結器下部に屈曲して入り込んでおり、解放されて垂れ下っていない。このことは空気ホースがホース塞ぎにかけられているか、このホースが相手方のホースに連結されていることを示している。

(ハ) 後続車の肘コックは写真が不鮮明であるから断定はできないが開通されているようにみられる。

（疑問点）

(a) この角度より撮影された場合は空気ホースが相互に連結されている場合も、解放されている場合も空気ホースの先端の一部は撮影されていなければならない。

しかるに本写真にはこれが撮影されていない。これは空気ホースが相互ともに異常な状態にあるのではないかということが考えられる。

(b) 写真でみる後続車「トム」の空気ホースの屈曲状態はホース塞ぎにかけられている状態に近い。

〔見解Ⅱ〕

見解Ⅰに残されている疑問点を主体とし、この車両が衝突事故後の状況であるということ等を併せ考えると「ト二五〇一一号車の空気ホースは既に根元から欠損し、脱落している。後続車の空気ホースはホース塞ぎにかけられている」という解釈も成り立つが、このように解釈するためには（この写真を撮影したときにはト二五〇一一号車の空気ホースが脱落して終っていた）という物的乃至はこれに匹敵する証拠がない限り断定できない。』

以上が西岡鑑定書の記載であるが、同鑑定人の第一審証言（否認組関係で第一審第六七回公判証言）もおおむねこれを補足する趣旨のものである。ただし第一審判決は、右鑑定書および同人の証言のいずれも証拠として掲げてはいない。

このように右鑑定書は、断定こそしていないけれども、一応結論として、見解Ⅰ、見解Ⅱという判断を示しているのである。もつとも、鹿志村庚二作成の昭和二八年四月一日附被害届（自白組関係。なお否認組関係で同人の第一審第五回公判証言も同一内容。）には、「ト」の貨車の破損個所に空気ホース欠損脱落の記載がないのみならず、本件記録上、これが欠損脱落していたことを認めうる証拠がないので、そのような証明があることを前提とする見解Ⅱは、この場合、さしあたり採用の限りではない。そこで問題は、同鑑定書に、見解Ⅰとして、「ト」と「トム」の間の空気ホースが連結されていると解釈できる趣旨の判断が示されている点である。

Ⅱ　第一審判決は、右西岡鑑定を採用しない理由として、(1)同鑑定は、種々の角度から空気ホースの連結、解放状態を観察しているけれども、高度について考慮を払っていないので、垂れ下った空気ホースが「あおり止め」の背後

にかくれて見えない場合のあることを看過していること、(2)後続車（「トム」一〇五七号）の肘コックがかりに開通されているとしても、前車（「ト」二五〇一一号）の肘コックを閉めれば、後続貨車は二輛であるからその空気ホース中の空気の圧力は比較的少く、これを解放することが容易であり、また肘コックを開通したまま空気ホースを解放すると後続二輛に非常制動がかかるけれども、その各ゆるめ弁を引くならば、容易に緩解できること、の二点を挙げて、けつきよく「ト」と「トム」の間の空気ホースが連結しているものとは断じがたいとし、さらに「寧ろ、下り線ホームと三番線との間隔に鑑み、犯人が貨車の南側から操作したものであり、前車の肘コックは前方に引いて閉鎖するもので容易なところからこれを閉鎖し、後続車の肘コックは向うへ押して閉鎖しなければならず比較的困難なところからこれを放置した儘空気ホースを解放し、後続車の空気ホースは前方に引いて塞ぎ鎖にかけるものので容易であるから、これを塞ぎ鎖にかけ、前車の空気ホースは向うへ押して塞ぎ鎖にかけるものでこれを放置し、次いで後続車二両の各緩め弁を引いて緩解したものと断ずるの外なく」と判示して、被告人らが変則的な連結切りはなし方法をとつたことを認定している。しかし被告人らがかかる変則的な連結切りはなし方法をとつたとの直接の証拠は、記録上少しも存在しない（右西岡鑑定もかかる方法で車輛を切りはなしたと断定しているものでないこと論をまたない。）。しかるに原判決も、右第一審判決の説示をきわめて妥当であるとして是認したうえ、「同鑑定書見解Ⅰについての疑問点として記載されているところにもあるごとく、空気ホースの先端の一部が撮影されていないことにより、空気ホースが相互とも異常な状態にあるのではないかと考えられること、及び写真で見る後続車（トム）の空気ホースの屈曲状態は、ホース塞ぎに掛けられている状態に近いとあること、などよりみて、同鑑定の見解Ⅰとして（両者の空気ホースは連絡されている）との結論は、原写真の不鮮明に福生駅車止めに激突したショックによる複雑な条件も加わつていることからして、にわかに採用しがたく、原判決の説示するごと

とき、空気ホース解放後のホース処理及び緩解措置も考えられるところであり、とくにかつての小作駅員として貨車取扱の知識を有する主謀者山下の指揮下における作業としては首肯されるところ……」と判示しているのである。

Ⅲ　しかしながら、第一審判決が西岡鑑定を採用しない理由として挙げている(1)について考えてみると、同判決は、このような場合のあることの例として昭和三一年一一月一九日施行の第一審検証調書（否認組関係）添付写真第一九を援用しているのであるが、かりに西岡鑑定が、右写真一九のように空気ホースがあおり止めの背後にかくれる場合のあることを看過しているとしても、直ちに、鑑定書の見解Ⅰに影響をもつものとは思われない。

さらに第一審判決は、理由の(2)として、被告人らがその判示するような変則的方法により、「トム」の肘コックを開通したまま二輛ずつに切りはなしたと断定しているのであるが、この認定自体は、むしろ同鑑定の見解Ⅰの根拠(イ)や(ハ)を資料としているものであることがうかがわれる。しかも、前記鑑定人西岡直人の第一審証言、証人藤原一雄の原審証言（全被告人関係で原審昭和三四年一一月一三日証人尋問調書。）、同湯山武男の原審証言（同じく原審第一二回公判証言）によると、連結した貨車を切りはなす際、双方の貨車の肘コックを閉めれば比較的容易に空気ホースを切ることができるが、貨車の肘コックを閉めないままで空気ホースを切ることは、大変な力が必要であり、ホース中の空気の圧力によつてホースがはね返り怪我をするおそれがあるから、肘コックを閉めずにホースを切ることはなく、もし肘コックを閉めないままで空気ホースを切れば非常に大きい音がするというのであり、また、一方の貨車の肘コックを閉め、他の一方の貨車の肘コックを開いたまま空気ホースを切る場合も同様で、ホースの先の金具が上下左右に振動して危険であるというのであるから、原判決のいうような貨車取扱の知識を有する被告人山下の指揮する犯行としては、まことに慎重を欠く不自然な行動と考えられるし、そのような危険を冒さなければならないほど、「トム」および「ト」の両貨車双方の肘コックを閉める作業が困難であるとも思われない。

また被告人らが、各貨車のゆるめ弁を引き、補助空気溜の空気を抜いてから肘コックを閉めずに空気ホースを切りはなしたとしても、各貨車の制輪子がゆるんで貨車を押し出すまでに十分な時間があつたかどうか疑いの存することは、後記のとおりである。

したがつて、被告人らが第一審判決の認定したような変則的な貨車の切りはなし方をしたかどうかも疑わしいところであるばかりでなく、原判決が「トム」の肘コックは開通されている、と認定した第一審判決を是認する以上、経験則からいつて、西岡鑑定の見解Ⅰは相当の合理性があるのに、同判決がなお、明確な証拠によらず変則的切りはなし方法をとつたものと認定した第一審判決を維持しているのは事実誤認の疑いがある。

(二) 次に、被告人らが本件残留四貨車を二輌ずつに切りはなしたことを認定するためには、果してそれだけのことをする作業時間があつたかどうかという点からも検討を加える必要がある。原判決がこの作業時間、すなわち犯行所要時間を認定するについては、昭和二八年五月一四日附保土田、和田両警部補作成の「国鉄青梅線小作駅構内に於ける貨車流し実験状況報告」と題する書面（否認組関係）の記載を資料としていることがその判文上明らかであるが、原判決の判示する犯行着手可能時刻および犯行終了推定時刻と、右実験報告書の記載とを綜合して推算すると、原判決は、被告人らが本件残留四貨車の位置に到着してから二輌ずつに切りはなして前二輌の発送準備を完了するまでの作業時間を、せいぜい一八秒程度（犯行着手可能時刻午前六時四一分四五秒から犯行終了推定時刻午前六時四三分一七秒までの一分三二秒より、前後二回に貨車二輌ずつを押し出すに要する時間――右実験報告書の記載によると、前二輌が三三秒、後続二輌が四一秒、合計一分一四秒程度を要するとされている――を控除したもの。）とみていることがうかがわれる。そして右実験報告書に記載された警察官の代役による実験の結果によると、この作業時間は第一回目一五秒半、第二回目一六秒というのであるから、一見、作業時間は充分にあるようにみられるのである。

しかしながら、右実験報告書によると、本件残留四貨車のエアー抜きをしたのは、被告人中垣好一、同野崎両名の役割を一人で代つてつとめた保土田豊吉だけということになつており、それもどの貨車のエアーを抜いたのか、一人で何輌抜いたのかという点については全く明らかにされていない。ところが、昭和二九年二月一九日施行の第一審検証調書および前記西岡直人の第一審証言などによると、各貨車についているゆるめ弁を引いてエアー（空気）を抜き、制動（ブロック、すなわち制輪子のこと）がゆるむまでには、約三〇秒ないし四〇秒（右検証の際の実験では三五秒。）かかり、それも当該貨車だけしかゆるまないというのである。また原判決の判示するように、本件残留四貨車に貫通制動がきいていたとみられる場合には、一六秒や一八秒程度のことでは、前二輌のエアーを抜いて制動をゆるめ、これを押し出すことは不可能であるとも考えられるのである。そうだとすると、この実験報告書をもつてただちに時間的に本件犯行が可能であつたと認定することにも疑問がある。

(三) さらに原判決は、二月一九日事件は被告人山下らが自然流出事故に偽装して仕組んだ犯行であるとも考えられる旨判示しているのであつて、自然流出事故に偽装するためには、むしろ本件残留貨車四輌を連結したまま逸走させることを要すると思われるのにかかわらず、一方では被告人らが本件残留四貨車を二輌ずつに切りはなして二回にわたり押し出すという犯行を認定した第一審判決を維持しているのであるが、このようなことをすれば、よほどうまく加減して押し出さない限り貨車が二輌ずつ別々に流れ続ける可能性があるのであるから（否認組関係で取り調べられた野村義夫作成の「貨車の速度調査書」と題する書面および同人の第一審第四三回公判証言によれば、現に前記保土田、和田両警部補によつて行なわれた貨車流し実験の際のような押し方では、後続二輌が前二輌に追いつかないことが明らかである。）、このような作業をすること自体、自然流出事故を偽装することとは矛盾するものといわなければならない。

以上述べたように、原判決の説示するところによつては、いまだ本件残留四貨車が二輌ずつに切りはなされたものと速断することを得ないものというべきである。

三、被告人山下のアリバイについて。

原判決は、被告人山下が中田理髪店（中田清一方）に雪の降つた同店の休みの日（火曜日）に煙突掃除に来たこと、その時榎本寿助は自転車のチェンが切れたといつて被告人山下の掃除が終つた頃来たこと、などを認めたうえ、それは昭和二七年二月一九日当日のことではないとして、同被告人のアリバイの主張を排斥しているが、この点もまた争点の一つである。

(一)　被告人山下のアリバイの主張がなされるに至つた経過は、原判決説示のとおりであるが、第一審判決は、雪の降つた二月中の火曜日の朝、同被告人が中田方に煙突掃除に行つたのは昭和二八年二月のようにも思われる旨判示して、右主張を排斥しているのである。

しかし、原審で取り調べた横浜地方気象台長作成の回答書によつて、昭和二八年二月の火曜日には降雪の日はないことが明らかとなり、原判決は、審理の結果、「被告人山下と榎本が二人で中田方に仕事に行つたのは、昭和二六年一二月五、六日頃から翌二七年四、五月頃までのことであるという榎本寿助の第一、二審証言を一応措信できる」としたうえ、「昭和二七年二月一九日に榎本が中田方に煙突掃除に行つたことは事実と思われるが、それは榎本一人が行つたものであり、被告人山下と二人で雪の日に行つてチェンが切れたというのは他の日のことであるとも考えられる」とする。そして、「昭和三〇年三月三〇日付横浜測候所長作成の（気象状況回答について）と題する書面の記載に徴すれば、昭和二七年二月一九日は一時四五分から一三時二四分まで、及び一五時四二分から一三時一〇分までの二回に降雪があり、積雪一〇時観測三・二糎、最深三・七糎（一四時）とあるので、同日朝は大雪の朝という程のも

のではない。（なお前日に三回降雪があつたが積雪はない）この外同年同月二六日（火曜日）にはその前日二〇時五五分から降雪があり、（前日の最深積雪は二四時で一・〇糎）これが当日二時四八分まで続いてその後は降つていないが、積雪としては一〇時観測一・七糎、当日最深三・七糎（六時〇分）とあるので、これを前示一九日の積雪一〇時観測三・二糎と比較してみると、午前八時頃の積雪量としては、二月一九日の朝と大差ないものというべく、二月二六日（火曜日）もまた雪の朝ということができる。果してしからば、この二六日が山下と榎本とが二人で中田方に仕事に行き、榎本がチェンを切つた日に該当するとも考えられるのである。関係人としてはこの両日の朝（いずれも雪が降つた火曜日の朝）のことについて、記憶が混同したのではないかと思われ、とくに榎本としては、前示吉沢日誌から一図にそれが同年二月一九日のことと思い込んだものと考えられるのである。このことは、同人の第一審証言中に、雪の降つた日に中田の床屋に煙突掃除に行つたのは、その日（二月一九日）一回だけであると述べて、次週の二六日のことに触れていないことからも窺知されるところである。」旨判示し、けつきよく被告人山下のアリバイの主張を排斥しているのである。

(二)　ところで、被告人山下と榎本が二人で中田方に煙突掃除に行つたという雪の降つた火曜日（中田理髪店は当時毎週火曜日が店の休みであり、その関係から毎週火曜日に煙突掃除をすることになつていたことが証拠上明らかである。）が、昭和二六年一二月から同二七年四、五月頃までの間のことであるとするならば、原判決の引用する前記横浜測候所長の気象状況回答書（否認組関係）と暦とを対照してみると、昭和二七年一月から三月にかけての三カ月間に、横浜において雪の降つた火曜日というのは二月一九日と二月二六日の両日だけであることが明らかであり、右問題の火曜日は、右両日にしぼられると考えてよい。ただ右横浜測候所長の回答書によれば、二月一九日はほとんど一日中雪が降り続いていたのに対し、二月二六日は夜中の二時四八分に雪は降り止んで、あとはほとんど一日中雪が降つてい

ないことが認められ（この事実は、前示のように原判決も認めている。）、この点が右両日の大きな違いであるということができる。

原判決は、右両日とも午前八時頃の積雪量としては大差ないもので、ともに雪の朝といえるとし、関係人の記憶が混同したと思われると判示しているのであるが、証人中田清一の第一、二審証言（否認組関係で第一審昭和三一年三月一二日証人尋問調書、全被告人関係で原審第七回公判証言。）、同中田トヨ子の第一審証言（否認組関係で第一審昭和三一年三月一二日証人尋問調書。）、同榎本寿助の第一、二審証言（否認組関係で第一審昭和三一年三月一二日証人尋問調書、全被告人関係で原審第七回公判証言。）を検討すると、同人らはいずれも、被告人山下と榎本が二人で煙突掃除に来た問題の日は、雪が降つていた、とか、降り続いていた、とか述べているのであつて、ことに右証人榎本寿助の第一審証言は、「私は雪が降つている最中に煙突掃除をしたのは中田理髪店位のものですから、それでよく想い出したのです。」「私は自転車のチェンが切れてしまい、山下が先に行つて煙突掃除をしているところへ行つたのです。掃除は全部山下がしました。」「雪が降つているとき私の自転車のチェンが雪の中に入つたのをよく記憶しています。」「降つている最中に中田の床屋へ行つたのは一回だけです。又チェンが切れたのもそのとき一回だけです。」というのである。したがつて、同人が右両日の記憶を混同しているとは、にわかに断ずることができず、原判決が、たまたま次週二月二六日の火曜日もまた雪の朝であるということから、たやすく関係人が記憶を混同したものとし、この二六日が問題の火曜日に該当するとも考えられるとしたことも、にわかに肯認することができない。

四、結論。

以上説示したように、第一審判決の認定事実を是認した原判決は、少くとも二月一九日事件につき被告人らの自白その他の証拠の価値判断を誤つた疑いがあり、その判断はにわかに首肯できないものである。そして本件公訴事実の大要

は、前に摘示したとおり二月一九日事件を含む五つの列車妨害事件であるところ、原判決の一部に右のような疑いが存する以上、原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認を疑うに足る事由があるに帰し、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認める。

よつて、その余の論旨に対する判断を省略し、刑訴法四一一条三号により原判決を破棄し、同四一三条本文により本件を原裁判所である東京高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官　玉沢光三郎、同寺西博公判出席

昭和四一年三月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩田誠

裁判官　入江俊郎

裁判官　松田二郎

（弁護人および被告人本人らの上告趣意省略）

昭和四〇年(あ)第二一〇九号

判　決

本　籍　佐賀県武雄市朝日町大字中野五四六四番地
住　居　同県杵島郡江北町大字上小田字石原　無　職
熊　野　義　雄　大正四年三月二六日生

右の者に対する公務執行妨害、傷害被告事件について、昭和四〇年九月一六日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人諫山博の上告趣意第一点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、単なる法令違反の主張であり、(原判決が所論の点に関し、本件執行行為をなすについて執行吏が補助者として債権者である杵島炭鉱株式会社の職員を使用しているけれども、もともと執行吏の補助者は当該執行吏のいわば手足に相当する機関として執行行為に関与するものであつて、執行吏執行等手続規則一五条の立会証人の如き任務を有するものではないから、事件の適正処理の建前からすれば、なるべく事件に関係のない者であることが望ましいとはいえ、同規則一四条の法意からすれば執行吏が債権者たる右会社の職員を同条の補助者として使用したことを以つて、違法ということはできないとした判断は、正当である)、同第三点

及び第四点は、単なる法令違反の主張であり（刑法九五条一項に規定する公務執行妨害罪の成立には、公務員が職務の執行をなすに当り、その職務の執行を妨害するに足りる暴行脅迫がなされることを要するけれども、その暴行脅迫は、必しも直接に当該公務員の身体に対して加えられる場合に限らず、当該公務員の指揮に従いその手足となりその職務の執行に密接不可分の関係において関与する補助者に対してなされた場合もこれに該当すると解するを相当とする。本件において、被告人は下平執行吏がその職務の執行をなすに当り、公務員ではないがその指示に従つて被告人方の家財道具を屋外に搬出中の江頭孝幸に対し第一審判示の暴行脅迫を加えたもので、その際被告人方の出入口又は戸外において執行を指揮していた右執行吏をして、右暴行脅迫により一時執行を中止するの止むなきに至らしめたものであるから、本件被告人の所為は、直接公務員である同執行吏に対してなされたものでないとしても、同執行吏の職務の執行を妨害する暴行脅迫に該当するとした原審の判断は、右説示に照らして正当である。）、いずれも、上告適法の理由に当らない。

弁護人角銅立身の上告趣意中判例違反をいう点は、原判決の認定しない事実を前提とする主張であるのみならず、原判決は所論引用の判例と何ら異なる判断を示していないことが明らかであるから、論旨は理由なく、その余は単なる法令違反の主張を出ないから刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年三月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　長部謹吾

裁判官　入江俊郎

裁判官　松田二郎

裁判官　岩田誠

昭和四〇年(あ)第二一〇九号

公務執行妨害、傷害　　被告人　熊野義雄

弁護人諫山博の上告趣意（昭和四〇年一一月五日付）

第一点　立会証人に関する事実認定の採証法則違反、経験則違反、重大な事実誤認または民事訴訟法三五七条の解釈適用の誤り

本件において、下平執行吏が被告人にたいしてなした強制執行は、杵島炭鉱株式会社の社宅明渡しである。下平執行吏にたいする執行委任者は、第一審判決も認めているように、同会社代表取締役帆足四郎となつている。しかるに下平執行吏は、本件強制執行を実施するにあたり、右会社の片山労務課長を立会人にして強制執行を行つている。下平執行吏自身が、原審公判で、このことを自認している（一〇八丁表）。そして、立会証人としては、片山労務課長のほかには誰もいなかつた。そしてそのことは、同執行吏作成の明渡執行調書謄本にも明記されている。

しかるに原判決は、驚いたことに、「本件においては、下平執行吏は本件明渡執行をなすに際し、債務者である被告人を立会わせていることが証拠上明らかである」、「もつとも同執行吏作成の明渡執行調書謄本によれば、前記会社の労務課長片山尚治が本件執行に立会つた旨の記載があるが、同人は単に債権者代人として事実上執行に立会つたものに過ぎないのであつて、前記民事訴訟法の定める立会証人ではないことが窺える」として、この点の弁護人の控訴趣意をしりぞけた。これは、つぎの諸点において、誤りである。

㈠　執行吏じしんが、公判廷における証言で、片山労務課長を立会人にしたことを明言している。執行吏の作成した明渡執行調書にも、そのことが明記されている。しかるに原判決は、なにらなつとくのいく説明を加えないまま、片山労務課長は立会証人ではなかつたと認定している。当の執行吏が片山労務課長に立会人になつてもらつたと証言し、かんじ

んの執行調書にそう明記されているのに、それを否定するなにらの証拠もなくして、原判決のように認定するのは、証拠によらない、独断的な事実認定である。採証法則違反であり、経験則違反である。結果としても、重大な事実誤認である。

(二) 原判決は本件執行において、被告人が民事訴訟法五三七条の立会証人であつたと認定している。しかし、執行吏は被告人に立会いを求めたことはなく、執行調書にも、被告人が立会証人であつたとは記載されていない。被告人じしんも、立会証人という意識をもつて執行に立会つたものでもなかつた。しかるに原判決は、なにら合理的な根拠も示さず、被告人が民事訴訟法五三七条の立会証人であつたことを認定している。このような原判決の認定は、証拠にもとづかない事実認定であり、採証法則違反、経験則違反である。結果としても重大な事実誤認である。原判決がこのような誤りをした根拠に、民事訴訟法五三七条にたいする誤解があつたものと思われる。すなはち、同条の立会証人は、執行吏が立会証人であることを当人に頼もうと頼むまいと、また執行吏や執行現場にいた人が、法律上の立会証人であることを意識しておろうとおるまいと、ただ、執行の現場に一時でも居合わせておれば、民事訴訟法五三七条の立会証人として欠くるところがないという解釈をとつたためだと思われる。そうだとすれば、原判決は民訴法五三七条の解釈適用をも誤つていることになる。

以上、(一)(二)の誤りは、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかで、原判決がそのまま確定すればいちじるしく正義に反することになるので、原判決は破棄さるべきである。

第二点　執行吏執行等手続規則二条、一四条の解釈適用の誤り

執行吏が強制執行をなすにあたつて必要があるときには、「適当と認める者」を使用することができるようになつている（執行吏執行等手続規則一四条）。ここに「適当と認める者」とは、事件に関係を有する者であつてはならない。なぜ

なら強制執行は国家機関によつて適正（同規則二条）になされるのがたてまえであるが、事件に関係を有する者が執行行為に関与すれば、この原則が崩れるおそれがでてくるからである。だからこそ、同規則一五条は、立会証人についてさえ、「事件に関係を有する者」を除外しているのである。

しかるに本件において、下平執行吏は会社の片山労務課長に労務者の提供を求め、後に立会証人となつた片山労務課長によつて、会社の従業員を差しだしてもらつている。被告人から暴行脅迫をうけたとされている江頭孝幸は、このようにして会社から差しだされた会社の従業員である。

したがつて、下平執行吏は執行吏執行等手続規則一四条に違反し、使用すべからざる者を違法に使用して、本件強制執行を行つたことになる。

この点について、原判決は弁護人の控訴趣意にたいする判断のなかで「執行吏が本件執行をなすについて、前示のように補助者として債権者である会社の職員を使用しているけれども、もともと執行吏の補助者は、当該執行吏のいわば手足に相当する機関として執行行為に関与するものであつて、執行吏執行等手続規則第一五条の立会証人の如く後日の証拠のため執行の公正を監視するものではないのであるから、事件の適正処理の建前からすれば、なるべく事件に関係のない者であることが望ましいとはいえ、同規則第一四条の法意からすれば、これを以て直ちに前記法条違反と断定することはできない」と判示して、弁護人の主張をしりぞけた。

しかし、原判決の右の判断は、執行吏執行等手続規則二条、一四条の明らかな解釈適用の誤りである。右規則は立会証人について「事件に関係を有する者」であつてはならないことを明示しているのであるから、まして、執行吏の手足となつて執行を現実にとり行う執行吏の使用人が、「事件に関係を有する者」であつていけないことは明らかである。株式会社が行う家屋明渡の強制執行において、株式会社の従業員が自ら執行行為を行つてよいという法理は、考えられないから

である。しかるに会社の従業員である江頭孝幸を使用人としてなした本件強制執行を適法とした原判決は、執行吏執行等手続規則二条、一四条の解釈適用を誤つたものというほかはない。この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかで、原判決が確定するといちじるしく正義に反することになるので、原判決は破棄さるべきである。

第三点　刑法九五条一項の解釈適用の誤り、または審理不尽の違法

本件公務執行妨害の被害者とされている江頭孝幸は、公務員ではなかつた。したがつて、同人にたいする暴行脅迫は、刑法九五条一項の公務執行妨害罪を構成しないものであつた。しかるに原判決はこの点について、「刑法第九五条第一項に規定する公務執行妨害の行為は、直接公務員の身体に対し暴行、脅迫を加えることは必ずしも必要でなく、公務員の手、足となり、その職務の執行に密接不可分に関与する者に加えられ、ひいてそれが当該公務員の職務執行を妨害する関係にあるものであれば足りるものと解すべきである。本件において、被告人は江頭が前に説示したとおり下平執行吏の補助者として、同執行吏の命によりその指示に従つて被告人方の家財道具を屋外に搬出中に同人に対し原判示の暴行、脅迫を加えたもので、その際被告人方の出入口または戸外において執行を指揮していた同執行吏をして、これがため一時執行を中止するの止むなきに至らしめたものであるから、本件被告人の所為は、直接公務員である同執行吏に対してなされたものではないとしても、前に説示したところから明らかなように、同執行吏の職務の執行を妨害する暴行、脅迫に該当するものというべきである」と判示して、刑法九五条一項の成立を認めた。しかしこれは刑法九五条一項の正しい解釈適用ではない。もし原判決が、江頭にたいする暴行脅迫が、直接的には執行吏にたいするものではないけれども、結果的にこれと同視できるのではないかと思つたのであれば、さらにこの点について、原審で審理をつくすべきであつた。諫山弁護人の控訴趣意第二点は、このことを指摘していた。しかるに原判決は、なにら審理をつくすことなく、公務執行妨害罪の成立を認めてしまつた。けつきよく原判決は、刑法九五条一項の解釈適用を誤つたか、または審理不尽の違法をおかしたもので、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであり、原判決が確定するといちじるしく正義に反することになるので、原判決は破棄さるべきである。

第四点　刑法九五条一項の解釈適用の誤り

上告趣意第一点、第二点で述べたように、本件強制執行は違法であり、かつその違法のていどは、明白かつ重大である。自力救済を禁止し、国家機関のみに強制執行の権限を附与した近代的な強制執行の精神を、実質上完全にふみにじるにひとしい、違法性の強い強制執行である。そして、会社の私兵のようになつた下平執行吏の執行のやり方が、被告人を憤らせる重大な原因となつたのではないかと思われる。そうだとすれば、本件紛争の責任は、あげて被害者とされている下平執行吏にあつたものといわざるを得ない。このような明白かつ重大な違法職務執行にたいしては、かりに原判決認定ていどの暴行が加えられたとしても、刑法九五条一項の公務執行妨害罪は成立しない。この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかで、原判決がそのまま確定するといちじるしく正義に反することになるので、原判決は破棄さるべきである。

以　上

昭和四〇年(あ)第二一〇九号

公務執行妨害、傷害

被告人　熊野義雄

弁護人角銅立身の上告趣意（昭和四〇年一二月三日付）

刑法九五条一項の解釈適用の誤り判例違反の主張

原判示によれば刑法九五条一項に規定する公務執行妨害の行為は直接公務員の身体に対し暴行脅迫を加えることは必ずしも必要でなく公務員の手足となりその職務の執行に密接不可分に関与する者に加えられ、ひいてそれが当該公務員の職務執行を妨害する関係にあるものであれば足るものと解すべきであるとの解釈である。

右解釈においては二点につき判例違反刑法九五条一項の解釈適用の誤りがある。

第一、公務員の手足となりその職務の執行に密接不可分に関与するものとの判示について、原審では江頭孝幸が公務員でないことは弁護人の所論のとおりとして認めており、然も執行吏下平瑳玖朗作成の明渡執行調書謄本二通、証人下平瑳玖朗の尋問調書によれば同執行吏は本件明渡執行をするについて債務者である杵島炭鉱株式会社の労務課長片山尚治に対し執行の補助者として労務者の提供方を申出で同会社の職員である江頭孝幸外六名を労務者として帯同し、債務者である被告人方に臨み目的物件の明渡しを催告したが被告人がこれに応ぜられない旨申出たので、執行に着手する旨を告げ江頭らに命じて家財道具を屋外に搬出させることとした、と認定している。

右認定の中では江頭外六名を債務者である杵島炭鉱に対し下平執行吏が執行補助者とする契約は内部的には成立していることは認められる。然し被告人にとつては本件発生の時点まで十数年間も不当なレットパージにより差別をうけ、うらみ骨髄に徹している。

債務者の職員が事実上執行を加勢するのは認められるとしても、法律上も正式に公務員の手足として執行に着手してい

ると認識することはできない。

原審の記録によれば江頭証言でも被告人に執行吏が右江頭らを労務者として仕事をしているのだと告げていない。と明言している。（八四丁裏）おなじく大隅証言でも「今日はどうしても出てくれ」と執行吏が告げたのみである。更に松下証言でも「私は下平執行吏の労務者として行きました」とその意思が内部的にあるのみで被告人に対して執行吏の労務者として来たと告げてはいない（九七―一〇七丁）。下平執行吏自身も証言の中で検事の「執行する場合労務者をつれて行くときは相手方にそのことを云うのか」の問に「相手方に通ずるようなことは云います」「会社以外の人は使わなかつた」（一一四丁裏）。又検事の「相手方は証人が労務者であると特別に云わなくても判つているようでしたか」の問に「判つているようでした」（一一五丁）と答えて執行吏が被告人に告げていないことが明らかに認められる証言しかない。

以上の認定事実から考察すると江頭が公務員の手足となりということそのものが法律的に認められないことになり本件における明渡しの執行に密接不可分に関与するものということはできない。

昭和二五年(れ)第一七一八号―同二六年三月二〇日の御庁における判決において「公務員の職務の執行に当りその執行を妨害するに足る暴行を加えたものである以上それが直接公務員の身体に対するものであると否とは問うところではないとして、被告人は浅羽事務官などが適法な令状により押収した煙草を街路上に投げすてゝ、その公務の執行を不能にならしめたというのであるからその暴行は間接には同事務官等に対するものと謂い得る」と判断を示している。

右判決においては被告人の差押え物に対する直接有形力の行使がありそのことが執行不能を招来し右行為が浅羽事務官に対する暴行と謂い得ると解される。

そうだとするならば前述の如く江頭は公務員でもなく、事実上の執行補助者であるから仮に被告人の行為が江頭にあつたとしても差押え物に対して直接の有形力の行使もなく、そのことで執行不能の招来もなく原判示では被告人の暴行によ

り一時執行を中止するの止むなきに至らしめたとあるが原記録を調査するもこの点の証拠はない。

極言するならば執行吏自身は被告人の行為は知らないのであるから執行妨害の事実はないとも謂える。

従つて原判示において被告人の江頭に対する行為が公務員の手、足となりその職務執行に密接不可分に関与するものに対する行為として間接には公務員に対する行為と謂うことはできず前記判例に違反するものである。

第二、原判決は被告人の行為がひいてはそれが当該公務員の職務執行を妨害する関係にあれば足りるものと解すべきである。と判示している。

問題は右判示の「ひいては」と「妨害する関係」にあれば足りるという点である。

昭和三一年(あ)第二八八二号同三三年九月三〇日御庁での判決では「公務執行妨害は公務員が職務を執行するに当り、これに対して暴行脅迫を加えたときは直ちに成立するものであつてその暴行脅迫はこれにより現実に職務執行妨害の結果が発生したことを必要とするものではなく妨害となるべきものであれば足りる」と判示している。

右判決では被告人の行為は公務の執行そのものに向けられその前提として公務員たることが必要とされている。ところが原判示が「ひいては」という言葉を使わなければならなかつたのは暗々裡に江頭が執行補助者ではないという意味をも含んでいる。何故なら被告人の行為が執行補助者江頭に対する間接的暴行であると謂えることになり、論理必然的に執行妨害の結果の発生の有無に拘らず公務執行妨害罪は前述第一の判例から成立するのであり、「ひいては」という語も必要でない。「ひいては」という語は因果関係のあることを前提とするか、その用い方ではどこまでの範囲を含めるか実に漠然とした言葉である。

この「ひいては」を使用したが故に被告人の行為が明渡しを「妨害する関係」にあれば足りると二重に範囲を拡大し、刑法の罪刑法定主義の原則を無意味にする働きをしている。

前記判例では被告人の行為が公務員の職務を執行するにあたり、これに対して暴行……妨害となるべきものであれば足りるとなつており暴行と妨害との関係が経験則上誰にも明らかに納得できる。

ところが原判示の被告人の江頭に対する行為が「ひいては」「妨害する関係」にあるとは明確には把握できない。

以上の点により原判決は破棄さるべきである。

以　上

昭和四〇年(あ)第八三七号

決　定

本籍・住居　横須賀市船越町一丁目五二番地

製パン業

本　場　錬　治

大正一三年一月二日生

右道路交通法違反被告事件について、昭和四〇年三月三日東京高等裁判所の言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人本人の上告趣意は、憲法三八条違反をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張に帰し、また、憲法二一条違反をいう点もあるが、本件で取締りに当つた警察官は道路交通法六七条一項に基いて、単に運転免許証の提示を求めただけであつて、検閲をしたものではないから、所論はその前提を欠き、その余の論旨は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、以上いずれも適法な上告理由とならない。また、記録を調べても刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年三月三〇日

昭和四一年三月三〇日決定　昭和四〇年(あ)第八三七号

昭和四一年三月三〇日決定　昭和四〇年(あ)第八三七号

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥野健一
裁判官　山田作之助
裁判官　草鹿浅之介
裁判官　城戸芳彦
裁判官　石田和外

昭和四〇年(あ)第八三七号

被告人　本場錬治

被告人の上告趣意（昭和四〇年五月二二日付）

小生に関する道路交通法違反事件について上告する趣意を申し上げます。

当該事件の起きた時は年末一斉交通取締の行はれていた時であり、道交法第六十四条、第六十五条、第六十六条に小生は該当して居らず、従つて第六十七条に述べられているような前三条に違反して車輛等を運転して居ると警察官に認められる事実は何もありませんでした、従つて第九十五条に述べられてゐる「第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない」と規定されていることに該当して居りません、よつて免許証の提示義務は生じませんので、提示しなかつたのであります、むしろその時、小生は警察官に反問して「どうしていきなり免許証を見せろと云ふのか」と提示を求める根拠をきき正したのですが充分な答はなくただひたすら提示を求めるだけでしたので「その事については目下裁判中なのだから判決が下りてからにしよう」と云つて立去つたのであります、それ故その場合の情況は警察官の検問に当る段階であります。

東京高等裁判所に於ける公判で検察官が「被告は検問の段階と提示を求める段階と混同してゐるように思はれる」と陳述してゐましたが決してそのような混同はしてゐませんでした。

従つて検問の段階では勿論黙秘してもよいし、又反問してもよい訳です、むしろ一斉取締は検問の段階と検閲の段階と分かれているとする検事の論法からすれば、この二つの段階を混同し開口一番免許証を見せろと云ふ警察官の態度は、何が何でも免許証を見せろといふ具合に此の二つの段階を混同してゐるのはむしろ警察官であります、この事は法律を実地に適用する場合、法の乱用といふより他ありません。

検事は又次のように論告します。

警察法第二条に警察の責務として〝犯罪の予防に当る〟とあるのでその為に検問する理由があるとますがそれとても警察官職務執行法第二条（質問）の第三項にあるように「派出所若くは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない」とありますが全然質問に対して返答をする必要がないのであります。

それでこそ憲法に書かれている黙秘権が守られる訳であります。（第三十八条）

しかも当該事件に於ては黙秘した訳ではなく警察官が検問の段階を抜きにして一足飛びに検閲を求めるやり方に対し「どうしていきなり免許証を見せろと云ふのか」とそのやり方の不法、不当を反問しただけであります。

それ故この事件は道交法にも警察法にもふれず、又警察官職務執行法にもふれぬ事件であり、何れの法律から見ても無罪と断ぜざるを得ません。

それのみならず検閲の禁止は憲法第二十一条で禁止する処であり右の警察官の行為及態度はこれを犯すものであります、それ故そのような行為に対しては、国民の一人としてこれをきびしく求断し憲法に規定する基本的人権を守るよう努力するのは、むしろ国民の義務として、憲法がこれを国民に課しているものであります。

以　上

昭和四〇年(あ)第二〇六号

決　定

本　籍　東京都杉並区天沼二丁目三七二番地

住　居　同都千代田区四番町六番地　都営第三アパート一号館一一四号室

国鉄職員

篠　原　正　雄

昭和五年六月二四日生

右の者に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、建造物侵入被告事件について、昭和三九年一一月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があったので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人大野正男の上告趣意第一点は単なる訴訟法違反の主張であり（本件において、訴因変更の手続を要しないとした所論引用の原判示は、正当として是認し得る。）、同第二点は事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であり、同第三点は事実誤認、単なる法令違反の主張であり（事実審の確定した事実関係の下において、被告人の本件行為に暴力行為等処罰ニ関スル法律を適用したことに所論の違法は認められない。）、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よって、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年三月三一日

昭和四一年三月三一日決定　昭和四〇年(あ)第二〇六号

昭和四一年三月三一日決定　昭和四〇年(あ)第二〇六号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎
裁判官　長部謹吾
裁判官　松田二郎
裁判官　岩田誠

昭和四〇年(あ)第二〇六号

暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、建造物侵入

被告人　篠原正雄

弁護人大野正男の上告趣意（昭和四〇年三月一五日付）第一点　原判決は刑事訴訟法三一二条の解釈適用を誤り被告人の防禦に実質的な不利益を招来し、判決に影響を及ぼすことは明らかであるから破棄されるべきである。

原判決は弁護人の控訴趣意第一点につき、

「訴因が具体的刑罰権の根拠として法律的に整理された特定の具体的事実の検察官による主張であることは言うまでもないところ、いまその具体的事実が少しでも変れば訴因は別個のものになるかと言えばそうではなく、法律的また社会的評価において実質的な差異が無い限り訴因は同一性を保つものと解すべく、これを本件について言えば前述の如き各具体的事実の差異は器物損壊ないし集団による器物の損壊と言う点において法律的または社会的評価につき差等を生ずるとは認め難い。」

と判示している。

しかし、右の見解は余りに訴因の概念を抽象化し、無内容のものとしている。原判決のいうとおり、起訴状の公訴事実によつても、第一審の認定によつても、罰条としては暴力行為等処罰に関する法律第一条が適用されることになる。しかし、構成要件事実の中枢をなす、器物損壊の対象、方法、その主体は変更されているのであつて、これを全体として、法律的、社会的評価が同一であるとはなしえない。

例えば詐欺の訴因についても、欺罔手段、騙取財物等が著しく異れば、訴因としては同一性を欠くといわねばならな

い。

又かりに、起訴状の公訴事実と裁判所の認定した事実に訴因の同一性があるとした場合でも、そこに或る程度の相違があり、それが被告人の防禦に実質的に不利になる場合は、刑訴法三一二条により、訴因変更の手続をなすべきものである。

本件について具体的にいえば、本件公訴事実第一は、被告人が多数の者と共謀の上

「……車町信号所において、多数の者と共同し、同信号所入口脇のガラス窓を殴打し、或いは投石し、更に窓枠をスコップでこじあけるなどして、ガラス窓二枚を損壊し」

というのである。

そして、検察官の冒頭陳述によると、

「四十五、六歳位の氏名不詳の労組員が投石して窓硝子一枚を破壊した。」

「それと同時に、氏名不詳の労組員がスコップの先端を二枚目の硝子戸の下部に差込んでこじあけようとし、戸がレールから外れた時、地本の腕章をした氏名不詳の労組員が、その硝子窓を捉えて揺ったため窓硝子二枚が破れた。……その硝子窓はその後間もなく階下に落下してしまったのである」

本件は器物損壊が構成要件の中心をなす。検察官によれば、その損壊の原因は(1)投石による窓硝子一枚の破壊、(2)レールから外れた硝子窓を捉えて揺ったことによる窓硝子（戸）二枚の破壊というのである。

このような訴因に対して、第一審判決の認定は、損壊の原因として

「被告人は多数の者と共謀の上、相共に同信号所出入口の施錠された硝子戸及びこれに隣接する硝子窓を叩いたり揺さ振ったりした挙句、組合員中の或る者はスコップで窓枠をこじってその窓硝子を壊し、或る者は外された窓枠を階段下

地上に投げ棄て、因て窓硝子戸二枚を損壊した」

というのである。

すなわち、損壊の原因は

(A) スコップで窓枠をこじって窓硝子を壊し、

(B) 外された窓枠を階段下に投げ棄て窓硝子戸二枚壊したとされる。

これを、公訴事実の訴因と比較するならば、(1)の投石による破壊は否定され、(2)の揺さぶりによる窓硝子戸二枚の損壊については、損壊の直接の原因ではないとされ、あらたに(A)窓硝子の損壊はスコップによるこじり、(B)窓硝子戸については、階下への投げ棄て、なる行為が認定されたのである。しかも、第一審判決の認定した(B)の投げ棄てなる行為は、原判決によって、

「本件全証拠をもってするもこれを認定するに由なく、したがってこの点は原判決の事実誤認である」

とされているのである。前記(1)(2)と(A)(B)では明らかに行為の主体も対象も方法も異なる。

弁護人は、公訴事実と第一審判決の認定した事実が必ずしも公訴事実として同一性を有しないとまで論ずるものではないが、すくなくも、器物損壊が中心をなす本件訴因において、その原因をなす損壊行為がこのように変化するにおいては、当然刑訴法三一二条により訴因の変更をなすべきであり、然らざるときは、被告人の防禦権に重大な支障をきたすものと考える。

特に本件は、暴力行為等処罰に関する法律違反の共謀共同正犯として起訴されたものであり、自己の行為以外の他人の行為についてまで刑事責任を負わされようとしているのであるから、訴因たる投石の事実、及びゆさぶりによる破壊の事実を争い、第一審判決も、前者の事実は否定し、後者については、ゆさぶりと損壊との直接的な

関係を否定した。然るに突如として、「投げ棄て」だの「スコップのこじりによる損壊」だの訴因に記載されていない事実について認定されたのでは、それが他人の行為であるだけ被告人としては、如何ともし難いのである。

もし、このような事実が訴因として掲記され、変更されるならば、公判の争点の中心は「投石」の有無、「ゆさぶり」の程度如何から「投げ棄て」行為の有無、「スコップのこじり」の程度及び目的如何へと移行したであろう。殊に本件の場合、投石したとされる者と、窓硝子をゆさぶつたとされる者と、スコップでこじつたとされる者とは、全部別人であつて、同一人物による別の行為という程度のものではない。

傷害の場合に例をとつても、投石によつて怪我させたという訴因に対し、殴打して怪我させたと認定し、しかもその行為者は別であるということになれば、共犯責任を追究するためにも当然訴因を異にし、変更すべきものであろう。それが、フェアー・トライアルの原則である。

刑訴法三一二条三項が、訴因の変更を速かに被告人に通知すべきものとし、又同条四項において、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞のあるときは、充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない旨規定しているのも、あくまで裁判所の認定が不意打であつてはならず、公訴事実として同一性がある場合でも、必ずこれの変更を命ずべきものとしているのである。

本件では、起訴状が訴因として記載された損壊行為は、或いは存在せずとされ、或いは損壊との関連を否定されているのであつて本来なら無罪の言渡をすべきものである。然るに別の共同行為者による別行為が認定され、それが被告人の刑事責任の基礎とされたのである。もし「投げ棄て」行為なるものが訴因として掲記されていたなら、当然被告人の防禦はここに中心がむけられたであろう。原判決は「被告人の防禦に実質的な支障又は不利益があつたものとは認められない」というけれども、これら他人の行為のうち、何人のどの行為が損壊行為とされるかは、本件争点の中心をなすものであつ

て、被告人の防禦としては、当然訴因掲記の行為に向けられるのは当然である。現に「投げ棄て」行為などは、もし訴因になつていたならば、当然被告人側はその事実の不存在を積極的に立証しえたであろうが、判決において突然認定されたため、如何ともし難かつたのである。

訴因は、本件の如く共同正犯として多数の他人の行為の責任を被告人にも負わせる場合は、特に厳格でなければならない。

然るに、訴因変更の手続をとることなく、突然異つた事実を認定した第一審判決はこの点において違法であり、これを容認した原判決も亦、違法であり、その結果は被告人の防禦に支障ないし不利益を蒙らせ、判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、破棄されるべきである。

第二点　原判決は、組合員中のある者が、レールから外れたガラス戸を引張つて落下させた旨認定しているが、右は事実誤認ないし審理不尽の違法があり、判決に影響を及ぼすこと明らかであるから破棄されるべきである。

ガラス窓二枚の損壊の原因については奇妙なことに検察官の主張、第一審の認定、原判決の認定すべてが喰違つている。

検察官の公訴事実及び冒頭陳述によれば右損壊は、「レールから外れた戸を氏名不詳の労組員がとらえてゆすぶつたため、窓ガラス二枚が破れた。その硝子窓はその後間もなく階下に落下した」というのである。

第一審の認定によれば「或る者は外された窓枠を階段下地上に投げ棄て、因つて窓硝子戸二枚を損壊した」というのであり、原判決は、右事実誤認であるとしてあらたに「或る者はレールから外れたガラス戸を引張つて落下させたりして結局窓ガラス戸二枚を損壊した」というのである。

このように、みる人毎に窓硝子戸二枚の損壊の原因が違うのは一体何によるのであるか。それは結局、目撃証人という

柿沼、藤井両公安官の証人の供述が変動し、作為的であり、その度毎に変化しているからであり、このような措信すべからざる証言を信用するところに危険が存するのである。

原判決は争いになつた窓硝子戸落下の時期については明示的な判断をしていないけれども、判文より推論するに、被告人らが信号所内に立入る以前に、組合員中の何者が引張つて落下させた旨認定したようであり、これが、器物損壊と共同意思の存在の根拠とされていると考えられる。

しかし、この点は、極めて重大な誤認であり、又第一審及び原判決の認定の根拠となる柿沼、藤井両証言の最も不自然なところである。

柿沼（川上）は、第一審において、戸が落下した后、窓ごしに、一人の者が入つてきた旨供述しているが、藤井はそのような供述をしていない。それどころか、原審になつて始めて提出された藤井の検察官に対する昭和三七年四月一一日供述調書では、

「問　労組員のうち破壊された窓からキャビン内に侵入した者は居りませんでしたか。

答　今述べた様に全員が入口から侵入しました。

問　川上公安員は最初の男が窓から侵入したと述べて居りますが。

答　おそらく川上公安員は感違いをしているのではないかと思います。」

とまで断言しているのである。

ところが、第二審になるや、柿沼は、二・三人の組合員が窓から入つてきたと供述を変え、しかも、藤井までこれに合せて、ガラスが割れたと同時に組合員が桟をつかんでひつぱつた。そしたらがらつと落ちた、二・三人の者が窓から入つた、旨供述するに至つた。その上藤井は弁護人の尋問に対し、自分は終始窓から入つた者がないなどといつたことはない

旨、完全に前言を翻したのである。

被告人らが、窓ガラスのわれた後、出入戸の鍵をあけ、戸をひらいて内部に立入つたことは、第一審の柿沼、藤井の供述によつても確認されるところであり、しかも柿沼に対する第一審の弁護人尋問、第二審における検察官尋問によつても、出入戸がひらかれると、窓がふさがれる恰好になり（実況見分調書参照）到底人がのりこえて当該窓部分から入れる状況ではない。物理的に不可能である。現に、室内にいた国鉄当局の四人の現認班員のいずれもがこれを目撃していない。藤井公安官も第二審に至るまでこれを否定し続けていたことは記録上明らかである。

また、二枚続きの窓枠が、被告人入室前に落下したというのであれば、当然当局四人の現認班員はこれを目撃しているはずであるのに、全員ともこれを否定している。原審における矢島証人もはつきり、そのような状態はみていない旨証言している。これら当局監視員四名の証言及び第一審の採用した岡部三治の証言によれば、窓枠の落下は、被告人ら入室後の出来事であることが略々確実であるにもかかわらず、殊更その点を明示せず、藤井、柿沼の証言を採用していることは、理解に苦しむところである。

そもそも、藤井・柿沼の供述が全面的に措信してよいかどうかには重大な疑問がある。

現に第一審も、原審も、藤井・柿沼両名が強調してやまない投石による窓ガラス損壊の事実を認めていないではないか。投石の事実は監視員四名とも否定しているのみならず、藤井・柿沼両名とも、第一審ではその損壊箇所は、引き戸の隣の窓の二枚目のガラスの上の部分であると一致して供述していた。ところが、第二審になると、両名とも、投石によつて損壊したガラスは、下の部分であり、それに間違いないというに至つた。勿論石も発見されなかつた。藤井は、その際、指を怪我した如くいうが、これは第一審ではスコップでこじつた際のガラスの破片で怪我したと供述していたものである。

このように、投石による損壊という重要事実について、一・二審とも措信しなかつたような供述をしている藤井・柿沼の証言を、窓枠損壊について何故に他の証言に反して措信するのであるか。特にこの事実をみていないという、大橋、川口、矢島、小林は何れも国鉄当局の監視員であり、室内数歩の距離から、現場を直接目撃していた者である。これらが、殊更被告人のため虚偽の事実をのべる可能性は絶無である。却つて、藤井・柿沼のように被告人と対立関係にある者が、被告人に不利に、事実を誇張ないし歪曲してのべる可能性の方が遙かに高い。

それどころか、本件では、以下のべるように右両名の供述には明らかに作為的、不自然、不合理な点が随所にあり、到底このような供述をもつて有罪の証拠とはなしえないと信ずる。

このことは、控訴趣意第二点三でも指摘したが、第二審でも、顕著にみられた。

第一に先にも指摘したとおり、投石による損壊箇所を、両名とも一齊に一審の上部から下部へ変更した。

第二に、藤井は突然、窓越しに数名の者が入つてきたという柿沼供述に合せる供述を行つた。

第三に、一審で問題になつた針金の形の「エル」字問題について、藤井はなるべく柿沼の形に合せるべく「L」を変形して「ℓ」ともみえるような奇妙な形を書いて辻妻を合せようとした（藤井の証言調書の末尾添付の図面参照）。

その他、既に第一審の供述においても、「エル」字問題他、投石の点、被告人らが入室した際の丸山信号掛のいた場所の点、監視員が来た時間の点、被告人の服装の点、最初の入室者が誰であつたかの点についてそれぞれ明らかに事実に反することについて、両名は一致して間違つた供述をしているのである。

勿論人間であるから、過去の事実について、服装、場所、時間等について記憶違いは存するであろう。右にあげた不自然点のうち、投石の点を除いては、一つ一つをみれば、供述が事実と違つていたとしても、それほど疑問視する必要はあるまい。しかし、問題は、藤井、柿沼の両名が同じ事項について完全に一致して間違い、しかも間違つてのべた内容がまた一致しているのである。

これは、偶然ないし自然の誤りでは絶対ありえない作為以外にこのように一致して間違うことはありえない。裁判所においては、そこに思いを致してほしいのである。このように供述の各所に作為的な誤りがある以上、どうして、窓ガラスの破壊、窓枠の破壊についてのみ、真実をのべているという保障があろうか。このような怪し気な証言によつて、しかも被告人と対立関係にある者の怪しげな証言によつて、一人の市民に刑罰を科してもよいのだろうか。

裁判所は、何故に、同室して現場を目撃していた四名の当局監視員の証言（それは藤井・柿沼の証言と重要な点ではつきり異つている）を重視しないのであろうか。少なくも第二審は、矢島一名ではなく、申請のあつた小林はもちろん、もし証拠価値に疑いをもつなら、川口、大橋をも喚問して、その信用力を確かめなかつたのであろうか。

当局監視員四名と藤井・柿沼証言との決定的な相違矛盾が存するのに、それを解明することもなく、その理由をのべることもなく、いたずらに藤井・柿沼両証言（しかも投石等の重要事実を措信せず）のみを採用し、これで被告人に刑罰を科するのでは、一体何のための裁判手続であり、判決であるのだろうか。少なくも被告人、弁護人において合理的な疑問を提出している以上、それを支持するか否かは別として、それについて解明し、答えるべきではあるまいか。そうしてこそ、裁判への信頼は担保されるのではあるまいか。

原審は、右にのべた点において事実誤認ないし審理不尽の違法があり、右は判決に影響を及ぼすこと明らかであるから破棄されるべきである。

第三点　原判決が被告人と実行行為者との間に器物損壊の未必の共同意思を認定したことは、事実誤認ないし、暴力行為処罰に関する法律第一条の解釈適用を誤つたものであり、右は判決に影響を及ぼすこと明らかであるから破棄されるべきである。

原判決は

「被告人を初め来集していた組合員等の共同意思は信号所の内部に立入り信号係員等を連れ出すことにあり、内部から任意に戸を開かぬ以上、実力をもつてしても立入るべく、そのためにはガラス戸を外し場合によつては破壊することも已むを得ないとの認識のもとにスコップでこじる等前記のような行動がなされたことも優にこれを認定できる」としているが、これは明らかに事実の誤認である。

そもそも暴力行為処罰法一条における「共同意思」とは、明確なものであることを要し、騒乱罪におけるが如き、未必的な共同意思は含まないと解すべきである。騒乱罪においては、その「共同意思」は行為者相互の意思連絡ないし相互認識の交換まではこれを必要とせず、認識があつて未必的な共同意思があれば足りると説かれる（もつともこれには有力な反対説がある。大塚仁教授判例評論一六号）これは騒乱罪という特殊な構成要件から生ずるものであつて、暴力行為処罰法にまで及ぼすべきものではない。

本件についてみるに、被告人ら二、三十名が車町信号所に組合員説得のため赴いたことは、労働組合活動として何ら非難されるべき性質のものではなく、犯罪行為ではない。又車町信号所が施錠されているという事実も被告人らは知らなかつたのであるから、当初より被告人始め二、三十名の者に、未必にもせよ器物損壊の意思のありうる筈がない。

被告人に損壊の意思のなかつたことは、

(1) 被告人らが車町信号所階段上で停止し、十数分にわたり、信号掛員及び当局の者に呼びかけていること。

(2) 被告人は、他の者が針金で戸をもちあげようとしたのを制止していること。

(3) 伝令を出して、その後の行動を問い合せているのに対し、「そちらはそちらで考えてやつてくれ」という〝ゆとりのある〟返事であつたこと。

(4) 被告人自身は、その後も出入口の扉をガタガタさせながら「あけろあけろ」などと呼びかけたにとどまり、何ら損壊的行動に出ていないこと。

(5) スコップで窓をこじつた者にしても、窓硝子を破壊しようとしたのではなく、窓を外そうとしたものであつて、ガラスをスコップで叩きわつたわけではない。第一審及び原判決のように、これを未必の故意としてみるとしても、被告人がこれを認識し、許容し、この者と未必の損壊意思を共通にしたなどという証拠は存しない。

(6) 現に、被告人がこのスコップの使用を知つていたとする何の証拠も存しない。

(7) 却つて、被告人は、右窓ガラスが壊れた直後、その破片の飛散状況よりして、公安官がこわしたと思い、これに抗議している。（これは原審において柿沼《川上》昇公安官もその旨を認めている）等の事実から推認される。

第一審判決及び原判決は、これらの具体的事実に注意することなく、信号掛を連れ出すつもりで行つたのなら、扉を壊すこともやむをえないと考えていたであろうとの先入観を強く抱いているように思われる。

もとより、二、三十名の者のうちには、現場において、このような考え方をもつていた者が絶無であつたとはいえないかもしれない。しかし、それにしても、スコップ等で窓枠をこじつた者は一、二名であり、他の多くはそれぞれ「あけろあけろ」と叫んだり、窓や扉を叩いたりしていたのであつて、その間に、暴力行為等処罰法一条の要件たる「共同意思」が成立しているとみるのは、実体に遠い。それなら、窓枠を外したり、叫んだり厄介なことをせずに、扉のガラスを一枚割つて侵入すれば、容易になしえた筈である。藤井、柿沼（川上）両証人がいう「ではやろう」との言葉は被告人が現にいつたとしても、それをもつて、器物損壊の指示であるかのようにとるのは、余りに悪意ではないか。現に前述のように被告人は出入口の戸をガタガタさせていただけであるし、そのようにしているうちに、当局との話合になり、目的を遂げ

たことの経験がある以上、ガラス等をこわす意味まで含ませて、共同意思を認定するのは不合理である。

暴力行為等処罰法の要件は、これをルーズに解し適用すれば極めて危険が大きい。殊に労働運動や大衆運動の場合、そこには集団的示威や組合活動としての一定の共通意思は当初から前提として存在しているのであつて、これをもつて、暴力行為等処罰法一条の「共同意思」とされるならば、合法と非合法との境界は全く混同されてしまう。組合員らが二・三十人で信号掛を連れ出そうとする共同意思と、そのためには器物を損壊しようという共同意思とは別個のものであり、この両者を混同することは、暴力行為等処罰法の最も危険な適用となる。第一審判決と原判決とは、認定事実を異にするが、共にこの誤りをおかしており、右は同法一条の解釈適用を誤つたか或いは事実を誤認したかであつて、何れにせよ、判決に影響を及ぼすこと明らかであるから破棄されるべきである。

以　上

昭和四〇年(あ)第一一三四号

決　定

本籍および住居　神奈川県厚木市厚木七四〇番地

団体事務員

井　上　末　次

大正七年六月五日生

右の者に対する税理士法違反被告事件について、昭和四〇年四月一二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人植木敬夫の上告趣意について。

原審の確定した事実関係の下においては、被告人の本件行為が税理士法五九条、五二条、二条に違反するものであるとした原審の判断は是認できる。所論は種々述べるが、現行税制に関する批判を出でず、実質的違法性がないとの論旨は結局独自の見解というほかはない。それ故、違憲の主張は前提を欠くものであり、適法な上告理由に当らない。

弁護人池田輝孝の上告趣意について。

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

弁護人小沢茂の上告趣意第一点について。

所論は違憲をいうが、論旨が適法な上告理由に当らないことは、前記弁護人植木敬夫の上告趣意につき判示したとおりである。

同第二点について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

弁護人橋本紀徳の上告趣意について。

所論は違憲をいうが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

弁護人渋田幹雄の上告趣意について。

所論は、原審において主張、判断のない本件適用法条の違憲を主張するものであるのみならず、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し適法な上告理由に当らない。（なお、税理士法五二条、五九条は同法所定の要件を具えた税理士でない者の行なう税理士業務を規制するものであつて、何ら結社の自由を制限するものではなく、これらの規定を適用した第一審判決およびこれを是認した原判決には、所論のように結社の自由を侵害した点はない。それ故所論憲法二一条違反の論旨は前提を欠く主張たるに帰する。）

弁護人増本一彦の上告趣意について。

所論のうち違憲をいう点は、原審で主張、判断のない本件適用法条の違憲を主張するものであり、その余の論旨は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当らない。

被告人本人の上告趣意について。

所論違憲の主張は原審で主張、判断のない事項に関するものであるのみならず、実質は事実誤認の主張に帰し、適法な上告理由に当らない。

記録を調べても、所論の各点につき刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判官　入江俊郎

裁判長裁判官　奥野健一

裁判官　長部謹吾

裁判官　松田二郎

裁判官　岩田誠

弁護人植木敬夫の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

本件被告人が行つたような形態における「税理士業務」は、現在の社会において、不可欠に必要とされ、したがつて広汎に存在し、したがつてまた従来社会的に広く容認されてきたし、その上国家機関たる税務当局によつてさえも許容されてきたのであるから仮に被告人の本件行為が税理士法第五九条、第五二条、第二条の構成要件に形式的に該当するとしても、それには実質的に違法性がなく、したがつて右各本条を適用して被告人を処断したことは、結局憲法第三一条に違反する。

以下その理由を概説する。

㈠　この問題を考えるには、われわれはまず、今日零細業者にとつて、租税問題がその営業の維持ひいては生存の維持に深刻な死活の問題となつていることを、しつかりと理解しなければならない。その所以を概説すれば以下のとおりである。

(1)　今日の税利のもつとも基本的な構造は、上に薄く、下に厚い大衆課税である、という点にある。そのことは納税者の数および課税最低限の額にまず端的に現われている。

昭和九年ないし一一年の平均納税者数は、わずかに九四九、〇〇〇人にすぎなかつたが、現在その数は二、〇〇〇万を超えている。そして課税最低限は昭和三九年度をみると標準家族（夫婦と子供三人）の事業所得者の場合三三九、四〇〇円であつて、最低生活費以下の収入しか得ていない者から、すでに税金が取り立てられているのである。

そして各種税法を一覧して明らかなように課税対象額が高い程税率が低くなつている。その上、法人税の場合、大企業に対しては「租税特別措置法」が存在して数々の免税特権が支えられている。そのため大蔵省の調査によつても昭和三五年乃至三七年に、国税だけでその減免額は実に一二、八五三億円に達しているのであつて、法人税の大企業に対す

る実効税率は表面上でも一〇%にすぎないと云われている。

このようにして現在国家予算の約七割はいわゆる大衆と呼ばれる層から徴収されているのである。

(2) 以上のように税制そのものが、現在大衆に過重な負担を負わせているが、それに加えてとくに零細業者にとつては、その負担は税制の要求するところ以上に加重されているのであつて、その原因は主として税法の運用すなわち税務行政がきわめて権力的に行われるところにある。

このことは、現在のわが国の税制が自主申告納税制度をその根本としているにもかかわらず実際にはそれは名ばかりで、徴税官吏に留保されている更正、決定の権限が十二分以上に活用されており、各納税期毎に、これを免れる零細事業はきわめて少ないことにまず第一に現われている。

その上、課税額の決定は、その業者の実際の収支によらず、いわゆる標準率、効率表による機械的推計課税に主として拠つているのである。

また現在の税法は、現代会計学の達成の上に基礎をおいてはいるが、税法上「所得」の概念がきわめて曖昧である上、「所得」を算出する必要要素である「必要経費」「損金」の範囲が、具体的場合にはとくに曖昧となるのであつて、それが徴税目的に従つた恣意的解釈と操作を可能にしている。

以上のような実務の実態の上に立つて、国家予算に基く徴税目標が与えられ、官僚たる税務官吏が、その目的達成の成績向上の意欲を以て納税者に臨む場合、その権限行使がきわめて一方的、権力的となることは避け難い必然である。

そしてその圧力は小さく、弱い者に程強くなるのであつて、零細業者が絶えずその生存の死活に関する不当課税の脅威に直面しなければならない所以である。

以上のことは、今日その政治的思想的立場の如何を問わず識者、一般人のひとしく認めるところである。このことを

われわれはまずよく頭に置いておく必要がある。

こうして零細業者は例外なくその生存のために税法上の正当な権利を守るための手段を講ずる必要に迫まられているのである。

(3) ところで前述の如く現在の税法は会計学の達成の上に構築されているのであるから、正当な課税を受けるためには、会計学に基き、且つ税法の要求に即応した正確な会計帳簿、財務諸表を整備し、それに基いて申告することが不可欠の前提となる。そしてこのことは法律によつても義務ずけられているのである。もつともいわゆる白色申告者には帳簿備付の義務はないが、彼らと雖も、一旦不当課税に直面した場合、正確な帳簿なくしては反論する武器を持ち得ないし、実際税務当局も帳簿のない者を相手にしないのである。

(4) ところが会計学、税法を理解するには特別の教育を受けなければならず、しかもそれを誰でも受けるわけにはいかないことは論ずるまでもないことろであつて、とくに零細業者にはその点が顕著である。しかも仮にその理解能力があつても現下の経済体制下では、零細企業の存立にはほとんど余暇なく身を粉にして働かなければならないことも論ずるまでもなく明らかな社会的現実である。したがつて彼らのほとんどはいずれにしても自ら帳簿を記帳し、申告書を作成することが不可能なのである。

しかも重要なことは、この記帳、申告の必要と義務は、彼らが営業を続けるかぎり、法によつても強制され避けることが出来ないのである。

ここにこの問題のポイントがある。例えば、彼らが何らかの紛争にまきこまれ、権利を侵害される危険に直面した場合、いやなら自らその権利を放棄すればよいのであるし、また病気になつて、経済能力がなければ医者を頼まないでもよい。しかし税金の申告はいやでも応でも出来ても出来なくてもしなければならないのである。

ではそれを税理士に依頼することが出来るであろうか。

(二) 現在の状況下では、零細業者は税理士に依存することは不可能である。このことは統計が明白に示している冷厳な事実であつて「税務行政の妥当な運営」（原判決）などによつてもいかんともすることはできない。

(1) 昭和三七年九月現在で国税庁が行つた税理士に関する調査によると、申告営業者は個人九七万六千人、法人五七万八千人、合計約一五五万人である。それに対して税理士は約一万三千人であつて、その中業務を行つているものは約一万人であるつまり税理士一人当り申告営業者は約一五五人となる。

(2) ところでこれらの営業者の中税理士の関与しているものの比率は個人一八・二%、法人六八・八%、合計三六%にすぎず、非関与者の実数は個人約八〇万人、法人約二〇万人に達する。

(3) 反対に税理士一人当りの関与件数をみると、それは五九件であり、事務員は同じく四・八人である。このことは税理士およびその事務員を含めて関与できる限度が一人当り約一〇件である、と云うことを意味する。

(4) 以上のことは何を意味するか。第一に、業者が全部税理士に依存することは物理的にも不可能である、と云うことである。そして税理士の関与外にあるのは、現在の経済状態に基いてこれを考察すると、その一部は必要な専門従業員を自ら雇傭している大、中の企業であり、その大部分はそのような従業員も雇えない零細業者であることが容易に理解される。税理士も一つの営業であり、自己に選択の自由がある以上、多い報酬を期待できる企業を選んで関与することになることを誰も非難できないのである。

こうして零細業者は税理士から相手にされない。もし、自分から相手にして貰おうと思つても自己の負担能力を超えた報酬を払わなければならない（原審申請一二番報酬規定参照）から、その点からもあきめなければならないのである。しかし、だからと云つて前述のように、申告義務を免れることはできないし、したがつてその基礎たる記帳を怠る

わけにもいかないのである。そうとすれば、彼らは不可避的に何らかの対策を考え出す他はない。

それはどう云う形で現われているのであらうか。

(三) 現在「非税理士行為」は社会に広汎に存在している。

(1) その対策は、われわれが自らその立場に身を置いて考えれば容易に知ることができる。彼らはまず、家族、親類縁者という手近なところに知識のある者を求めるのであり、それもない場合、友人、知人、縁故を辿つてそれを求めるのである。しかしそれの出来る者の数はたかが知れている。

(2) こうして前述の如く一〇〇万人にもおよぶ税理士の非関与営業者が計理事務、税務事務の補助者を求めるのであるから、それは広汎な需要を生むのであつて、需要のあるところその供給者が発生するのは経済法則である。

したがつて現在社会には、計理事務の知識を有する者（会社経理部員、会計事務所、税務事務所の事務員、あるいは単に知識を有するだけの者など）の内職が広汎に存在しているし、更に純然たる「ヤミ税理士」業さえ成立している。この「ヤミ税理士」は一税務署管内に少くとも数人はいる、と云われている。

(3) 前記の国税庁の調査によると、正規の税理士の中にも、このような大きな需要に答えて、一〇人以上の事務員を雇い、一〇〇件以上に関与している者が一、六〇二人もあり、その中には事務員二〇人以上、関与件数二〇〇件以上のものが二九〇人もいる。こうなれば資格を持つた税理士が実際に自己の判断を以て事務員の行つた記帳、書類作成を点検することは物理的に全く不可能であつて、これらは実際上その事務員がすべて自己の判断において税理士業務を行つているのである。

(4) 以上はすべて税理士法の規定を狭義に解釈すれば「非税理士行為」である。しかし以上に例示したすべての者が存在していても、なお需要に足りるわけではない。そこで次のような現象も生ずる。たとえば川崎税務署では各申告期にな

ると、予め申告者に周知させておいた上で税務署の窓口附近に、各税務事務所の事務員（肝心の税理士本人はこういう面倒なところには、もちろん出てこない）が机をずらりと並べて座つており、来た申告者の申告書を作成してやるのである。かつて相当長い期間川崎中原民主商工会の事務員も、もちろん税務署公認の上で、これに机を並べていた。

これまた厳密に言えば「非税理士行為」である。

(5) 以上の現象は社会の必要から必然的に生じた大量的社会現象である。しかしこれらが何か社会的に非難すべき問題を生じたことはない。これらの中機然たる「ヤミ税理士」すなわち資格なくして税理士業務を自己の営業として生活する者の中、とくに不正な者若干がときたま司直によつて摘発されるだけである。それは何故か。それは根本的にはこれらの現象が社会の必要によつて生じたものである以上、一般にこれが社会的非難に値するとは考えられないし、またこれを全面的に禁圧することは却つて収拾し難い混乱、困難をまねくからである。

しかし、その他にも原因がある。

(四) 記帳、申告書作成は機械的な仕事であつて、誰がやつても大した変りはない。

記帳は会計学の達成の上に立つて行われる。しかし、その実務は、日常の各種の収支を、各費目にふり分けるということに帰着する。したがつて一定の知識を修得しさえすれば、あとは誰でもそう困難なく機械的に行うことができるのである。税法も、それ自体は複雑難解であるが、申告書自体は決算に基いて、ほぼそれを機械的に写せばよいようになつているのであるから、計理実務に通じておれば、あとはほとんど困難なく機械的に作成することができるのである。

したがつて、それは資格ある者であつてもなくても一定の知識（それは例えば法学や医学よりははるかに容易に修得できる）さえあれば、その結果はほとんど変らないのである。

しかも前述のように申告書は決算に基いてそれを引き写せばいいようになつているのであるから、計理事務を行つてい

る者がそれを作成するのが、最も便宜なのである。しかも計理事務を行うことには何ら法定の資格制限はないのである。その上、申告書は、その実質上税務当局に対する一種の資料の提出にすぎず、それによつて税務当局は実質上何らの拘束も受けず、いつでも更正できるのである。こうした事実の中にも、「非税理士行為」が広汎に行われ、しかもそれによつて通常何らの実害も伴わず、むしろ社会的にはこれが広く認容される理由がある。ここにも税理士業務と弁護士又は医師の業務との本質的な差異がある。

(五) 税理士法の資格制限は元来、自己の営業として税理士業務を行うことを予想して立法された。

税理士の資格制限が以上に例示したような各種の「非税理士行為」をすべて禁止する趣旨で立法されたと考えることは、以上の如き社会的現実に照してみるとき全く不自然不条理であつて考えられないところである。現に税理士法、その前身たる税務代理士法の立法の際の議会議事録をみれば、それは元来は、自己の生活の資たる営業として、税理士業務を行う者に対象として、その資格を制限しようとするものであつたことは明らかなのである。ただその規定が明文上は例外を認めない一般的表現となつているところに今日の問題を生じたにすぎない。

(六) 相模原交友会の記帳および申告書作成業務は、社会的必要から行われ、しかもその信頼性が十分担保されている。

(1) さて本件被告人の行つた記帳事務と、それに伴つて行つた申告書作成の業務は、相模原交友会の事業として行われたものであることは、一審判決認定のとおりである。そして相模原交友会は、元来零細業者の経済上、社会上の利益を共同して守ることを目的として発足したのであつて、その事業の中には、零細業者の常に直面している金融の方途を見出すこと、時代の要求に適合した経営方針を適時に立て得るような施策を講ずること、供給過少な労務対策などがあるが、その他に前述のように零細業者にとつて租税における正当な権利を守ることが死活の問題となつている現実に鑑み、その方途として記帳事務、申告書作成事務を、その一つの重要な事業として行つて来たものであることもまた一審

判決認定のとおりである。これらは前述のような広汎な社会的必要性と社会的事実の上に立つて、交友会に結集した会員が見出した一つの解決策しかももつとも合理性の高い解決策に他ならない。

(2) そして本件における被告人の立場は、なるほど法的厳密性から言えば、権利能力なき社団たる相模原交友会の従業員であつて、その会員たる個々の個人又は法人営業者の従業員ではないかも知れない。しかし被告人と会員との関係は、自己の自由なる選択において依頼し、依頼される場合とは異なり、継続的な従属関係にあるのであつて、この点において、雇主とその従業員との関係と実質上異なるところはないのであるしたがつて、同じく税理士法の当該条項の構成要件に形式的には該当する従業員の行為が違法でない、とされているのに本件の如き場合を違法として差別する実質的合理的理由は少しもない。

しかも被告人が、会員という多数の者の継続的な監視、監督の下におかれているという事実によつて、その行う事務の信頼性は十分に担保されているのである。したがつて、直接の従業員と比べても、そのことによる実質的な害悪には少しの差異もなく、むしろ監督的立場に立つ者が多いことによつて、その害悪の可能性は少いとさえ云える。

(七) 「非税理士行為」一切を禁止しては、税務行政は不可能となる。

さて立場を変えて、国家の税務行政の遂行の見地から考えてみよう。そのことが本件行為の実質的違法性の有無を判断するためにも、欠くことができないであろう。

前記のように、昭和三七年度の申告営業者は約一五五万人、その中税理士の関与していないものが約一〇〇万人であつて、その大部分が堪能な会計職員を雇つておらず、また雇えない零細業者である。

それに対して、税務職員は約五万人にすぎない。その中で納税者の所得調査を直接担当する職員はその数割にすぎないであろう。このような状態で、大部分の零細業者に正確な会計帳簿が備付けられておらず、また不正確な申告書が提出さ

れることになると、それを調査し、更正する作業には莫大な労力を必要とすることになり、現在の人員ではそれを行うことは全く不可能である。だからと云つて已む得ず推計課税をあまりに一方的に強行すれば、いたずらに無数の紛議を誘発し、また納税者の非協力と抵抗を強化普遍化するだけであつて、それはますます徴税事務の障害をもたらすことになる。

したがつて、税務当局は、徴税事務の円滑な遂行のためには、社会に実際に広汎に存在している各種の「非税理士行為」（それは調査等に際して申告者に直接接触すれば、きわめて容易に発見することができる）のほとんどを容認せざるを得ないし、実際に容認してきたのである。

(八) 税務当局は、業者団体の行う税理士業務に依存して徴税事務を行つてきた。

しかし個々人が自由な立場で行つている「非税理士行為」は、それだけでは需要を持つ零細業者のすべてを蔽うわけには到底いかないし、しかも一般的に行つてそれには信頼性が少ない。そこで税務当局としては、それを黙認はしても、これを積極的に利用する態度を示していない。そして税務当局は、そのような場合とは異なり、より信頼度が高く、社会的にも妥当な団体という形態による、納税者の協力を得べく積極的な努力を払つてきているのである。

それの最初の現われが個人営業者に対する青色申告会結成の行政指導であつた。これは今日非常に普及している。

その次は、近時零細業者が法人化される趨勢にあるのに即応して法人会結成の努力であり、これは今日普及しつつある段階にある。これらの団体は、業者の記帳指導、申告指導を行うことを実際上直接目的としている団体である。

ところがこういう上からの指導では、会員の積極性の発揮は期待できないから、特別熱心な指導者でも出ないかぎり、団体らしい団体となることは稀であり、仮に指導者がいても自己の名利のために当局の要求実現にのみ熱心で、会員の正当な権利の擁護に不熱心なため、却つて会員の離反をまねくことが多く、これらの団体は多く有名無実か、またはそれに近い状態であつて、必ずしも徴税事務の円滑公正化に役立つて、いないのである。そこから税務当局は、既存の地域商工

会、中でも現在わが国における唯一の自発的積極的商工団体であるいわゆる民主商工会系団体の協力に依存しなければならなくなる。これは現在の徴税体制下では必要不可欠である。したがつて最近政府が政治的考慮から、これを弾圧する姿勢を示すまでは、直接の税務当局と民商系団体との関係はきわめて円滑であつた。相模原交友会の総会には管轄税務署長又はその代理が出席し挨拶するのが従来の慣例であつたことなどは、このことを端的に現わしていると云える。もちろんこの場合、交友会が申告書作成事務を行つていることは税務署は十分承知のことであつた。何故なら、交友会員は多数であつて、それから一括提出される申告書をみれば、それが会員本人の作成したものか、会事務局で作成したものかは一見して誰にでも判るからである。

本件の告発は、税務当局が他方の協力者である税理士会の利己的要求に遭遇して、已むなくその面子を立てるために行つたものにすぎない。

以上のような次第であるから、一般に民商に対する態度にしても、他の政治目的達成のため政府が行動した一時機をすぎれば徴税事務上の必要からふたたびこれに依存するようになることは眼に見えているのである。

要するに、本件の如き行為は、徴税事務の円滑公正に害を与えるどころか、それに大いに役立つているのである。

(九) ついでに、なおここで附言しておきたいのは、原判決が「当審証人石森克二及び同梅沢節男の各証言によれば、税務当局が相模原交友会において被告人に本件のような税務書類作成等の税理士業務を行わせるような活動を是認して来たとは直ちに認め難く、又青色申告会等の税務当局と友好関係にあると認められる団体においても税理士法に違反しないよう注意して業務を行つていることを認めることができる」と判示している点である。弁護人は正にこの点の立証を目的として原審で中村敏春、木村賢蔵を証人として申請したのに、その立証を許さずかかる即断を行うとは正に「だまし討ち」「やみ討ち」と云うべき不正卑劣な態度であつて、審理不尽と云うべきである。

(十) むすび

以上の如き冷厳な社会的事実に照らしてみるとき、税理士の当該法条は、本件行為の如き場合を、その構成要件に含まないと解すべきであるし、仮に含むとしても、すでに原判決も違法性なきものと暗に認めているように会社従業員、家族の「非税理士行為」と区別して違法性ありとするいかなる理由もないのであつて、反対に実質的違法性なきものとすべき積極的事情こそ十分に存在するのであり、本件行為を処罰することは、徒らに社会に混乱をもたらし国家の徴税事務さえ渋滞させるのであつて、原判決は結局憲法第三一条に違反するのである。

以　上

（昭和四〇年(あ)第一一三四号

税理士法違反

被告人　井上末次

弁護人池田輝孝の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

原判決は税理士法第二条の解釈を誤まり、罪とならない事実を有罪とした違法がある。

一、原判決は本件における被告人の所為を税理士法第二条に該当するものと認定した。ところで税理士法第二条は税理士の業務として「他人の求めに応じ所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税……その他の租税について左の行為を行うことを業とすること」として左の行為の中に「申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類を作成すること」と規定している。

然し本件における被告人の行為は「他人の求めに応じて」「申告書を作成した」ということにはならないとなすべきである。

二、(一)　税理士法第五二条は税理士でない者が同法第二条の「他人の求めに応じ申告書等を作成することを（業とすることを）禁じているのであつて、単に他人の申告書を作成することを業とすることを禁止しているものではない。この「他人の求めに応じ」という条件は税理士法特有の規定であつて、例えば同様に資格のない者の行為を禁止する弁護士法第二条医師法第一七条にはこの様な「他人の求めに応じ」という規定はない。

税理士法に限つて資格のない者が「他人の求めに応じて申告書等を作成すること」という禁止さるべき行為に「他人の求めに応じ」という制限を附してあるのは何故であるか。それは理由なくして医師法や弁護士法と区別されているのではなく、それだけの理由があるのである。

弁護士法第七二条も訴訟事件其他の事務を取扱うこと自体を禁止しているわけではない。同法は弁護士でない者が

「報酬を得る目的で」「訴訟事件……等の法律事務を取扱うこと」を禁止している。

医療法第一七条は「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定している。

即ち税理士法弁護士法医師法は夫々資格のない者が一定の事務をなすことを禁止しているがその禁止される行為の態様は一律ではない。即ち税理士法は「他人の求めに応じ」となすことを禁止し、弁護士法は「報酬を得る目的で」なすことを禁止している。これに対し医師法は無条件に医業を禁止している。

(二) この区別は夫々の必要性及び社会的実態を考慮して規定されているのである。

即ち税理士、弁護士、医師も夫々専門的な高度の智識を要することは変りはない。然し医業は人の生命身体に関することであつて、最も厳格な制限が必要である。医師でないものの医療行為はそれ自体危険であり、生命や身体の安全を自ら放棄すること自体公序良俗に反することであり、又医療行為をなす人の主観的意図や依頼を受ける態様によつて例外を認める理由はない。

(三) これに対し弁護士の行なう訴訟行為等は当事者本人が資格のある弁護士に委任せず、弁護士でない者に自らの法的智識を補う人に依頼するのは、弁護士に依頼することに比し自己の財産上又は身分法上の権利の主張をその限度で放棄することであつてそのこと自体は公序良俗に反することではない。

従つて法も特別代理人補佐人等の制度を設け、弁護士でない者の法律事務の扱いを認めているのである。唯それが報酬を得る目的で業として行なわれることが公認され、且つ自由に放任されゝば、自己の権利を充分守る意思のある人が弁護士に比し拙劣な技術、低度の責任感、それに伴う暴利的報酬（暴力団的取立屋の報酬は往々にして暴利である）等の被害を蒙ることゝなる従つて報酬を得ることを目的としない訴訟行為はその弊害はないので、弁護士法は「報酬を得る目的」による法律事務の取扱いを禁止しているのである。

(四) 次に税理士税の問題を考えよう。

税理士法第二条の解釈には申告書提出の実態を認識することが大前提である。市民の納税申告の事実を正しく認識して始めて税理士法第二条を正しく解釈することができるのである。

(イ) 原判決も認めている様に現在の税法は複雑難解であり、税法施行規則や細則は毎年変るし、而も実際は通達によつて、それらの解釈や取扱いが行われ、通達はひんぱんに出される。税務は税法という法律事務の分野で本来弁護士の職務であつたものが、弁護士も複雑難解目まぐるしく変るこの税法の分野ではついて行けず、税理士という独自の分野が生れた。而も申告納税制度が行なわれている限り、申告は罰則を以て強制されて居り、申告書に記載すべきことがわからないから申告の権利を放棄するということゝなる。

勢い、申告書は他の人に書いてもらうことゝなる。

(ロ) 例えば毎年三月の所得税確定申告の期間には税務署員が受付に出て、申告者のごつた返す中で納税者の言分をきいて申告書を代書している。勿論税務職員だけでは手不足でどうにもならない。多くの税理士の事務所の事務員も（これはたて前は税理士が協力していることになつているのか知れないが税理士が別にこれを点検しているわけではない。それに来ているのは税理士の事務員だけである）わけのわからぬ納税者の言分を聞いて申告書を書き次から次に仕事をさばいて行く更に各種青色申告会や法人会商店会の事務員もその窓口に坐つていてその会所属の会員の申告書を作成しているかも知れない（時期や全国の税務署により一律ではない）全商連傘下の各地民主商工会の事務員も、税務署員と同じに税務署の受付で、他の税務職員と同じく他人の申告書を書いてやる。

被告人やその他相模原交友会の事務局員も厚木税務署でこの様にして申告書を書いてやつていたのである。

これをしてやらなければ納税者も困るが、税務署自体も困るであろう、税務署はこれら非税理士の協力によつて

辛うじて申告書を受取ることができるのである。（右に納税者に代つて書いてやると述べたのは白紙に書き込むことの他、書いてあるものを訂正して書いてやるということも含む、例えば納税者が申告書に不動産所得と不動産の譲渡所得の区別がつかず欄を間違つて書けばこれを訂正して書き直してやつて、必要に応じ必要経費や税額も訂正して書き込んでくれる。それは勿論機械的な書き入れではなく、その者の判断の結果が書き入れられるのである）

(ハ) 然し申告時の窓口の訂正程度では、納税者の権利の保護の面から云えば充分ではない。必要経費として認められるものも、わからぬまゝに経費にしないし、或いは利益処分を必要経費と信じて税務署と紛争を生じる（例えば店舗事務所と居宅が同一建物のばあいこの関係は紛らわしい）この様な煩わしさと不利益に例えば〇〇駅前通り商店街では駅前通り商店会なるものを作り、小さな事務所を設けて税務と記帳の知識のある人を雇つてこの紛らわしいことを避けようとするのは自然の勢いである。このばあいその事務員は記帳や税の申告書の作成だけをやることにはならない。商店街のネオン燈の電気代の集金なども当然やることになろう。

(ニ) 各地の民主商工会や本件の相模原交友会も右と同じ様ないわば自然発生的要求がかなり組織的に整備されたものである此処では中小企業に冷たい金融のための交渉もかなり事務局員の大事な仕事とされている。

(ホ) 他面税務署としても記帳が納税者の趣味によりマチマチの方法で行われ、申告の適否さ調査するのに帳簿が全く役に立たず、所得判定のため刑事事件の地取り捜査同様取引先を聞いて歩くのでは、いくら人手があつてもやりきれるものではない。更に納税者との紛争が多く、税務行政はスムーズに行われない。帳簿が客観的に定められた方法によりなされていれば、売上や仕入の脱漏は帳簿自体から或る程度はわかることになる。調査の労力は大部分軽減される。更にその事務員との接触により納税者も必要経費になるものとならぬものも自然にわかり、税務署との紛争も少くなる。

此処に於て税務署自身も各地に青色申告会法人会を作らせ、これを宣伝し、前記商店会や相模原交友会と同様の組織と仕事をやらせる様になつたのであつて、これは全く社会的必要性があつて作られているのである。

(ヘ) 税務署側の見解―原審梅沢節男証言―によれば法人会青色申告会に於て税務は税理士会でやるという風にきめてやつているということであるが、実情はそうではない。殆どその会の事務員が申告書を作成しているし、もし税理士の関与しているところがあるとすれば、それは税理士の資格のない税理士の事務員がせいぜい会の事務員の作成した申告書に目を通す位であろう。

蓋し、それ以上に税理士自ら青色申告会法人会の会員一人一人の益金と損金を厳密に調査して税務申告書を作成するとすれば、税理士としても、少ない報酬でこの仕事をやれるわけはないし、会員としても、会の事務員の給料を支払つた上税理士の報酬を負担するのでは、始めから経理士に依頼するのと大して変らない費用を負担することになるであろうし、納税者も若しその経費の支出が可能であるならば、始めから法人会や青色申告会に加入せず、直接税理士に頼んでしまうであろうから、即ち青色申告会にしても法人会にしても、会員は一人一人が税理士を頼む営業規模がなく、税理士も一定金額以下の手数料では依頼を受けられないという関係があることに存在の理由があるのであり、税理士が会員各個の所得を適正に把握して申告書を作成してやることができる状態にあるならば、何も始から青色申告会や法人会を作る必要はないのである。

税務署はこの会の事務員の記帳並びに申告書作成を問題にしないのであるが、又かゝる事務員の行為を税理士法違反となす必要はないものと考えられるのである。

三、此処に於て再び税理士法第二条の「他人の求めに応じ」という規定の存在理由が検討さるべきである。

医師法は無条件に医療行為を禁止し、弁護士法は「報酬を得る目的」の法律事務取扱いを禁止している。

即ち税理士法は他人の申告書の作成自体を無条件に禁止しているわけではなく「他人の求めに応じ」税務署書類を作成することを禁じているのである。（原判決は法人税法第二五条の二のばあい以外はすべて禁止されるかの如くも読み取れ、論旨は不正確である）

例えば村（無医村の如き）の様な公法人、農業協同組合或いは会社等に於ては医師の資格のない人を雇つて会員だけとか、会社の社員だけについて医療行為をなさしめることは許されない。

医師法はいかなる形態に於ても、無条件に医師でない人による医療行為を禁止しているからである。

然し右に見た様に税理士法は申告書の作成を無条件に禁止しているわけではないのであつて、本件における被告人の所為が税理士法第二条に該当するか否かは更に深く検討されねばならない。

四、然らば税理士法第二条の禁止する「他人の求めに応じ」となす申告書の作成とは何を意味するのであろうか。

思うにこれはいわゆるヤミ税理士が自己の利益を図る目的で個人で若くは「団体と会員という名目をかりて」（原判決）税理士と同種の業を行うばあいの禁止規定であると考えられる。

蓋し、資格のない税理士に税理士と同種の業を許すことの弊害は弁護士と同じく、資格のある者に比しての技術の拙劣、責任感の欠如、税理士会による監督、暴利行為等が考えられる。然し他面弁護士は訴訟法が弁護士強制主義をとつていないが、税法は事実上の税理士強制主義（申告書の提出は義務であるとなつている点から、弁護士法に比し、資格のない人の申告書作成はゆるやかに解する必要性が存する。

従つてこのニセ税理士によるばあいの弊害のない限り、申告書作成について資格のない者を一律に排除する必要はないものである。

五、ところで税理士法第二条の「他人の求めに応じ」という語は委任関係を予想して規定された語句であると考えられる。それはいわゆるニセ税理士の禁止が予定されているのである。

然し被告人と会員とは全くその様な関係はない。原判決は被告人は権利能力なき社団である会員の意思とは関係なく同会の選任により会に雇われ（この場合、会員各自が被告人を雇つているとはとうてい見ることはできない。）その従業員たる義務に基づき同会の事務として各会員のため税務書類の作成に従事した」ものとなしているが、この関係に於てはむしろ被告人は自己の意思に関係なく従業員たる義務に基づき同会の事務として各会員のため税務書類の作成に従事したものということは到底見ることができない。ということになるであろう。

即ち被告人は同会従業員たる地位に基づき、申告書を作成したものであつて、仮りに会員の税務書類の作成依頼が同会への入会という形で行われたことに基因するとしても、それは被告人の意思に関係のないことであり、（この関係では被告人は給料は一定で仕事だけふえるのであるから、被告人の意思に反することもあり得る）被告人自身が会員の委任に基づいて被告人がその者の求めに応じて税務書類を作成したと見ることはできないのであつて、法の予定するニセ税理士とは全く異る形態のものである。

従つて本件被告人の如く従業員たる地位に基づき税務書類を作成することは税理士法第二条の「他人の求めに応じて」税務書類を作成したこととはならず、原判決は右法意の解釈を誤つたもので破棄さるべきものである。

以　上

昭和四〇年(あ)第一一三四号

税理士法違反

被告人　井　上　末　次

弁護人小沢茂の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

第一点　原判決は、憲法第三十一条に違反するか又は同法条の解釈を誤った違法がある。

一、原判決は、弁護人の本件控訴趣意第一点につき何等判示しないに等しい。

右控訴趣意第一点は、被告人が仮に他人の求めに応じてなしたものと認められるにしても、「被告人が他人の求めに応じて法人税確定申告書を作成したことが、何故に犯罪事実となるのであるかを検討しなければならない。何となれば被告人の行為は税理士法に規定する禁止事項に該当するから違法である、と簡単に解することはできない」ことを前提として、論理を展開しているのである。これに対する原判決の判示部分は、

(一)「なるほど、現行税制は複雑難解で通常人には容易に理解し難いものがあるといえないことはなく、納税者が税務書類の作成等をするについては所論のような種々な困難にしばしば逢着することがないとは必ずしもいい難いと考えるけれども、これが解決はひつきよう税務行政の妥当な運営に期すべきものといわなければならない」

(二)「税理士法が税理士業務の遂行を原則として一定の資格を備えた税理士に限つたのは、租税に関する法令を正しく理解して所定の納税義務の適正な実現を図り、ひいて納税者の正しい利益を守るとともに税務行政の妥当な運営を期する目的に出たもので、そのために一方において税理士に特別の義務と責任とを課し、税理士会をしてその指導と連絡の任に当らしめているのである。」

という二つの部分のみである。

しかしながら、右(一)について言えば、判示の如き「税務行政の妥当な運営」が実現していないから、判示の如き「種

々な困難にしばしば逢着する」のであつて、「税務行政の妥当な運営に期すべきもの」と説示するだけでは問題の具体的な解決にはならない。又右㈡について言えば、税理士に税理士業務を依頼することのできぬ納税者の「種々な困難にしばしば逢着する」問題を解決する具体的方策とはならない。

要するに、原判決の右判示は、的外れの論理乃至は顧みて他を言う類であつて、理由にならない。

よつて弁護人は右控訴趣意第一点を、更に発展させて上告趣意とするものである。

二、本件で問題とされているのは、零細商工業者の法人税確定申告書についてである。昭和三四年頃のわが国の零細商工業者の数は約四〇万であつた。それらの法人は法人税法の規定により毎年一、二回法人税確定申告書を作成し税務署に提出している。しかも毎年反覆継続されている。それらの法人が税務官庁に提出する書類は確定申告書のみに限らないのである。

昭和三四年頃わが国の所得税の確定申告をなす者の数は約一〇〇万人であつた。この所得税の納税者についても、右の法人について述べたと同様のことが言い得る。要するに法人税、所得税のみについても、税務官庁に確定申告書等の書類を提出する納税者の数は百数十万の多数であつたのである。

戦後の民主化の一環として租税も賦課徴収制度から申告納税制度えと発展した。申告納税制度とは「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。」（国税通則法一六条一項一号）のである。しかしこの規定はあまりにも形式的、行政法規的であるので、申告納税制度の意義を民主々義的乃至憲法的原理から言えば次のとおりである。「申告納税制度とは、納税者が課税要件事実について自ら確定し、課税標準及び税額等を自ら計算し、自主的に申告納税することによつて、

納税者自ら納税義務を確定完結することを建前とし、これにより支配者の一方的な課税を防ぎ、税の面でも国民の財産権を保障し、更に税務職員の専横から国民の権利を守るためのもので、権力者から人民が斗いとつたものである。この制度は納税者自身が最もよく課税対象の実体を把握できる筈だという極めて合理的な判断と、そのことから納税者自身の申告する税額こそ最も適正な税額であるとする国民に対する国家の信頼とが基本となつている」（安田弁護人の控訴趣意補充書参照）民主的納税制度である。

三、この申告納税制度が、前述した法人税所得税のみでも百数十万の多数の納税者にどのように作用しているかが問題となるのである。例を零細商工業者の法人の確定申告にとることにしよう。これらの法人の役員等は所謂商売のことは判つていても、一般知識や会計経理特に税法の知識が不足している理由は原判決も判示する如く「現行税制は複雑難解で通常人には容易に理解し難い」からである。税法が申告納税制度の原則に反して、通常人に容易に理解し難いように故意に複雑難解に制定されているのではないかと疑うに足るものがあることは事実である。税制が複雑難解でこれらの役員等に理解し難いからといつても、これら役員等が確定申告をしないまゝで放任しておくことは法的に許されていない。何となれば無申告犯として刑事罰に処せられる虞があるだけでなく、行政罰として無申告加算税等を徴収される虞があるからである。要するにこれらの役員等は確定申告をなす義務があるのであるが、役員等自身で確定申告をなすことは極めて困難な実状にある。そこで、

㈠　これら役員等は、確定申告の時期になると各所を奔走して助言を求めて教を乞い、不完全な確定申告書を作成して提出している。このようにして「営業上の一寸した支出が利益処分か必要経費かさえ不明なことが多く、税法の解釈が税務署員にすら判らず、尨大な通達集が必要である様な現在の税制のもとで、……税法上の権利を行使しないまゝ、或いは記帳不備として税務署の一般的推計をおしつけられ」（池田弁護士の控訴趣意書参照）不公平、不利益に

多額の税金を納付させられる危険が、これらの法人にはある。

(二) 或はこれらの役員等は、確定申告の時期に、税理士法五〇条により許可を受けた者に相談し、申告書作成を依頼するかも知れない。しかし零細商工業法人が伝票や帳簿書面を作成していない場合、或は作成されていたとしても不正確である場合には、右の許可を受けた者も適正な確定申告をなすことはできない。若し正確な伝票や記帳があるとしても、右(一)に述べた税制の故に、右(一)に述べたと同様な危険があるのである。

(三) 或は更に、これらの役員は会計、経理、税法の知識あるものを雇入れて、確定申告等の事務を担当せしむるかも知れない。しかし、このようなことをなすには相当の経費を必要とするので、多くの零細商工業法人には実行不可能なことである。

(四) 更に或は、これらの役員は税理士に確定申告等の事務を依頼することは勿論であり、すべての零細商工業法人にこのことを期待することはできない。

さらにこれらの法人の数に比して税理士の数は余りにも過少（昭和三六年一二月末現在で全国一一、五〇二人）であり、これらの法人の全てが税理士に依頼することは絶対にできない。また報酬の支払能力の点から、税理士等がこれらの法人から税理士業務を依頼を受けることを好まないか或は拒否しているのが実情である。

以上のとおりであつて、零細商工業法人の確定申告等の税務に関する悩みは解決されない。かくて、税の面でこれらの法人は常に不安を感じながら営業を継続しなければならない状況である。これにつき原判示の如く「これが解決はひつきよう税務行政の妥当な運営に期すべきものといわなければならない」とか本書第一の一の(二)の如く税理法制定の立法趣旨の如きものを説示しても、空念仏であつて何等問題の具体的解決にはならないのである。

これらの法人の、右に述べた税の面の不安を解消して、営業を継続し得られるようにすることは、これら法人のすべての要求である。それは、これら法人だけでなく、個人営業の多くの零細商工業者の要求でもある。これは多くの零細商工業者の要求であり、それは現実的な社会的要求である。現在の税制が申告納税制度をとるかぎり、避け難い、必然的な社会的要求である。この社会的要求を充足するにはどうすればよいのであろうか。それには種々の方法があるかも知れないが、本件の相模原交友会（以下交友会と略称する）の如き組織は現在までに考出された唯一の方法である。交友会は右の社会的要求を充足することをも一つの目的（交友会にはその他種々の目的が存在する）として組織されたものである。従つて、交友会の存在と被告人の本件行為は、社会的必然性と合理性を具有するものである。

交友会の組織は右の如き意味で必然性と合理性を具有するだけでなく、税法が要求する交友会会員に対する申告納税をなさしめ、若し会員が無申告である場合の所轄税務署長の税務調査、課税決定をなすという時間と労力を節約させ、更に若し右会員が交友会が存在しない場合に不完全な申告をなする場合の税務署長の税務調査、更正又は再更正という時間と労力を節約させたものであつた。その意味で国庫の徴税の面からも、交友会の存在は社会的意義と合理性を具有するものであつたのである。

四、原判決は、本件の控訴を棄却して、第一審判決を支持した。第一審判決は被告人の本件行為を違法として、若し被告人の本件行為が合法であるとするならば「租税の重要性にかんがみ、税務書類の作成、税の申告その他の手続を資格ある税理士に行わしめんとする税理士法の法意に反するのみならず、右のごとき形式による非税理士の税理士業務を広く見逃すこととなり、法の取締目的に反する結果となる」と判示した。

(一) 第一審判決の右判示の如く、被告人が交友会の事務局長としてなした本件行為が、「税理士法の法意に反」し、「法の取締目的に反する結果となる」と断定しても、それは形式的に税理士法は右判示の如く解釈することができるという程度のものに過ぎない。このように解釈することによつて、前述した交友会の組織の社会的必然性と合理性並

に国庫の徴税の面からする便宜と利益という合理性をいささかも抹殺することはできない。すなわち、わが国の多数の零細商工業者の税の面での利益と要求という点からみれば、これら多数の國民の現実の要求と意思から全く遊離した、独善的解釈である。法は多くの国民の現実の要求、利益、意思に反して解釈すべきものではないであろう。

(二) 若し、被告人の本件行為が何等かの現実的な弊害を発生せしめており、それが道義的或は社会的に非難するに値するものであるならば、本件行為を税理士法違反として糾弾することもやむを得ないかも知れない。

しかし被告人の本件行為にはそのようなことは全然ない。

前述した如く、戦後申告納税制度が原則となり、本件で問題とされている法人税確定申告書も申告納税制度に基くものである。税法は納税者本人が税務書類の作成、税の申告、その他の手続をなすことを認めているし、むしろそれを原則としているとさえ言い得る。納税者本人が申告をなす場合と、被告人が「各会員の事業年度毎の法人税等の申告書用紙に所要事項を記載したところえ、申告者各自にその内容を説明し、その諒解を得て法人代表者の署名押印を得、……右法人税申告書等を所轄税務署に提出する」（第一審判決参照）場合であると、納税者本人の意思に基く申告であるという点において変りがあるわけではない。また被告人は「各会員から毎月毎に徴した営業に関する収支の伝票等に基いて貸借対照表、財産目録、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書等を作成した」（第一審判決参照）のであるが、これらの帳簿類が存在するならば、租税法規等に基いて確定申告書は計算により容易にむしろ機械的に作成されるのであり、納税者本人が作成しようと、申告書の内容に変りがあるわけではない。法人税額は一応確定する。しかし、本件当時の法人税法においては、申告額が相当でなかつた場合は納税者は修正申告、更正の請求等をなすことができ、申告、修正申告の額が政府の調査したところと異るときは、政府は更正、再更正等をなすことができた。要するに法人税確定申告により、

税額が絶対的に確定するものではない。このことは、納税者本人が申告書を作成しようと、或は被告人が申告書を作成しようと変りがあるわけではない。従つて実質的には、確定申告書の提出は、納税乃至課税の資料の提出を意味するに過ぎず、一応絶対的最終的な税額確定の権限は政府にあるといえる。しかし、これとても絶対的最終的確定とは言えず、納税者は政府の確定する税額に不服であるならば、異議の申立、審査の請求をなすことができ、審査の裁決に不服であるならば裁判所に訴を提起することができ、裁判所が絶対的最終的に税額を確定する。本件では所謂、不服申立の点までふれる必要はないので、一応絶対的最終的な税額確定の権限は政府にあるという点でとどめておこう。

申告書を納税者本人が作成しようと或は被告人が作成しようと、右の政府の権限に何等影響はない。被告人の本件行為は何等の現実的な弊害を発生せしめたことなく、従つて、被告人は道義的に或は社会的に非難に値する行為をなしたことはないのである。

(三) 右(一)、(二)で述べた意味において、税理士法における非税理士の税理士業務禁止の規定は、医師法や弁護士法のそれと著しく性格を異にし、税理士法の右禁止規定は何を意味するか疑問である。

医療は、人の生命、身体を対象とするものであつて、医学の知識と技術の修練を必要とする。医療は医師の判断と責任において行われる。しかも、その都度の施療は、現実に患者の生命、身体に直接影響し効果を発生し、一度実施した施療は、施療がなかつたことにするという意味で、修正し更正するということは考えられない。

回復すべき患者が、回復せず、症状が悪化し、死亡するか否かは、一に医師の知識と技術と責任にかかつている。医師が一定の資格を有する者でなければならず、無資格者が医療をなすべきでないことは説明する必要はないであろう。ここで注意しなければならないことは、患者の立場である。患者が医術を信頼しないか、或は金銭を惜むか、又

は貧困の故に、医師にかからないという自由が伝染病等の病気以外には存在するのである。一般的には医師は自己を希望する者に対して施療する。この点において一定の所得がある者が、本人の意思にかかわりなく、確定申告をなさなければならない義務がある税の場合と異るのである。

弁護士は、他人の財産、身体、生命等につき、他人の代理人として或は弁護人として弁護士業務をなす。弁護士の必要とするものは法律知識と経験であるが、自己の判断と責任において行うのであり、他人の財産、身体、生命に影響すること大である。その都度の弁護士業務は他人の財産、身体、生命に対して影響し、効果を発生する。弁護士の知識経験が不足して判断を誤るか、又は無責任であるならば、無罪となるべき被告人は有罪となり、軽かるべき刑が重くなり、死刑とならぬものが死刑となるという人権問題が発生するであろうし、民事においては、救済さるべき他人の財産権が救済されず、失うべきでない他人の財産が失われるという結果が発生するであろう。このことは民事、刑事を問わず口頭弁論主義であり、民事において和解、調停の制度のある現行法のもとにおいては明白であろう。弁護士業務はその都度効果を発生し、それがなかつたことにするという意味で修正、更正等ということは考えられず、訴訟において上訴があるだけであるが、上訴制度も下級審の判決や手続がなかつたことにすることはできないのである。弁護士が一定の資格を有する者でなければならず、無資格者が弁護士業務をなすべきでないことは理由のあることである。しかしここでも注意しなければならぬことは、紛争の当事者の立場である。民事の場合に弁護士を信頼しないか、訴訟費用を惜むか、貧困の為に訴訟費用が支払えないか或は法的な救済を欲しないならば、弁護士に依頼しない自由が存在するのである。この意味でも、一定の所得がある者が、本人の意思にかかわりなく確定申告をなさなければならない義務がある場合と異るのである。

以上の如く検討すると、税理士法における前述の禁止規定は何を意味するか、ますます疑問とならざるを得ない。

五、弁護人は、控訴趣意で「税理士法に規定する非税理士の税理士業務を禁止する取締目的は、税理士の権益換言すれば、個々の税理士の経済的利益を保護することを目的としている」と述べた。これはいささか不正確な用語であつた。真意は、税理士法の取締趣旨或は取締目的が如何なるものであれ、それは不合理であり、右取締規定は客観的には税理士の権益、個々の税理士の経済的利益を保護する作用をなすに過ぎないと言うべきものであつた。要するに右の取締目的の合理性がないことを強調して「個々の税理士の経済的利益を保護することを目的としている」と述べたのであつた。この点について、原判決は「税理士法が非税理士の税理業務を禁止することが結果においては少数の税理士の収入を多からしめることになるともいえないことはないかも知れないけれど、これはあくまでも法の反射的効果に過ぎない」と判示した。この判示は弁護人の右取締規定の客観的な評価と同一である。しかし原判決は、それに続けて「税理士法が税理士業務の遂行を原則として一定の資格を備えた税理士に限つたのは、租税に関する法令を正しく理解して所定の納税義務の適正な実現を図り、ひいて納税者の正しい利益を守るとともに税務行政の妥当な運営を期する目的に出たもので、そのため一方において税理士の特別の義務と責任を課し、税理士会をしてその指導と連絡の任に当らしめているのである。」と判示して、右の取締目的を説明したものとしている。しかし、その判示は税理士法制定の趣旨を説明しているのであつて、右の取締目的を説明しているのではない。この意味でも、右判示部分は理由のすり替えか、顧みて他を言う類である。

結局のところ、原判決は弁護人の控訴趣意である「税理士法に規定する非税理士の税理士業務を禁止する取締目的は全く合理性がない」との主張に対しては全然答えていないのである。

現行税法は複雑難解で通常人には容易に理解し難いものがあるが、それは法規であつて、国民が周知し理解することが期待されている。しかも税法であるから、他の一般の法規に比較してより一層強力に周知、理解されることが期待さ

れる。何となれば納税義務のある国民は、毎年反覆継続して、税法に基き納税しなければならないからである。わが国民の水準的知識と勉学の熱意があるならば、税法は一応理解し得られる。税法が理解し難いというのは税法を勉学する熱意が足りないからである。税法が右の如く一応理解し得られるが故に、法人の従業員や、納税義務者である零細業者等やその家族が、確定申告を現になしているのである。税法が理解し得られるという点について、税理士となる者であると或は税理士とならない者であるとに変りはない。すなわち、税理士となる者であると、被告人であるとに変りはないのである。

本件行為を被告人がなしたことと、仮りに、資格ある税理士がなしたとしても、その行為の内容及び効果について変りはなかつたのである。被告人の本件行為が税理士法の取締目的に反するとするならば、その取締目的そのものが合理的でないのである。

六、税法は勉学の熱意ある者には一応理解し得られるが、その熱意のない通常人には複雑難解で理解し難く、多数の納税者は税法を理解していない。申告納税制度のもとではこの多数の納税者は確定申告をする義務があるが、自ら申告することができず毎年苦しんでいる。この苦難を解決することは社会的な要求であり、交友会が組織されたのは社会的必然性と合理性に基いている。被告人は交友会の事務局長として交友会の一つ目的に従つて本件行為をなしたのであるが、本件行為の内容は交友会の会員が自ら行うと被告人が行うとにより変りがあつたわけではない。被告人の本件行為は交友会の会員にも、また徴税権者たる国家に対しても何等具体的な弊害を与えたことはない。

以上のとおりであつて、被告人の本件行為を、税理士法に規定する非税理士の税理士業務禁止の規定に該当するものとして取締ることは全然合理性がない。現に、原判決は、この合理性がないとの控訴趣意に対して、合理的根拠を示して反論することができないのである。刑罰法令は合理的でなければならないし、また合理的に適用されなければならない。第

一審判決を支持した原判決は、憲法第三十一条に違反するか又は同法条の解釈を誤つた違反があると言わなければならない。

第二点　原判決は、税理士法第二条の解釈を誤り、法令の適用を誤つた違法があり、著しく正義に反するので、破棄されなければならない。

一、近代市民社会においては、国民は個人として自由及び権利が保障されているだけでなく、国民相互間において助け合い、相互扶助により幸福追求の権利も尊重されている。これらは国民が主権者であることを認められ或は主権者であることの自覚に基くものである。

相互扶助により幸福追求は種々の形態で表現されているが、少数の人々のゆるやかな相互扶助の場合もあり或は比較的多数の人々の比較的強固の相互扶助の場合もある。本件の交友会の場合は比較的多数の人々の比較的強固な相互扶助である。交友会の組織の社会的必然性と合理性は第一点において述べたとおりであり、それは明らかに会員の幸福追求の権利の行使である。被告人の本件行為は会員の確定申告等に関する苦しみを解決する手段であつて、それ自体社会的に非難さるべき行為では決してない。

二、第一審判決は、

(一)　一般に法人において当該法人と雇用関係にある従業員で法人税申告に関する経理事務を担当する者

(二)　同族会社や個人会社といわれる中小企業の法人において

(三)　右中小企業の法人においてその経理に担る家族

は当該法人の法人税申告書等の作成に関与することは法律上当然許される。従つて、これらの者にとつては当該法人は、税理士法第二条の「他人」に該当しないと判示した。

しかしながら、これらの者にとつて、物理的にあるいは自然科学的に当該法人が他人であることにつき何人も異論はないであろう。従つて、これらの者にとつて、当該法人が「他人」であるか否かは、これらの者と当該法人との関係が、これらの者が法人税確定申告書等を作成しても社会的に非難さるべき関係にあるか否かの価値判断に求められるべきことを、右判示は説示したものと言える。

この点につき、原判決は「これは、当該従業員と法人との間に他人関係がないというのではなく、右従業員が雇傭主たる法人のためにその本来の業務活動の一翼をになう関係にあるので、あたかも法人が自ら（正確にいえば法人の業務執行者が自ら）税務書類の作成をするのと同一視し得るからであると考えられる」と判示して、当該従業員が法人税確定申告等を作成しても社会的に非難さるべき関係にないという価値判断を示した。

問題は税理士法の取締目的から右の如く価値判断されるのは、第一審判決の判示の三つの場合にかぎられるかということであるが、この三つの場合にかぎられないのである。例えば、給与の支払者が給与の支払をなす場合に、給与所得者から所得税を源泉徴収して政府に納付しなければならないのであるが、その場合に給与所得者の扶養控除等につき、給与の支払者又はその経理担当の従業員が給与所得者から相談を受けることはあり得るし現に存在するのである。これは税理士法第二条に規定する税務相談に該当する。このようなことは他に多く存在するであろう。しかし、これらの行為は社会的に非難さるべきものでないと価値判断されるが故に不問に任せられるのである。

三、弁護人は控訴趣意書及び控訴趣意補充書において、被告人にとつて交友会は税理士法第二条に規定する「他人」に該当しない理由を述べた。その理由は、既に第一点で述べたところと、被告人と交友会との内部関係についてであつた。第一点で述べたところによりまた第二点で既に述べた如く被告人の本件行為は社会的に非難さる行為では決してないのである。

また、被告人と交友会との内部関係は、

㈠ 第一審判決の判示する如く、交友会は権利能力なき社団であるから、行為能力がなく、法律行為の当事者となることができず、交友会は被告人を雇用することができない。

㈡ 交友会は権利能力なき社団であるから、財産権の主体となることができず、従つて、交友会は被告人に給料を支払うことは不能である。交友会の会員の醵出する会費は会員全員の総有財産となり、被告人に対する給料は、右の総有財産から会則及び全会員の同意により、特定の者から被告人に交付されるのである。要するに被告人に対する給料の支払者は同会の会員全員である。

㈢ 被告人は会則及び全会員の同意により全会員に雇用される（被告人が事務局長となつた以後に参加した会員は、会則と同意により被告人の雇傭主となる）。被告人の使用主は全会員である。被告人の使用主は交友会でもその会長でもない。

㈣ 被告人は、交友会の全会員により雇用されている共同の使用人である。従つて被告人にとつて、交友会の会員は税理士法第二条に規定する「他人」ではない。

これは明白な、疑問の余地のない論理である。

四、原判決は、「被告人は同会に自由に入退会できる個々の会員の意思とは関係なく同会の選任によつて会に雇われ（この場合、会員各自が被告人を雇つているとはとうてい見ることはできない）」と判示した。一体原判決は権利能力なき社団をどのように解釈しており、誰が被告人を雇用し、誰が被告人に給料を支払つていると解しているのであろうか理解することができない。「会員各自が被告人を雇つているとは、とうてい見ることはできない」とか「前述の法人の経理担当の従業員がその雇傭主のため税務書類の作成の業を行うのと同一視することはできない」との判示は、一般の特

定の雇傭主の使用人と、本件の場合の如き多数の雇傭主の一使用人との外形的相違にとらわれ、本質を見ようとしない謬見である。

それだけでなくこの判示は、被告人にとつて本件行為が社会的に非難さるべき関係にないということを見落しているのである。

さらに原判決は、被告人の本件行為が「同会の従業員たる義務に基いて行われたとしても、それは会員の税務書類作成の依頼が同会への入会という形で行われたことに基因するのであるから、被告人が他人の求めに応じて税務書類を作成したということになるといわざるを得ない」と判示した。それは苦しい言逃れである。交友会の会員が、交友会に入会するということが基因となつて被告人に税務書類作成の依頼をしたことになり、被告人が他人の求めに応じて税務書類を作成したことになるという論理が許されるならば、法人の経理担当の従業員について言えば、法人が経理担当の従業員を雇入れることが基因となつて従業員に税務書類作成の依頼をなし、従業員は法人という他人の求めに応じて税務書類を作成したことになる、との論理も成立するのである。

しかし、このような論理は許されぬであろう。

原判決が、被告人の本件行為は、会員の交友会への入会という形で行われたことに基因して、会員が被告人に依頼したことになり、従つて、被告人は他人の求に応じて税務書類を作成したことになる、との苦しい論理を用いなければならないことは、すなわち、被告人にとつて、交友会の会員は税理士法第二条の「他人」でないことを告白したに等しい。被告人は交友会の事務局長として本件行為をなしたものであつて、社会的に非難さるべき関係はなく、交友会の会員は被告人にとつて税理士法第二条の「他人」ではない。

五、原判決は、税理士法第二条の「他人」の解釈を誤り、交友会の会員を同法条の「他人」に該当するものと釈したのであるから、この違法により控訴は棄却されたのであるから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反することは明らかである。

以　上

昭和四〇年(あ)第一一三四号

税理士法違反

被告人井上末次

弁護人橋本紀徳の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

原判決には憲法三一条に反する違法があるかまたは刑事訴訟法四一一条一号の法令の違反がある。

一、税理士法五九条、五二条、二条二号によつて規定される罪の構成要件は「非税理士が、他人の求めに応じて、税務書類を作成する」ことである。

ところで本件の証拠によつて、明かにされている事実は、被告人は相模原交友会の業務の内容として、右交友会の指示により（交友会のために交友会の手足として）本件書類を作成したもの、つまり、交友会―→被告人の経路で本件書類を作成したものであると云うことである。依頼者から直接の求めを受けて、つまり、加藤運送店外四三名―→被告人の経路で本件書類を作成したのではない。

事実は、加藤運送店外四三名―→交友会―→被告人または他の従業員の経路で作成されたものである。

従つて、被告人の行為は、税理士法二条に云う「他人の求めに応じて」作成したと云う構成要件に該当しない。原判決はこのことを全く無視して被告人有罪の判決をしたもので、その違法は明らかである。

尚、交友会は、原判決も認めるように社団であつて、社会的、実体的にみれば依頼者―→交友会―→被告人の経路と依頼者―→被告人の経路とを同日に談じることはできない。

二、一般に、書類の作成者とは、書類の署名押印者にあると云うのが社会通念である。

本件の場合、各法人代表者は、被告人のした文言記載を閲読のうえ、これを諒解して、自ら署名押印したもので、被告人の行為は、これら各法人の手足として書面作成を補助したにすぎない。つまり、閲覧した内容を諒解し、これを自己の

書類として署名するにおいては、この書類の作成効果はその署名者に帰するものであり、実体的には、この署名者をもつてその書類の作成者と解すべきである。

しかるに、原判決は「所定の要件に適合するかどうかを自ら判断して必要事項を記載」すれば、署名押印をしなくともその書類の作成者であると云う。この定式は「自ら判断して必要事項を記載した」と云うような仔細に吟味すれば、決して一義的には明かでないような要素（つまり、どの程度の内容をどの程度の自主的判断をもつて記載すれば作成者と云えるのか不明）をもつて、作成者を定めようと云うのであつて、構成要件の解釈としては不安定であり、正しくない。

従つて、本件被告人の行為は書類の作成行為に該らない。

三、原判決は被告人以外の従業員が記載した書類をも被告人の作成した書類としている。しかし、これは理由にくいちがいがあると云うべきである。つまり、原判決は一方では書類の作成者とは、実質主義的に解して、自己の判断で記載する者と云いながら、他方で、被告人以外の従業員が記載した書類を「被告人が自己の責任において、その記載を確認した」ことが認められるから、「法律的に見れば」本件書類は被告人が自ら手を加えていなくとも、被告人が作成したものと云うべきであると云うのである。とすれば、本件の依頼者が被告人の記載した申告書を自己の責任において（自己の名で自己の申告書として税務署に提出する意図をもつて）その記載を確認し、諒解のうえ、署名押印した場合これは「法律的に見れば」その依頼者が作成したと云えないだろうか。

原判決にはこの点にも誤りがある。

四、作成に関し、被告人には違法性の認識もなかつたし、また、その可能性もなかつた。

なぜなら税務当局自体がこのような交友会の活動を長らく是認し、また、税務当局自体が民間の商工団体とくんで半官的納税団体を組織し、交友会の税務活動と同種の活動をしているからである。

従つて、被告人には本件作成に関し違法性の認識を得る可能性はもともとなかつた。

ところで本件のような行政犯の場合、違法性の認識を欠くときは故意を阻却するかまたは可罰性を失うかすると解すべきであつて、被告人に対し作成に関し責を負わすことはできない。

原判決には、この点にもまた、判決に影響する法令の違反がある。

以　上

昭和四〇年(あ)第一一三四号

税理士法違反　被告人　井上末次

弁護人渋田幹雄の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

第一点　原判決は被告人を含む相模原交友会の結社の自由を侵害するものであるから、憲法第二一条第一項に反するものであり、破棄されなければならない。

原判決は、被告人の属する相模原交友会が、中小企業者によつて共同の目的のもとに結成された結社であることを認めながら、会の一つの事業として行つていた確定申告手続の会員に対する指導、援助をもつて、税理法に違反するものとして被告人に対し有罪の判決を言渡したものである。

しかしながら、中小企業者が相互に助け合うため、団体を結成しているときに、その構成員が行うべき個々の権利の行使や義務の履行をその団体が指導、援助すること、場合によつてはそれを代理することは結社の本質から、当然憲法の是認するところである。

後に述べるように、確定申告についても、このことは同様であつて、納税者の団体がこれを指導、援助することは当然憲法第二一条第一項の保障するところというべきであつて、これをもつて税理士法違反と認定することは、結社の活動を妨害するものであつて、憲法に違反するものといわなければならない。

一、結社の必要性（零細企業者のおかれた立場）

現在の零細商工業者は全国で約三〇〇万人いると云われる。かれらがその営業を継続し、その生活を維持するのはきわめて苦難の道である。

零細工業は、日本工業全体の矛盾のしわよせを最終的に受けている。需要はきわめて不安定であり、工賃は大資本の

圧迫によつてきわめて低い。

零細商業は、戦前に比べて大衆購売力が相対的に低下しているのに、業者の数は激増した結果、競争は激甚となり、一定の売上高を維持することすら多大な努力を必要とする。

しかも独占資本の利益擁護を中心とする歴代保守党政府の政策は、零細業者をただ徴税の対象とするだけで、決して保護育成の対象としたことはない。

また戦後の急速な技術の進歩、消費生活の変化は、かれらに絶えず投資の必要を生ぜしめるが、金融機関の窓口はかれらにはほとんど閉されている。

最近の労働市場の状況は、かれらの従業員の雇入れに著しい困難をもたらしている。

またかれらの営業の過程では、そのおかれた条件を反映して、絶えず貸倒れ、借金返済の困難の問題も発生する。

これら様々の困難の解決は、業者個々の努力ではきわめて困難なことである。かれらの中に、この困難の解決の要求、そのための業者相互の連帯団結の要求が生まれてくるのは、きわめて自然の過程である。

二、（相模原交友会の設立）

相模原交友会（以下単に交友会と云う）は、相模原地域の零細商工業者が、共同の努力によつて、共通の利益を守り、共通の問題を解決することを目的として設立された。

従来厚木地域に、同趣旨の団体として厚木新経済交友会が存在していた。同会の発展に併い、相模原地域の業者にも入会の希望者が漸く増えてきたので、同会会員であつた田所福治、同会事務局員であつた被告人を中心として、相模原地域に独立の団体を結成すべく準備が進められた。

昭和三二年四月一一名の参加を得て発起人会が開かれ交友会の設立が決定され、なお会員獲得、組織確立の準備が行

われたのち、同年九月設立総会が開かれ、規約、運動方針を定めてここに交友会が正式に発足した。

この時会員数は約三〇名であつて、会長田所福治、副会長諏訪才一、会計岩沢勇、幹事薄井利治、同窪田光男であつた。事務局長には被告人が就任した。

交友会の会員数は、会の運営を会員の利益に忠実に従わせ、その事業を誠実に行うことによつて、その後着実に増加した。本件に関する捜査の当時は会員数約八〇名であつたが、本件の告発、捜査、起訴によつて示された官憲の　意にも拘らず、その後も会員数は増加し、現在は約二七〇名に達している。

三、（交友会の上部団体）

交友会はその正式発足と同時に、同趣旨の団体の神奈川県における連合体たる神奈川県商工団体連合会（神商連）に加盟した。神商連はまた全国商工団体連合会（全商連）に加盟している。

全商連は昭和二六年一一月結成された。上述の如く戦後とくに困難となつた零細業者の利益を、真に業者の立場に立つて守り解決してゆくためには、既存の各種商工団体から脱皮して真に民主的な業者の団体を組織し、団結しなければならないとの要求が生れてきた。こうして昭和二三年一〇月東京都杉並区の杉並民主商工会を最初として、次々に全国各地に民主的商工団体（名称は区々である）が結成されるに至つた。

そしてこれらの団体の数の増加と運動の発展の上に立つて、その諸運動を統一した力強い運動とするため、その連合体として結成されたのである。全商連は現在約二〇〇団体約七万人を組織しており、神商連は二〇団体約四五〇〇人を組織している。中央公論昭和三七年七月号掲載の東大綿貫譲治氏論文「旧中間層の政治と意識」には、全商連について「安保斗争のさいの商店ストで有名になつた全国商工団体連合会、そしてその傘下の民主商工会は、零細業者や小企業者に対する税制、金融、経営さらには立退きや対高利貸交渉までの生活面にまでいたる、献身的な世話役活動によつて

維持され、労働者階級との提携と革新政党の支持を表明している……（現在、全商連傘下の民商は、一九八ヶ所六万五千人といわれており、多数とはいえない。）しかし多面的、精力的活動による組織の把握力は他の団体の比ではないし、地域においてまた中央において、他の諸団体の共同行動のさいには、その実行力を買われ、またその中心的人物たちの誠実さが尊敬されるなど、その中心的役割をはたす。」と論ぜられている。

四、（交友会の組織と運営）

交友会の最高議決機関は総会であり、定例総会は毎年一月に開かれる。総会は役員の選出、承認、予算決算の承認、規約の改正、毎年度の運動方針の決定等を行う。

現在会の役員は会長一名、副会長三名、理事若干名、事務局長一名、会計二名、会計監査二名であり、任期は一年で総会で選出される（但し事務局長は役員会で推薦の上総会で承認する）会計監査を除く右の役員によつて役員会（理事会とも通称する）が構成され、少くとも毎月一回以上開かれ、会のすべての業務を執行する。事務局長は他の事務局員を指揮して会の事務を処理し、専従である。事務局員には定額の賃金が支払われる。組織状況に応じ、支部が設けられ、支部長がおかれることがある。

会の経費は会費によつてまかなわれる。会費は一般会費、特別会費に区分される。現在一般会費は会員全部につき一ヶ月一率二百円である。特別会費は後記の如く会へ記帳事務を委託する者から、その経営の規模、事務量等を考慮し、一ヶ月五百円乃至四千円の範囲で役員会が決定する。この他毎年六月及び一二月に、通常は会費一ヶ月分を徴収し、主として事務局員の賞与に当てている。

五、（交友会の行つてきた事業）

交友会の設立以来行つて来た事業のうち主なものは次のとおりである。

㈠ 経営指導

(1) 事務局員が定期的に会員を巡回し、経営の診断、指導を行つてきた。

(2) 各地域毎に定期的に地域会を開催し、情報交換、相互の経験交流研究等を行つてきた。地域会はまた会の当面する諸問題に対する方針、行動等をも討議する。

(3) 昭和三一年一月に中小企業協同組合神奈川県中央会専務浅川氏の講演会を行つた。

㈡ 税金対策

(1) 会員の会計帳簿の記帳事務の処理、および記帳指導を行つた。

(2) 会員の税務に関し、必要の都度状況と問題に応じて、或は役員により、或は一般会員の集団により、極めて頻繁に税務署等との交渉を行い、それぞれ成果を納めてきた。

(3) 随時税務研究会を開催し、会員の知識の向上を図つてきた。

(4) 昭和三三年六月会員によつて納税貯蓄組合を結成し、税金の計画的支払を行うよう指導し、重税の営業への悪影響を最小限に止めるよう努力した。

㈢ 金融対策

会員個々について、必要の都度会の名において関係金融機関に融資方交渉を行つているが、会として統一的に行つたものとしては、三二年十月相模原信用組合に対し、三四年三月八千代信用金庫および国民金融公庫に対する交渉がある。また三六年には市預託金の貸出方交渉を行い、六件八〇万円の貸出しを受けた。

㈣ 雇傭対策

近時の零細企業の雇傭難に鑑み、三六年二月より中小企業退職金共済制度への加入指導し、多数会員の加入をみた

この結果被告人はその功により同年一〇月二六日神奈川県知事より表彰された。

(五) 政治的活動

会は上部団体たる神商連、全商連の運動方針に従つて政治活動も行つているが、主なものを挙げれば、毎年行う減税（免税点引上げ、事業税廃止自家労賃の承認など）請願署名運動、昭和三六年三月、同三七年五月に厚木新経済交友会と共同して厚木相模原地区で行つた中小企業危機突破自動車パレード等を挙げることができる。後者は国税通則法反対を中心とする全国各中小商工団体の統一運動に呼応して独自に計画実行したものであつた。

また税務署に対し絶えず行う税務行政の民主化の要求及び交渉も会の政治活動の重要な一部である。

(六) 会員の親睦強化

地域会もこの趣旨で行われることがある他、毎年定期に会員の慰安旅行を行つている。

六、（税制及び税務行政の実際と会の記帳事務の目的）

ところで前記交友会の行つてきた事業の中、会員の記帳事務の処理は重要な事業であり、その性質上会の事務の中量的には大部分を占めている。会があえてこのような事業を行わなければならない原因は、現在の税制及び税務行政の実際が零細企業に及ぼす深刻な影響にある。

(一) 現在の税制の基本的な特徴は、上に薄く、下に厚い大衆課税である点にある。昭和九年乃至一一年の平均納税者数は九四万九千人にすぎなかつたのに、戦後最初の調査の行われた昭和二四年には実に一、九一一万九千人に達していたことがこのことを物語つている。

個人所得税の昭和三八年度の免税点をみると、標準家族（夫婦と子供三人）について、事業所得は約三二万円、給与所得約四一万円であるのに、高額所得者の主要な所得源である配当所得は実に約一四二万円である。ちなみに勤労

者世帯の標準家族の家計支出は昭和三六年度は年間約七九万円である（総理府統計）。

法人税は昭和三八年当時収益高に応じ三三%三八%の二段階の税率となつているが、この税率自体著しく高率である上、そのもたらす影響は、実際には大企業に軽く零細企業には重い。そればかりか大企業には租税特別措置法等の法律によつて数多くの免税特典が与えられている。

その上複雑大規模な企業組織の挙げる実際の営業収益について、外部からそのごまかしを正確に追及することは事実上不可能と云われている。

しかも国の税収は年々急増している。たとえば人口一人当りの税負担額は昭和二八年の一四、六九六円から同三七年の三三、七二四円に急増しているのである。

前記のような税制の下ではこの増税の影響を大衆はまともに受けざるを得ない。

(二) ところで現在の徴税制度は自主申告制度ということになつている。

自主申告がその語義のとおり行われゝばまことに芽出たいことである。

しかし更正、決定の権限が政府に保留され、現実にはこれが猛威をふるつているのである。現在の重税の下では、大衆の生活の実態を考慮していては予算どおり税金は徴収できない。そこで政府は、各税務署毎に徴税目標額を割当て、その完遂を叱咤鞭励することになる。そこで第一線の税務署は目標額を頭に置き従来の実績に照して都合よく税額を査定し、しかもそれを強制しようとせざるを得なくなる。いわゆる推計課税であり、これが現在税務署の基本的やり方である。このような行政のやり方は、当然近代税制の基本原則である租税法律主義を実質的に破壊し、法律の恣意的便宜的解釈による通達を優先させるいわゆる通達行政を横行させることにもなる。

そして、このような非民主的税務行政の圧力は主として抵抗の弱い零細業者に向けられる。こうして個々の零細業

者は不法不当な課税をおしつけられることになる。しかも税金の打撃は直接的であり、深刻である。したがつて零細業者は、この不当な推計課税に反対し、これに抵抗する他生きる途はない。

(三) ところで税務署の査定に反対し、その変更を求めようとすれば、正確な反証を要求される。とくに昭和二五年頃よりは正確な帳簿のない場合には全く交渉を受けつけなくなつた。とくに法人税関係についてはそうである。

こうして零細業者は不当な推計課税を受けず法に則つた適正な課税を受けるためには、是非とも正確な帳簿の記帳が必要となつたのである。

ところが零細業者のほとんどのものは会計簿記について知識はなく、知識はあつてもその事務を処理する時間的余裕もなく、専門家に依頼し、または専門の従業員を雇入れる経済的余裕もない。ここに交友会が会員の利益を守るために会として専門知識を有する事務局員を雇入れ、会の事業として、会員の記帳事務を一括して処理しなければならない必要不可欠性が生ずるのである。しかし帳簿を自ら記帳することは、自己の営業を客観的に観察し、経営を合理的に改善する能力をつけることに役立つのである。そこで交友会は、一方では会員の知識の向上に努力しながら、条件が許すものから次第に、自ら記帳事務を行わせ、事務局員は定期巡回の際その点検指導を行うことに止める方法に移行するよう指導している。

七、(法人税確定申告書の作成について)

ところで法人税確定申告書の方式は、会計学、簿記学に基礎をおき、複雑難解な税法の仕組みの上になり立つている。したがつてこの作成はさらに高度の専門的知識を必要とする。この場合も事情は前項の記帳について指摘したところと同一である。

交友会は、自ら申告書を作成する能力のないものには、事務局で代筆させてきた。しかし決して事務局でその仕事を

すべて請負つてしまうのではなく、本人に申告書を示し、帳簿に基きその意味を理解できるようよく説明し、本人の納得を得た上で本人に捺印させるようにしてきた。こうして代筆を同時に会員の知識の向上によつて自らその作成能力を養う機会として役立てるよう配慮を行つてきたのである。

以上のべてきたように、交友会の目的、活動は極めて正当なものであり、とくに、税制及び税務行政に対する諸活動がその中心的なものとなつていたことをうかがうことができる。

したがつて、記帳、申告に関して会の行つてきた事業は全く正当であるといわねばならない。

けだし個々の会員の行う権利の行使、義務の履行、を会として行うことは何ら違法ではなく、当然正当でなければならないからである。

八、(結社の自由の意義、内容)

憲法第二一条第一項は結社の自由を保障している。この保障は団体の結成のみならず、その団体の活動、及び構成員たることにより非構成員と差別されないという保障をも含むものと解しなければならない。

例えば労働者が、一定の目的(その経済的地位の向上等)のもとに団体を結成するときには、憲法第二八条及び労働組合法などによつて、その結成の自由、活動の自由、構成員たることにより差別されない自由等(労組法第七条など)を保障されている。もとより、これらの自由は法の定めによつてはじめて発生するものではなく、近代的社会の普遍的原理を規定したにすぎないものとみるべきである。けだし国民は個人として尊重され、生命、身体、自由及び幸福追求の権利は最大の尊重を必要とする(憲法第一三条)のであり、このことは立法の上でも考慮されなければならないのであるから、これらの自由は、立法以前のものと解するのが正当である。

そうすると、前記労働者の場合に与えられている法の保護は、憲法第二一条第一項の趣旨からみても、当然あらゆる

結社（その目的が正当であることを前提とする）に対して保障されなければならないものである。

勿論、結社の自由の侵害に対する救済については、その手続について特別の定めある労働者とそうでない一般市民の場合にはその方法が異るであろう。しかし、何人もその結社の自由を侵害してはならないという普遍的原理は共通するものである。特に憲法第九九条は、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を定めている。

従つて、原判決が憲法に違反しないかどうかは慎重に検討されなければならない。

九、（本件における結社の自由の侵害）

ところで交友会は、中小企業者がそれぞれの幸福追求のために、営業と生活を守ることを目的として結成した団体である。

そして、その具体的活動は前記のように、いずれも正当なものであり、必要不可欠なものばかりである。

従つて、その行つている事業はいずれも、何人によつてもそれを妨害されてはならない。確定申告についても同様であつて、個々納税者が自らその申告事務のすべてを行うことができないときに、会の事務員を使用してこれを補助させることは当然許されなければならない。申告手続について会の事務員を利用することは会員の最低限度の権利というべきである。

このような会員の要求にもとずき会がその事業活動の一環として申告手続の指導援助を行うことは、正に結社の自由の内容として重要なものである。

もしこれが許されないとしたら、憲法に保障された結社の自由は単なる文字のみのものとなり空文と化すのである。

被告人は前記のとおり交友会の結成に参画し、その結成後は事務局長として、会の活動の中心的な役割を果してきた。総会及び理事会の決定を守り、これの執行をなすのが、被告の任務である。したがつて被告人の活動はとりもなおさず、会の活動の一部である。

被告人が事務局長としてこれまで行つてきたことは、憲法第二一条第一項によつて保護さるべきである。

原判決の認定する申告書の作成も又、被告人が事務局長として会の活動の一部として行つたものであつて、これは被告人個人の活動とみるべきでないから、結社の自由によつて保護されなければならない。

原判決は被告人と会員とを対置して、被告人が税理士業務を行つていると断定したのであるが、右は他の弁護人の主張するとおり重大な事実誤認であり、被告人は交友会の構成員であり、会の業務の一部を担当しているにすぎないのであるから被告人の本件申告書作成行為のみを抜き出して判断することは許されないのである。

警察、検察当局は、交友会の存在及びその活動を嫌悪し、これを圧殺するため税理士法違反に名を借りて、被告人を起訴したものである。本件起訴の真の目的は交友会の活動を妨害することにある。

けだし本件が有罪とするなら、中小企業者が会を結成した目的の一半は失われるのであつて、会に加入していることの利益、即ち会員たることによつて、自己の営業と生活を守ることの利益は一部失われたのであるから実質的に脱会を強要するに等しいのである。

さらに本件起訴は会の構成員たる被告人を差別して行われたものである。すでに述べた青色申告会、法人会等の事務局員等は申告書の作成を代理しているのに何らの取締りもなされず、むしろ国家はこれを奨励している。しかるに業者が自主的に交友会を結成して事務局員たる被告人をして行わしめている場合に、これをもつて違法であるとして起訴してきたのは、とりも直さず被告人が交友会の構成員たることの故をもつてなされた差別にほかならない。

これは明らかな結社の自由に対する侵害である。

以上の通り原判決は被告人、交友会及びその構成員の結社の自由を侵害するものであつて憲法第二一条第一項に反してい

るので破棄を免れない。

以上

一二

昭和四〇年(あ)第一一三四号

税理士法違反

被告人　井上末次

弁護人増本一彦の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

原判決には幾多の論点があり、その何れもが憲法上問題となる問題を含んでいるが、当弁護人としては、他の弁護人が論ずるので、主として、税理士法五九条、五二条、二条が、憲法三〇条に違反する点にしぼつて以下論述する。

上告審において求める裁判

原判決は、憲法三〇条および憲法二九条に違反している税理士法五九条、五二条、二条を適用して、被告人を有罪とする第一審判決を維持した違法があるので、原判決および第一審判決を破棄して、被告人に対し速かに無罪の判決をするよう求めるものである。

以下、この理由を開陳する。

一、憲法三〇条は「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定している。この法旨は、同法八四条の租税法律主義の採用されている建前からみて、法律の定める基準と手続に従つて課税標準および税額を確定し、法律の定める手続に従つて、納付する義務を負うことである。

資本主義国家は、国家自体が生産活動を行い、その国家運用の財源を獲得することのできない、いわば無産国家であるので、国家の構成員（国民）から、一方的に金品を給付させて、その財源としなければならない。そこから納税義務は国民の、国家に対して負担する重大な義務であるとされている。現行憲法三〇条も、こうした国家の本質に根ざすものである。

特に、国家独占資本主義の段階においては、財政規模が膨大になり、全国民の中に占める課税人口の比率も極めて膨大

一

になる。そのため、大量の人民から、高額の租税を徴収するために直接税を中心に申告納税方式が全面的に採用されるようになり、これが大衆課税のための最も容易な方法となる。

憲法三〇条および八四条は直接、申告納税方式をとることを規定していないが、それが国家独占資本主義時代の憲法として、当然、この申告納税方式を予想していたものであり、且つ、その後の税制の変遷は、これを雄弁に物語つている。

二、もともと、租税は、給付に対する反対給付としてではなく、国家が一方的に人民に給付を要求するものであるから、課税の根拠、課税標準および税額の確定の基準や、手続が法律上明確になつているばかりでなく、それが人民にも充分理解されるほどに平易であり、且つ、自主的に判断できるものでなくてはならない。

しかるに、現行税法は人民、特に零細商工業者と勤労人民に対しては極めて税負担が重いばかりでなく、自己の租税債務の課税標準や税額確定手続としての申告手続も極めて難解である。このため、特に事業所得者層の大部分を占める所得税納付義務者、法人税納付義務を負担する中小零細企業法人は毎年の確定申告期間には、確定申告書提出準備のために、大きな難渋に逢着している。現行税法は、仮に事業年間を通じて正確な記帳をしても、年度決算の性格をもつ確定申告は複雑多岐に亘る現行税法のもとでは、真に、自主的に、自己の営業上の一切を確定申告書に反映させることは、全く至難だと云わざるを得ないのである。

このため、多数の納税者は、本来守らるべき利益も守られず、国庫主義的な現実の徴税制度のもとで放置されているのである。

三、この国民の納税義務の適正な履行を保障するために、形の上では、税理士制度が採用されているが、この税理士制度は、その第一条に明規されているように、「中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるよう努力しなければならない」として、実質的な納税者の代

理人として、その正当な利益を守ることが要請されていない。それは先ず「中正な立場」の強調によつて、現実の納税者と税務当局の対抗関係の場においては、力関係の強力な、そして常に種々の業務上の接触をもつている税務当局の立場に実質的にはたつて、個々の納税者の実質的な利益を守ることに消極的にならざるを得ないのである。

従つて、中正な立場に立つては、納税義務者との正しい信頼関係など確立しえないのは当然である。しかも「納税に関する道義を高める努力」をも、その職責としているが、その「納税に関する道義」の具体的内容は、結局、現在の重い税負担を承認し、平たく云えば、税務署の云いなりになることであつて、税理士制度が真に納税者の立場にたつたものでないことを明かにしているのである。

税理士法の制定経過とその内容は、このことを実証している。

㈠ 税理士法の前身である税務代理士法が制定されたのは昭和一七年である。この税務代理士法によつて、税務申告書、申請書、請求書等の書類作成、税務相談等を主たる業務内容とする税務代理業が一定の資格をもつものの独占とされることになつた。この税務代理士法の立法趣旨は、当時の大蔵次官谷口恒次の議会での答弁によれば、

「最近社会経済情勢は愈々複雑多岐に亘りまして、之に伴い税務行政の運行並びに国民の経済生活も又、複雑困難になつて参つたのでありますが、殊に戦時下における財政需要の増加に伴い、相次いで屢次の増税を行い、更に今回増税等の措置を行うことと致しましたゝめに、この傾向は今後一段と加重せられるものと認められるのであります。したがいまして、税務行政の適正な運営に努むることは、現下喫緊の要務であると思うのであります。この見地より致しまして新たに税務代理士法を制定し、新たに税務代理士の制度を設け、その素質の向上を計ると共に、これらの者に対する取締の徹底を期し、之れにより戦時における税務行政の円滑なる運用に資せんとするものであります。（以下略）」（昭和一七年二月四日、帝国議会衆議院大蔵委員会議事録）。

又、当時の池田勇人大蔵書記官（前内閣総理大臣）は、

「……従来税務代弁業者は単に納税者の利益を図ることのみ汲々と致しまして、あるいは度を超えて不正手段に憑えることもあつたのであります。最近数次の増税により、又、今回大幅の増税を致しました関係上、納税者の税に関する関係が非常に重大となつて参りましたので、この際、従来の無統制の税務代弁業者に税務官庁と納税者との間を斡旋せしむることは非常に危険がありますので、税務代理者としての品位を保持し、一つは、税務官庁の補助機関たる心構えをもつて、納税思想の宣伝普及に努めて貰い又他は納税者の善良なる指導者となつて納税者の権利を正当に擁護するために設けたもの……」（前掲議事録）

と夫々その制定意図を述べた。

即ち、税理士法の前身である税務代理士法は、当時の「非常時のもと」にあつて、戦争遂行のために、大増税を行うために、国家の協力機関としてできあがつたものである。そして、その監督権限は、直接、国税当局がにぎり、しかも、主務大臣（大蔵大臣）の許可によつて税務代理士になりえたものである。

(二) そしてこの税務代理士法が戦後のシャープ勧告にもとづく「税制改革」の際に、若干の粉飾を施されて現行税理士法となつたものである。

シャープ勧告とそれにもとづく税制改革は課税の面では、大衆課税を正面からとりあげ、これを確保するために申告納税方式を殆ど全面的に採用し、大衆課税と増税を確保するために、且つての税務代理士制度をそのまゝ維持し、唯、名称を「税理士」と改めたにすぎないと云つても過言ではない。

即ち、従来からの官僚統制は、そのまゝ維持されている。税理士会の会則は大蔵大臣の認可を要し（同法四九条の二）、会員資格は会の主たる事務所について定められた国税局管轄区域内に限られること（同法四九条の六）、大蔵大臣

の税理会総会決議の取消権、役員の解任権（同法四九条の一九）、更に必要事項の政令への委任（同法四九条の二一）などが認められ、又税理士個人に対しても国税庁長官は税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは報告を求め質問し、もしくは帳簿書類の検査をさせることができる（同法五五条）とし、この国税庁長官の監督措置は国税局長や税務署長に事務委任できる（同五六条）として、税理士が日常的に最も接触する税務署長から日常的な業務活動についてまで監督されているのである。

斯くして、税理士法の制定は、要するに、大衆課税と大増税を容易ならしめる支えとして、国税庁の下部機関化し、法制的には収税官吏化しているのである。

四、我が国の税法は、申告納税方式を殆ど全面的に採用しているが、この申告納税方式の採用自体は、憲法三〇条、八四条の直接の要請ではないが、他の諸条項、特に一条の国民主権主義、一一条、一三条および二九条等から、又、憲法全体をつらぬく民主主義の理念からも要請されるところである。何故なら、申告納税制度は、納税者が課税要件事実について自ら確認し、課税標準および税額等を自ら計算し、自主的に申告納税することによつて、納税者自ら納税義務を確定完納させることであつて、これによつて、国家の勝手な一方的な課税を防ぎ、税金の面でも国民の財産権の保障を完うし、更に税務職員の横暴から制度的に国民の権利を守るものであるべきだからである。この制度は、納税者自身が最もよく課税対象の実体を把握することができる筈だという、極めて合理的な判断と、そのことから納税者自身の申告する税額こそ、最も適正なものであるとする国家の国民に対する信頼が基本になつており、これによつて国民の財産権を最もよく調和的に保障されるとする民主主義がその基調となつている。

しかるに、現行税法は、この申告納税方式を賦課納税方式と折衷的に認めて、申告納税方式とは「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告のない場合、又は、その申告に係る税額の計算が国税に関する

法律の規定に従つていなかつた場合、その他当該税額が税務署長の調査したところと異る場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。」（国税通則法一六条一項一号）として、更正（二四条）決定（二五条）再更正（二六条）を認め、刑罰で間接強制を認める質問検査権（所得税法（旧）六三条、（新）二三四条、法人税法（旧）四五条、四六条の一、二、（新）一五三ないし一五七条、相続税法六〇条、六一条、物品税法一七条、一七条の二、酒税法五三条、資産再評価法一二二条等）等の税務調査権を認めている。

更に、修正申告（通則法一九条）、予定納税、予定申告など、納税者は手続が繁雑であるばかりでなく、税務当局が後見的立場ではなく、直接納税者に対する行政処分の命令者と執行者として対峙しているのである。

以上のとおり、国家機関である税務当局が、納税者と対抗関係にある以上、納税者である国民の財産権を擁護し、民主的諸権利を擁護する制度的保障が完備されていなくてはならない。

ところが、前記のとおり、税理士制度には、このような人民の民主的諸権利を守る制度的保障は全くないのである（たとえば弁護法と比較してみれば、このことは、全く疑問の余地がない）。

五、しからば、納税者は、如何にして自己の財産権を擁護しつゝ、憲法三〇条の納税義務を果すべきであろうか。

㈠ 納税義務は適正に実現されなくてはならぬし、そこにも当然、平等原則公平原則が貫かれなくてはならない。納税者が、自分で権利を擁護し、納税義務を適正に守るには、納税者が自主的に組織を作り、自己の生活全体の問題解決の一環として、納税義務の適正な実現に努めることは当然許さるべきことである。それは、憲法二一条の結社権として保障されているところである。

納税者がこうした組織を作り、各自資金を出捐し、記帳や経理に精通している者を事務員として雇傭し、その組織の構成員の事業帳簿の記帳や、経理上の計算をさせることは、構成員の経営の合理化と計算関係の明確化に資するし、その結果、事業年度毎の収支決算の一般的反映となる確定申告書等への記入がなされたとしても、その基本たる、この組織の構成員相互の、前記の如き活動が、何ら実質的な違法性をもつ筈がない。

㈡ 税理士法二条は、税理士業務として、

1 申告、申請、不服申立て、過誤納税金の還付の請求、その他の事項（但し訴訟を除く）につき代理すること（税務代理）。

2 申告書、申請書、請求書、その他税務官公署に提出する書類を作成すること（税務書類の作成）。

3 1に規定する事項につき、税務相談に応ずること。

としている。

此処で規定されている内容は、何れも、課税要件事項を具体的に認定し、課税標準又は税額の確定を目的とする行為であつたり、国に対する金銭の給付や不服申立等の重要な意思表示的行為であるので、これを代理したり又、その意思表示を実質的に本人と協力して文書に作成したり、将又こうした意思表示の決定に実質的な影響を与えるような相談は、一定の資格のあるものでなければできないとの趣旨であろう。

したがつて、本来、このような本人に代つて、又は本人がなすことに実質的な影響を与えるような行為をなすのではなく、実質的には本人が租税債務負担の意思表示（申告）をなすにつき、唯、その計算関係を明らかにして、本人の確定した課税標準や税額を一定の書式に従つて、代筆することまで禁ずる合理的な理由は全くないのである。

㈢ ところが、この税理士法は、国民が適正に納税義務を実現するために、記帳担当者を採用し、共同してこれにあたらせることを、しかも、前述のように、実質的には本人が租税債務負担の意思表示をなすにつき、単にその計算関係を明らかにして、その参考資料を提供し、仮に申告書等の文書にあらわす場合も、一定の書式に従つて代筆するにすぎない

場合をも、同法第五九条、五二条で、無差別に罰することにしているのである。

これでは、納税者は、自分が税法に精通し、且つ、自己の営業の計算関係、特に簿記等の技術に精通する以外、全く救済手段がないのである。

しかしながら、法は果して、このように、全ての国民にこのような過大な要請をしているであろうか。否である。まさに否である。

(四) しかも、通常税理士は、依頼者である納税者が支払う報酬や手数料を収入としているのであつて、その手数料は税理士会で定める報酬規定によつても、本件発生時である昭和三二年においても、所得税の場合で総所得額一〇〇万円未満で一件二万円、法人税の場合で総所得額五〇万円未満で一件二万円以内（税務代理）であり、税務書類の作成でも一件一万円以内になつている（日本税理士会連合会東京地方税理士会「税理士報酬規定」）。

このことは、特に現在の大衆課税のもとで、中小零細業者である申告納税者が圧倒的に多い状況のもとでは、これが利用は、経済的にも耐えがたい負担を課すことになる。

更に、現行税法の申告納税方式のもとでは、納税者は申告義務が納税義務の具体的内容のひとつであつて、この申告義務を正当な理由なく懈怠した者は、一年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金刑で罰せられることになつている（所得税法二四一条、法人税法一六〇条等）のである。

六、ところで、憲法三〇条の内容は、前述したとおり、納税義務者が適正な方法と手続にしたがつて、適正な内容の納税義務を負担し、之が納付をすることを法的にも制度的にも、強行規定として要請しているのであつて、又憲法二九条は、国民の財産権の保障を強行的に要請しているものである。

しかるに、現行税理士制度は、前記のとおり、制度的にも内容的にも全く国民の権利と利益を守る立場に立たず、「民

間収税官吏」の立場に立つて、現在の重税政策の遂行者としての役割しか制度的には果しえないにも拘らず、税理士法五二条、二条は、その業務を独占的、排他的なものにして、どのような形本であれ、納税者が自己の権利と利益を擁護しつゝ、前述のように、財産権と納税義務との具体的な調和を計つた適正な内容の納税義務を果そうとする道を、刑罰（同法五九条）をもつて禁喝していることは、前記憲法三〇条、同二九条に全面的に違反していると云わざるを得ない。

結　論

第一、以上のとおり、現行税理士法は、その業務の独占を認めて、憲法三〇条によつて定められた納税者の適正な内容の納税義務の履行のための自主的な活動を同法五九条によつて刑罰をもつて禁喝していることは、憲法三〇条、同二九条に違反している。

よつて、この違憲、無効な税理士法五九条、五二条、二条を適用して被告人を有罪とした第一審判決を維持した原判決は、当然、速やかに破棄されなければならない。

第二、更に、税理士法の法旨は、前記五、(二)で述べたように、本人の租税債務負担の意思表示（自己賦課）や、その他行政処分を求める意思表示的行為を代理したり、その意思表示が実質的な影響を与える行為を指しているのに、何ら、斯る実質的な行為をしたのでない（このことは、本件記録上明らかである）被告人を、第一審判決は有罪とし、原判決はこれを支持している。

これは、同法二条、五二条の法令の解釈、適用を誤つたものであつて、第一審判決および原判決を破棄しなければ、被告人は冤罪をぬぐい去ることはできないものであつて、著しく正義に反することは明らかであるから、速やかに破棄さるべきである。

以　上

昭和四〇年(あ)第一一三四号

税理士法違反

被告人　井上末次

被告人の上告趣意（昭和四〇年七月一〇日付）

一、私は今回のニセ税理士という汚名の告発による公判の一、二審における判決は、相模原交友会ならびに私に対する弾圧であり、根拠のない云いがかりであることを確信し、無罪を要求します。

以下、次の事実をのべて上告の趣意とします。

二、私は昭和三十二年九月、相模原交友会の設立と同時にその会の事務局長に採用されました。当時の会の役員は、会長が田所福治さん、副会長が諏訪才一さん、会計が岩沢勇さん、幹事藤井光利、窪田光男さんで、他に会員二十余名でした。

会員の方々がどうしてこの会をつくるに至つた経過、いかに零細商工業者の方々が苦しい中で税金、経営等の問題で悩み、この解決に努力してこられたかをのべます。

会長の田所福治さんは青果商ですが、昭和二十七年から二十九年の三年間に事業所得税を合計二十九万円払い、このため青果市場への支払いが苦しくなり、約十年間位、市場の組合員でありながら、みじめな下積の状態でした。昭和三十一年頃迄は廃業状態でした。

幹事の窪田光男さんは製パン業でしたが昭和三十年十月に厚木税務署の源泉所得税の内山事務官が厚木市仲町在住の岡田という男をつれてきて、この岡田に経理の仕事をさせなければ二十万円の更正を出すとおどかされたことがありました。税金は当時毎年八万円から十万円の更正をうけて、苦しんでいました。

会計の岩沢勇さんは昭和二十七年迄、相模原市橋本で鉄工所をやつていましたが、税金で廃業をよぎなくされました。が、再び、昭和三十一年に同市渕野辺で、新しく鉄工所をはじめたところでした。

相模原市上鶴間の加藤忠蔵さんは、同市新戸に在住する江成という男に経理を依頼していたところ、毎年更正をうけ、そのたびに金銭をとられて税務署に安くなるように交渉してやるとダマされていました。

三、こうした人々が団結して、自主的な申告の組織をつくろうとしたのは次にのべるように全く自然なことなのです。

即ち、昭和三十二年頃の交友会の発足当時の厚木税務署管内の納税者は法人関係八百件、個人関係四千件といわれていました。この中で税理士は六名、管外税理士は十名位でした。つまり、申告納税者三百人あたりに一人の税理士という割合でした。

その上、零細業者にとつて税理士報酬は法外もなく高額なのが一般であつたのです。現に、昭和三十二年度の日本税理士会連合会、東京地方税理士会が決めた税理士報酬は、低所得者に関する部分だけをみますと、

一、税務代理料　所得税　総所得金額　一百万円未満　二万円以内
　　〃　一百万円〃　三万円以内
　　法人税　総所得金額　一五十万円未満　二万円以内
　　〃　二百万円〃　三万円以内
　　相続税　財産価格　一五百万円未満　五万円以内
　　〃　一千万円〃　十万円以内
　　固定資産税　固定資産の価格　五百万円未満　一万円以内

二、申告書類作成料　一件につき（実費除く）　一万円以内

三、税務相談料　一件につき　五千円以内

四、顧問料　個人　所得百万円未満　一ヶ月　一万円以内
　　法人　〃　〃　一日　五千円以内

五、日当

となつており、当時、「税理士にかゝれば年に五万円から八万円はかゝる」というのが実態でありました。

しかも、その税理士はいずれも個人営業であり、法律上も税務署との交渉で独自の代理人としての権利が認められていないため、納税者の適正な申告に努力してくれないばかりか、税務署員と一緒になつて、不当な所得のつりあげを強いる税理士さえ少くありませんでした。

以下、交友会の会員となつた者の中からその例をあげます。

(イ)　座間町の吉村商店では、厚木市の糸井税理士に昭和三十一年に依頼し、三十三年に税務署の調査をうけたら、糸井税理士が吉村商店の法人の申告書を提出していなかつたため、営業は赤字であつたのに、税金を三十二万円払わされ、その時にした借金が昭和三十八年迄払いきれませんでした。

(ロ)　昭和三十五年二月に入会した相模原市上鶴間の司馬時計店では、同市橋本の遠藤税理士に依頼していましたが、昭和三十五年三月の申告に対し、売上げが少ないと云つて架空の売上げをつくらせて申告をさせられたことに不満、不信を抱き、入会してきました。

(ハ)　昭和三十七年二月に入会した津久井郡中野町の矢口食料品店では厚木市天王町の小泉、税理士に三十四年頃から依頼しましたが、帖簿は全く記帖されていず、顧問料は毎年六万円をとられ、その上に事務員までが金を借りにきて困つて顧問をやめてもらいました。

(ニ)　昭和三十七年十月に入会された相模原市上鶴間の伊藤自動車修理工場では同市上鶴間の林税理士（元厚木税務署員）に昭和三十六年から経理を依頼したところ、当初は売上げをへらして申告をしてやるといわれ、心配していました。昭和三十七年十月に厚木税務署伊藤係官の調査をうけたところ年間売上げ一千万円に対して申告額五百万円で税金三百万円と云われ、驚いて入会されました。のち、交友会で帖簿を調査したところ、機械、工具を購入した金額を仕入にされて、売上げに加算されたことがわかりました。

(ホ)　このように相模原交友会に入会した零細商工業者は、重税に対する恐怖から高い税理士報酬を払わされたうえ、税理士事務所の従業員からも喰いものにされていた人達が圧倒的に多いのです。

又、昭和三十七年十一月に入会された同市橋本の梅沢建具店では三十六年三月に税務署の調査の際、厚木市旭町の外池会計事務所の事務員である吉川と云う人に、吉川の友人である長谷川砂利店へガラス戸を入れてくれとたのまれました。その後、長谷工砂利店の親籍にあたる、歌田元厚木税務署員が吉川を通じて、建具を入れてくれとたのんできました。が、吉川は梅沢建具店の調査のときに売上げの計上洩れがあつたとおどかし、無料で、建具を入れることを計画しました。梅沢建具店がその後、集金に三回もゆきましたが、建具にケチをつけたりして、支払う態度がまつたくなかつたそうです。この事実を梅沢さんから聞いて、私はこのことを二年後の昭和三十八年十一月に歌田事務官に会い話したところ、すぐ梅沢さんに支払いにきたと云うことでした。

四、一方、零細業者の納税団体としては、厚木地区でも昭和二五年頃から税務署の指導で生まれた青色申告会、法人会があり、昭和三十二年頃の青色申告会員は厚木税務署管内に四百名といわれ、厚木、座間、上鶴間、渕野辺、清新、橋本等に支部をもち、法人会には約三百名が組織されていました。

しかし、青色申告会は事務員を三人しか持たず、記帳の指導は年額二千円を支払う会員約五十名程度に行われていたゞけでした。相模原市上溝の田口そめさん他大勢の人が語つているように、青色申告会の会員は自分のつけた帖簿や原始伝票類を青色申告会に提出すると、同会の事務員がそれを税務署へ持つてゆき、税務署員に相談をもちかけるのです。すると税務署員は営業実績を無視した所得の申告を要求すると、そのまゝ応じてしまうのが実情で会員の多くの不満をかつていました。法人会についても同様です。

五、このように厚木税務署管内の税務行政の実態では管内の商業は団結して自分達の共同の事務員を雇い、自分たちの力で

税務の申告交渉を行う他は道はないと考えた発起人の人たちで、相模原交友会をつくりあげたのです。

そして私も、このような中小零細業者の方々の苦しみの状態と自分たちの力で切抜けていく姿に深く感銘し微力ながら私のすべての力を生涯さゝげて相模原交友会の発展のためにつくすことを決意しました。

六、このような事情の中で生れた相模原交友会は、個人白色申告者月三百円、青色申告者月千円、法人二千円の会費で全員の記帖指導、申告手続、交渉を自主的、団体的に行なうという同地区の零細業者の要望に全く一致したものであつたゝめ発足と同時に力強く発展して、昭和三四年一月の総会には、会員数は倍加して六十二名になり、昭和三十五年の総会には七十八名となりました。

相模原交友会の役員の指導で、私たち事務局員が一丸となつて会の運営と発展のため努力した結果、相模原交友会は諸方面からの注目と、大きな信頼をあつめるようになりました。

即ち、昭和三十二年十月、厚木市管内法人会々長であつた厚木市天王町内田薬局の店主は、私を自宅へ呼んで、相模原交友会の事務局長である私に、同法人会の顧問になつて欲しいとの申出があつた程です。このときの出席者は同会の副会長足立さんと同会計の吉田さんでした。

昭和三十三年二月、厚木市パン業組合と厚木税務署法人係との懇談会の際私はあつせん役を頼まれ、厚木市大平町静本旅館で、鈴木厚木税務署長他五名とパン業者宮川さん他十名の出席で法人係の調査の態度について二時間にわたり懇談したこともありました。

七、この間、相模原交友会はその活動の一環として、盆、暮及び確定申告期である三月の他、年数回にわたつて税務署との交渉を行ない、零細業者の自主申告の尊重、民主的税務行政をくりかえし要望してきましたが、このような相模原交友会の活動に一部の税理士は不安をもつてきたのでしょう。私には税理士の資格がないと云うことをしきりに税務署へ働きか

けるようになり、昭和三十三年六月、相模原市新戸の再起屋商店の法人調査担当、高梨事務官は相模原交友会が毎日のように会員がふえているので、署内でも大分問題にしていますよと語つたことがありました。

昭和三十三年七月着任の鈴木総務課長は、交友会役員が税務署と交渉した際、井上は税理士でないから注意するようにと口頭で話がありました。

八、そして、昭和三十四年二月頃より厚木税務署と税理士会は、交友会の発展に対して、自己の不真面目な行為が、今日の交友会の発展となつたことを反省することなく、ひそかに私を税理士法違反として告発する準備を進め、翌三五年三月、東京国税局長名儀で私を告発するという暴挙にでてきました。

しかし、私たち相模原交友会はこの告発を昭和三十六年二月、横浜地検が交友会々員五名を参考人として呼び出したことによつて、はじめて知つた状態で、この前後は、厚木税務署も従来と少しも変らず交友会の交渉に応じ、否、かえつてます〳〵交友会を尊重し、歓迎するようになつてきました。

即ち、

(イ) 昭和三十五年七月に転任してきた清水署長に、役員である加藤、田所、木村他七名が新署長の抱負を聞くとともに、会のあり方を説明しましたが署長もその趣旨を諒とし、又石森総務課長（第二審に証人として出廷）は定期的に会つて懇談することを約束しました。更に、昭和三十六年度の確定申告については交友会は一括申告をして署員の負担を軽くしようと語りその後、三十七、八年度とこの状態はつづき、昭和三十九年六月川崎北税務署へ転勤した笠原事務官（当時所得税課長）がこの一括受理を担当したのです。

(ロ) 昭和三十六年七月、清水署長は杉並税務署への転勤の際に、会長田所福治さん方へわざわざ来店し、「会の発展を祈ります」と別れの挨拶をのべてゆきました。

(ハ) 昭和三十七年十一月、佐藤仁署長は退任の際の言葉として、役員会に対し、「真面目な貴会に対し、国税局へ、表彰方を申請したこともあります」と云われたこともありました。

(ニ) このように、相模原交友会と厚木税務署との友好的な慣行は、昭和三十二年同会発足以後着実に固り、同税務署も、毎月定期的に役員会との懇談会をもち、税制の問題から、税務事務上の問題に至るまで、いろいろのことが話し合われてきたのです。このことは石森元総務課長の控訴審においても明らかであります。

九、他方、相模原地区における交友会の名声はますます高まりました。一、二例をあげますと、

昭和三十五年二月、相模原市中央市場の事務員、戸塚さんは今迄の税理士がよく売上げを削つて申告をしなさいと云つてきたが、交友会の事務局員は真面目な申告をしなさいと市場の組合員に指導しているので、全く感心しますと云つて、霧生、内田茶店、ゑびす屋さん等を会員に紹介してきました。昭和三十七年二月に、渕野辺地区青色申告会役員の佐藤さん、橋本地区青色申告会役員萩原さんは交友会役員全員と懇談し、交友会へ集団加入したいとの申出がありました。

十、ところが、昭和三十七年二月、突如横浜地検は、昭和三五年三月の東京国税局長が私に対してなした告発をもとに、税理士法違反の容疑で、交友会事務局の事務所と私の自宅を捜索し、書類を押収した上、翌三月私を起訴しました。

しかし、一体、何のために横浜地検は私を起訴したのでしようか。なるほど、昭和三十五年東京国税局長が私を告発したことはあります。

しかし、現地の厚木税務署はその後も一層明確に交友会を納税者団体として認め、その事務局長である私をニセ税理士扱いするどころか、上述の如く又控訴審における石森元総務課長の証言に明らかな如く同署の零細業者に対する税務行政執行の上で、欠くことのできない存在として認め、尊重し続けていたのです。まさに、そういう事態のさなかに横浜地検が突如私を起訴したのは、厚木税務署の相模原地区における税務行政の実際を無視し、ひとえに零細業者の自主的団結を

おそれ、交友会に対する理不尽な弾圧をしたという以外いゝようがないのです。

このような横浜地検の暴挙に憤激した会員は、この弾圧に対して、会員の拡大で応えようと決意し、昭和三十八年の一月の総会には三百七名と、四倍加を達成したのです。

横浜地検の行為がいかに税務行政の実情を無視した独断的なものであるかは、私の税理士法違反第一審の公判のさなかに開かれたこの総会に厚木税務署の斎藤総務課長が出席し、祝辞をのべていると云う事実が最も雄弁に物語つています。

十一、以上のような活動を行なつてきた交友会の事務局長として、私が第一審、第二審の判決に対して何としても承服できない点は、裁判所には零細業者に関する実態をすなをに見ようという態度が全然ないことです。その実態とは

第一に、現在の税制は零細業者にとつてたえがたい重さのものであること。事業所得税は五人家族で年所得四十一万円（一人一月約七千円弱）所得があれば（昭和四十年分）課税対象とされ、更に事業税（事業所得者のみに課税される二重課税）、市県民税等々の税金が課せられるのです。これは生活費課税の最たるものです。どうして今の物価高の中で月一人七千円弱で食べてゆけるでしようか。

更に矛盾なのは、他の所得者、つまり、配当所得者（五人家族で年所得百七十一万円迄免税）、山林所得者（同条件で五十六万円迄免税）、勤労所得者（同条件で五十四万円迄免税）等に比べて、事業所得者が一番冷遇されていることです。税負担の公平は、まさに税制そのものが自ら破つているという結果になつているのです。こゝに、零細業者がどうしても団結して、減税要求、適正な課税要求をしなければならない現実の要求が存在しているのです。

第二に、大企業がその従業員に申告事務を行わせることができるのに、どうして零細業者だけは自分たちが集団で共同の従業員を雇つてこれを行なわせることがいけないのか。高い報酬を払つて税理士にかゝらなければならないのか。しかも税理士は営利に走るばかりで、法律の上でも何も力がなく、税務署のいゝなりになり、零細業者の税務交渉にはまつ

たく役に立ちません。

零細業者が団結して、専従の事務員をおき、申告と交渉を行なうことが、零細業者にとつてもつとも合理的な方法であり、重税と複雑な申告手続きから自己を守る唯一の方法なのです。

第三に、交友会の事務局長の私が税理士法に違反するのなら、どうして青色申告会や法人会の事務員は税理士法に違反しないのでしよう。

又申告時に申告書を何十枚と代筆する税務署員は、税理士でもないのに、どうして税理士法に違反しないのでしよう。

青色申告会の事務員がやつていることと私のやつたこととは全く同じことで、しかも私は実質的にも交友会々員の自治的な規律に厳格に従つて行動しており、そのことは第二審判決も明らかに認めておきながら、青色申告会のみは税理士法に違反しないよう注意が払われていたなどとは、青色申告会の実態を知らないにもほどがあります。

第四に、青色申告会の事務員が税理士法違反にならない注意をしていたと云うのであれば、私も又そうであります。

即ち、私は会員の記帳補助者として、その帳簿、原始資料を整理して算出した計数を会員の指示あるまゝ、機械的に申告書に代筆したまゝであり、厚木税務署の交友会々員に対する税務調査にあつても、たゞ記帳補助者としての立場から帖簿上の説明を行なつていたゞけであることは、控訴審における石森証人の証言する通りであります。従つて私は税理士法にいう税務書類の作成も税務代理行為も行なつたことはありません。

第五に、交友会は厚木税務署の税務行政にとつて貴重な、有益な存在でありましたし、現在もそうです。

元来、零細業者の営業と生活の実際になじみにくいこの難解で複雑な税制を、零細業者の実態に即して実施する上でかけがえのない貢献しているものこそ交友会であり、その活動の一環をになう私であります。

第六に、事実は以上の通りであるのに、そして告発者の税務当局自身が交友会と親密な関係を保ち発展させている最中に突如、私を起訴におよんだ横浜地検の行為こそは独断にみちた交友会に対する弾圧以外のなにものでもありません。

十二、これらのことは私に対する現在の公判の進行中、交友会が現地の厚木税務署及び管内税理士、納税者からうけた次のような評価によつてこそもつとも明らかになると信じます。

即ち、

(イ) 相模原市上鶴間の松坂石材店では昭和三十七年二月に開業し、自己流で記帖し、申告の際、それを計算して税務署にみせたところ、伊東担当事務官はよく記入してあるといゝながら、本人の意志を無視して八十万円の申告をさせています。その上に、税務署で内田税理士を紹介するから依頼しなさいと強要してきました。松坂さんは税理士に依頼するほどの金もないからと断りました。昭和三十八年二月に松坂さんの住居の近くに東京国税局に勤めている結城さんに、税金で苦しんでいるなら私が帖簿をみてあげましようと云われ、税理士は営業ですし、全然信用できませんよ、第一責任がありませんからと云われたので、昭和三十八年度の申告は結城さんに依頼しましたが、やはり九十万円の申告をさせられてしまいました。交友会で計算すると五十万円でした。こうして松坂さんは三九年十一月入会。

(ロ) 昭和四十年七月厚木税務署員小倉氏は、相模原市上鶴間の小高さんに調査にきて、次のように語つています。

「相模原市内の零細業者のほとんどは税務申告については自分で記入作成することは不可能で、申告時に何の記帖もせず税務署へ来て、去年の申告はいくらでしたか、今年はいくらにしたらよいかという納税者が多くて困ります。しかし、交友会でやつてもらつているあなたの記帖は百点満点として九十点がつけられる」と語り、本日は御協力をありがとうございましたと挨拶して、午前十一時から午後二時半頃迄、約三時間ぐらいの調査で終りました。

(ハ) 昭和三十九年四月、相模原市新戸の内田税理士は交友会のように零細業者の記帖をみてくれる団体がないと、私たち

税理士は困りますと、同町の木村さんに語つています。なぜかと云うと、記帖ができない人たちの面倒はとてもみきれないし、やつかいです。手数がかゝる割に、金にならないと云うことでした。交友会があるので助りますよ、と云つていました。

一一、なを、交友会の活動は、たんに、税金対策のみではありません。それは零細業者の生活と営業を守る活動全般にわたつています。税金問題は重要な活動ですが、あくまで活動の一部だということです。設立以来、九年の歴史の中で、中小企業退職金共済制度の普及による社会保障の向上への貢献に対し、神奈川県知事より、三十六年十月に表彰され、金融問題では、相模原市長と交渉して、一件五十万円の貸出しを実施させ、県保証協会を設置するよう要求してこれを実現させ、人手不足の市当局へ係員の増員を要求して、これを実現してもらうなど、二千名の相模原市商工業者の先頭に立つて活動してきました。この間、昭和三十七年五月の相模原市渕野辺、橋本地区青色申告会の役員との話し合いなど、大きく市の諸団体に注目されてきました。

八千代信用金庫、相模原信用組合などは、三名の入会希望者を紹介してくれるなど、信頼はとみに高まつたのでした。設立以来、他団体と協力して、一貫して努力してきた事業税の撤廃運動、自家労賃の要求の成果は、事業税に対する控除の引きあげ、白色申告者に対する事業専従者控除の実施等にあらわれ、その成果は全納税者に対して重税よりの苦しさから、多少ともぬけるに役立つものとなりました。

一二、四、相模原交友会は、以上のように設立以来現在迄約九年の間、相模原市内の商工業者の悩みを解決している団体として注目されてきたのであります。そして税理士法、税務行政の矛盾は納税者を迷わせると同時に、署員の中にも批判の声は出ているのが現実です。現在、全国の商工業者は数百万人いますが、これらの人々の問題を解決してゆくためには、この税理士法が営利を追求する、いわゆるニセ税理士にのみ適用されるべきものと思います。

すべての業者は苦しみと不満の解決を交友会という自主的な組織に結集して解決するよりほかになんらの方法もないのです。

一、二審の判決がなんら合理的な根拠のないものであることは前記の数々の事実が雄弁に物語つています。

「五、そしてこれらの判決は

第一に、真に零細業者の自主的納税団体である相模原交友会の事務局長である私のみを税理士法に違反するとなし、青色申告会、法人会の事務員の行為は適法であると判断したことによつて、私たちの交友会のみを不当に差別したものであるから法の下の平等の原則に対する違反であります。

第二に、元来零細業者が自己の営業と生活を守るために団結して行動することは結社の自由として、憲法の保証するところであります。交友会員が税務の申告と交渉にあたつて、同会の事務局長としての私を、そのための補助者としたことは、前述の如く同会々員が悪徳税理士から自己を守り、厚木税務署の零細業者に対する税務の執行を助け、更には税務行政の民主化に資することによつて公共の福祉の増進を果しこそすれ、どんな意味でも公共の福祉に反するものではないのであります。

もつとも、零細業者のこのような団結をよろこばないものがあります。それは誰の目にも低額所得者にのみ重く、高額所得者に軽いことが明らかな税法をつくりあげて、零細業者、勤労者にこれを強制的に守らせ、そこから得た税金を大企業につぎこもうとしている大資本の代弁者、自民党政府及び国税庁、国税局であります。

そして交友会と厚木税務署がます〳〵円滑な税務行政を発展させているさなかにあつて、突然私を税理法違反として起訴した横浜地検こそは、右政府及び国税当局の意を体して交友会組織の破壊をくわだてたものであり、検察側の主張を認容した第一審、第二審裁判所も又同様であります。

特に第二審判決が私の行為があくまで交友会という団体の一機関としてのものであること及びニセ税理士とは明らかに異なることを認めながら、なお検察側の主張を容れて、あくまで私を罰しようとした態度に、その政治的意図が明瞭にあらわれていると思います。

かくの如く、これらの判決は憲法第二十一条に違反して、相模原交友会々員の結社権を侵害し、交友会の組織破壊を目的としたものであります。

第三に、第一審、第二審判決に従えば、零細業者は自らの欲する形で集団的に税務を処理する自由を奪われ、実質的に税理士を頼むか、又は青色申告会ないし法人会への加入を強制されることになります。つまり、零細業者は納税義務を果すのに無用な負担と自主性を奪われることになります。

納税の義務を果すにあたつて、零細業者が現在の複雑、難解な税務手続を集団的に処理して、手続面での負担をいくらかでも軽くし、しかも個人では侵されることの多い納税者の権利を集団の力で守ろうとする道を封ずることは、法律上の税の不公平等に加えて、高額の税理士報酬、不経済な記帳の労務、金銭出費、不服手続等における権利主張上の不利益等、種々の負担を課するものに他ならず、納税義務を適正に果すことが全くできなくなり、憲法第三十条に規定する納税の義務をこえた義務を強いたものというべきであります。

従つて私は最高裁判所に対し、直ちに一、二審の判決を破棄して無罪の判決をするよう強く要求します。

以上

昭和四〇年(あ)第二〇〇二号

判　決

本　籍　高知県長岡郡大豊村日浦三二六、三二七合番地
住　居　不　定
無　職
森　吉　幸　喜
大正一〇年六月一〇日生

右の者に対する住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、強盗強姦、強盗被告事件について、昭和四〇年八月五日高松高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があったので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人三ッ木正次の上告趣意第一について。
所論の(一)は、原判決の是認した第一審判決が判示第一、第二および第五の各所為につきした適条は、強盗の機会において人を死傷に致した場合殺意があったときは、強盗致死または致傷と殺人またはその未遂罪との観念的競合があるとする大審院判例（大正三年(れ)第三四二一号、同四年二月二六日判決、刑録二一輯一六四頁）に違反すると主張する。
しかし、右第一審判決の適条と同趣旨に出でた当裁判所の判決（昭和三一年(あ)第四二〇三号、同三二年八月一日第一小法

廷判決、刑集一一巻八号二〇六五頁）があるのであるから、所論は刑訴法四〇五条三号の適法な上告理由に当らない（なお所論引用の昭和三一年一〇月二五日の最高裁判所の判例は、強姦殺人の件に関するもので事案を異にし本件に適切でない。）。

所論の㈡は、原判決の是認した第一審判決が判示第三の事実につきした適条は、強盗が婦女を強姦しかつ殺意をもつてこれを死に致した行為は刑法二四一条後段に該当するとの大審院判例（昭和三年(れ)第九一二号、同年七月一六日判決、法律評論第一七巻下刑訴法三一一頁）に違反すると主張する。

しかし、右第一審判決のした適条と同趣旨に出でた当裁判所の判決（昭和三二年(あ)第三二五九号、同三三年六月二四日第三小法廷判決、刑集一二巻一〇号二三〇一頁）があるので、所論は刑訴法四〇五条三号の適法な上告理由にあたらない。

その余の論旨は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第二について。

所論は単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第三について。

所論は、第一審裁判所が被告人の精神鑑定申請を却下したことは、苟くも被告人本人に精神の異常を疑わしめるものがあるならば、鑑定人をして鑑定せしめた上これを参酌してその判断を下すべきであるとする最高裁判所大法廷判例（昭和二三年(れ)第一一四号、同年一一月七日判決、刑集二巻一二号一五八八頁）の趣旨に反すると主張する。

しかし、所論は、原判決の認定しない事実（原判決の是認する第一審判決は被告人に、当時刑事責任能力を否定または限定するような精神の異常を疑わしめる事実の存在を認められない旨を判示している。）を前提とする主張であり、前提を欠くものであつて採るを得ない。

その余の論旨は、事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、適法な上告理由に当らない。

弁護人三ツ木正次の上告趣意補充について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

被告人本人の上告趣意について。

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

なお、所論の点につき、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三九六条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官　関之公判出席

昭和四一年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　長部謹吾

裁判官　松田二郎

裁判官　岩田誠

昭和四〇年(あ)第二〇〇二号

住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、
強盗強姦、強盗

被告人　森吉幸喜

弁護人三ッ木正次の上告趣意（昭和四〇年一一月一九日付）

第一　原判決には、強盗が殺意をもつて人を死に致した行為及び強盗が婦女を強姦しかつ殺意をもつてこれを死に致した行為について大審院の判例と異なる擬律をした第一審判決を支持した点において、刑事訴訟法第四〇五条第三号に掲ぐる事由がある。即ち第一審判決は「被告人の判示第一および第五の各行為は刑法一三〇条、二四〇条後段、二四三条に、判示第二の行為は同法一三〇条、二四〇条後段、二四一条前段（以上一三〇条該当の行為につきなお罰金等臨時措置法三条一項一号）に、判示第四の行為は刑法二三六条一項に各該当するが、判示第三の富子に対する強盗殺人と強盗強姦とは一個の行為で二個の罪名に触れる場合であり、また以上住居侵入と各強盗殺人、同未遂、強盗強姦との間には手段結果の関係があるので同法五四条一項前段、後段、一〇条により結局以上それぞれにつき重い強盗殺人、同未遂（判示第三、第五については犯情により川原富子、横内クニエに対するものを重いと認める）の刑で処断することとし所定刑中第一、第二、第五条前段の併合罪であるから、右川原富子に対する強盗殺人罪について被告人を死刑に処することにより同法四六条一項を適用してもはや他の刑については刑を科さないこととし」との擬律をしている。これを判示事実に照らすと、第一審判決は㈠強盗が殺意をもつて人を死に致した行為は刑法第二四〇条後段に、その未遂は同法第二四〇条後段、第二四三条に該当し、㈡強盗が婦女を強姦しかつ殺意をもつてこれを死に致した行為は同法第二四〇条後段、二四一条前段に該当しこの両者は一個の行為で二個の罪名に触れるものとしていることは明らかである。しかしながら

㈠　右の㈠は強盗の機会において人を死傷に致した場合殺意があつたときは強盗致死又は致傷と殺人又はその未遂罪との

観念的競合があるとする大審院の判例（大正四年二月二六日刑録二一輯一六四頁）に違反する。尤もその後の大審院の判例には強盗致死罪を強盗罪と殺人罪との結合犯又は強盗罪と傷害致死罪との結合犯であるとし、殺人の故意があつた場合でも単に第二四〇条後段を適用すれば足り第一九九条を適用すべきではないとしているものもある（大正一一年一二月二二日刑集一巻八一五頁、昭和八年一一月三〇日刑集一二巻二二七七頁）。しかし最高裁判所は殺意を有し暴行を以つて婦女を姦淫し因つて死に致した所為は強姦致死罪及び殺人の罪名に触れ強姦致死の点につき刑法第一八一条、第一七七条、殺人の点につき同法第一九九条を適用すべく両者は同法第五四条一項前段の一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であると判示するに至つた（昭和三二年一〇月二五日刑集一〇巻九号一四五五頁）。これによつてこれをみれば最高裁判所としては前記大正四年の判決に立ち戻ることがその筋であると考える。

(二) 強盗が婦女を強姦しかつ殺意をもつてこれを死に致した行為については刑法第二四一条後段に該当するという大審院の判例もあり（昭和三年七月一六日評論一七巻刑訴三一一頁）、また同法第二四一条前段、第二四〇条後段、第五四条一項前段にあたるとする大審院の判例もあり帰一するところを知らない（昭和一〇年五月一三日刑集一四巻五一四頁）。第一審判決が判示第三の富子に対する行為につき第二四〇条後段、第二四一条前段、第五四条一項前段にあたるとする擬律は前記昭和三年の大審院判例に違反する。かりに右昭和三年の判決が昭和一〇年の判決によつて変更されたとしても、（因みに右昭和一〇年の判決は聯合部判決ではなく従来の判例を変更したものとは速断しがたい）前記昭和三二年一〇月二五日の最高裁判所の判例に徴するときは強盗が婦女を強姦しかつ殺意をもつてこれを死に致した行為については強盗致死（第二四〇条後段）を吸収した強盗強姦致死（第二四一条後段）と殺人（第一九九条）の観念的競合があるとするのがその筋であると考える。なお最高裁判所昭和三三年六月二四日の判決（最刑集一二巻一〇号二三〇一頁）は強姦が未遂に終つている場合であつて本件における先例とは直ちになし難い。

第二　原判決には判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、これを破棄しなければ著しく正義に反する。

一、被告人の控訴趣意書第一四項には「善悪を考える理性を失しない取り返しの付かない事を致し」た旨の記載あり（記録二四四二丁表末行）、また変更後の控訴趣意書提出期限たる昭和三九年九月三〇日までに受理されている被告人の同月二五日付上申書には「物事の判断が出来かね、相手の迷惑に成る事を考える裕とりも有りませんでした」（記録二四六四丁表三行目）、「善悪が分らなくなつて殺ろす様に成りましたのです」（記録二四七六丁裏八行目）などの記載がある。これらはいずれも刑法第三九条にいう心神喪失ないし心神耗弱の主張であり、第一審判決が示したこの点についての判断の誤を控訴申立の理由としているものと解すべきである。

二、従つて原審としては法律に暗い被告人の意とするところを汲み、すべからく控訴趣意書に包含された事項の一として調査し職権にても事実の取調をしたうえ判断を示すべきであつたのである。

三、然るに、原審は前記被告人の控訴趣意は「殺意の点に関する誤認の主張も含まれていると解せられなくもない」とし、量刑不当の論旨も窺われなくはないとして、これらについては逐一判断を示していながら、刑法第三九条についての第一審の判断を不当とする前記論旨を看過しているのであつて、ひつきよう原判決は刑事訴訟法第三九二条に違反し右違反は判決に影響を及ぼすべきこと明らかな事由に属し、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると思量する。

第三　原判決には審理不尽理由不備の欠陥があり、その欠陥は延いて原判決を破棄するのでなければ著しく正義に反するものと認める程の事実誤認を導き出しており（昭和三七年五月一九日最高裁判所判決、最刑集一六巻六号六〇九頁参照）、ないし第一審判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認あることを疑うに足る顕著な事由があつて、これを支持した原判決はこれを破棄しなければ著しく正義に反する（昭和二八年一一月二七日最高裁判所判決、最刑集七巻一一号二

三〇三頁)。即ち

一、第一審の第一回公判期日において、弁護人は、「被告人は公訴事実全部の犯行当時刑法三九条に規定する心神喪失か心神耗弱の何れかの状態にあつたものである」旨主張し(記録一一丁裏一行目)、これを立証するため被告人の精神鑑定を申請したのであるが(記録四二丁裏請求番号九)、第二回公判期日において右申請は却下され、第一審判決は右弁護人の主張を斥けて次のとおり判断を示している。即ち「被告人は知能も普通の下程度で、劣等感と内閉性が目立ち、自己中心的でしかも自信や惰性の欠乏興奮性等の性格偏倚を有するものではあるが、平常殊に前刑服役中の行動に特段の精神病的異常の徴表は全然認められず、またそのような遺伝的素因もみうけられないうえ、本件各犯行についても前示のように場所や時間を選び、兇器にも細心留意して時に顔や手を覆い電話線を切断し、また靴跡や賍品の処理にも気をつけるなど発覚逮捕の予防に周到な配慮をめぐらし、犯行およびその前後の模様も詳細且つ明確に記憶供述しているのであつて、当時刑事責任能力を否定または限定するような精神障害等があり是非善悪を弁別行動する能力を欠如ないし高度に減退していたものとは到底認めることができないので上記主張は採用し得ない」(記録二四二〇丁表一〇行目以下)。

二、これを要するに(1)被告人には平常殊に前刑服役中の行動に特段の精神病的異常の徴表が認められないこと、(2)そのような遺伝的素因もみうけられないこと、(3)本件犯行についての周到な配慮、(4)犯行及びその前後の事情を詳細明白に記憶供述していることなどから前記弁護人の主張を斥けていることは明らかである。

三、(1) なるほど高松刑務所昭和三八年一一月一二日付徳島区検察庁宛行刑状況に関する件回答(記録八九丁以下)によれば被告人の知能性格について右判示のような記載があり、就中在所中の行状として「在所中の行動観察においても異常は全く認められず、当所における定期的精神科診断の対象ではなかつた」旨記載され、さらにその他参考事項として

「身体状況及び精神状況においても普通であり顕著な偏倚の発現もなく何等向後に憂うべきものを認められなかつたこと等々により上申、委員面接の結果本年九月二十五日仮出獄許可されたものである」旨の記載がある。第一審判決はこの回答に全巾的に信倚しているのであるが、第一に、仮出獄後一週間目に判示第一の犯行が行われており、この回答は仮出獄を上申した刑務所自体が犯行発覚後の区検察庁よりの照会に対してなされたものであることを念頭に置く必要がある。第二にしばらくこの点を措くとしても右回答に述べられているところはあくまで刑務所在所中の行動の観察にすぎないことを忘れてはならない。第一審判決が冒頭で認定しているように昭和一九年五月から昭和三八年九月まで昭和三一年夏の僅か数ヵ月を除いては引き続き刑務所に入所していた被告人の在所中の観察によつて仮出獄後の犯行当時における被告人の精神病的異常の徴表を否定する資料とすることは許されない。第一審において被告人がいみじくも言つているように潜水夫がぽかつと海上に浮上した感じ、(記録二二六〇丁一五行目)国に戻つた浦島太郎の感じ(記録二二六九丁一二行目)で仮出獄して来た被告人には、在所二十年しかも戦争、終戦、インフレ、新憲法目まぐるしい変革の二十年間食にも職にも憂なき刑務所こそは安住の地であり安らぎすら覚えていたのである。常人が独り拘置せられて精神の異常を来すと同様に、長く自由を奪われる反面生きるに憂なき刑務所を後にするとき精神の異常を来さないと誰が保証できようか。ましてや被告人の言葉を借りれば被告人の知つている社会は「一キロの米が二十五銭ぐらいの時の事であり、せんとおぼをしを、かぶつて、まきぎはんを、まいて竹やりで人をつきころす、けいこをして居つた時の事しかをぼへてをらなかつた」(記録二二六〇丁一五行目)被告人のような場合においてをやである。

しかも被告人の入所前の行動にも「顕著な偏倚の発現」が見られるのである。即ち実姉の丁野小菊の検察官に対する供述調書によれば被告人は「十六、七才位の頃から軍隊へ行くのが嫌やじやと言つて朝鮮に逃げて行つたりしていて」三つ違いの弟と一諸に入隊し、しかも「入隊後十日位で軍隊を逃げ出し本籍地へ帰つて近所の家二軒に火をつけて焼き

払い」（記録一〇二丁表一〇行目）、また昭和十九年軍法会議により無期懲役に処せられた罪のうちには陸軍拘禁所に勾留中看守に対し控勤務中の看守の軍刀を奪い切創を負わしめているのがある（記録二三九七丁裏一一行目以下）。これらについて一貫してみられるところは自己の命を保つには徴兵忌避が挫折した場合の考慮も他人の財産も命までも犠牲にしてやまないという顕著な偏倚性である。

なお被告人の実姉丁野小菊や実弟森吉武貴の検察官に対する供述調書等や第一審における証言（小菊の場合）からは被告人の平常における行動については右の外語られていないが、二十年もの空白を置いて僅か二、三日の間の接触であってみれば、同人等に被告人の社会における平常の行動についての評価を可能ならしめるような事実の陳述を期待することは本来無理なのである。いいかえれば第一審判決が何をもって被告人には平常の行動に特段の精神病的異常の徴表なしとされたのか判断に苦しむのである。

(2) 次に第一審判決は被告人の精神病的異常を来すような遺伝的素因もみうけられないとしている。しかしながら第一審における被告人の実姉丁野小菊の証人尋問調書（記録二三〇六丁以下）、筆頭者森吉忠太郎の戸籍謄本（記録二一五七丁以下）を綜合すると、被告人の父忠太郎は昭和一九年三月二十日に、祖父猶太郎は大正一四年九月一二日にいずれも縊死自殺をし、また右猶太郎の甥に当る小笠原金喜代もまた縊死自殺をしており、さらに被告人の従兄弟（父忠太郎の実姉秋山ヒロエの女）に当る二女のうちの一人いづじよは発狂後死亡し他の一女としえは十年位前に発病し現に精神病院に入院中である。この最後の点は第一審における証人田辺善丸の尋問調書（記録二三四四丁以下）によっても裏付けられている。

このように血のつながる親族縁者のうち三人もが縊死自殺し二人も発狂しているという事実は精神病の遺伝的素因を考えるに当って到底無視することはできない。なるほどこれらの自殺や発狂にはそれぞれの直接の端緒があったことは

否定できないが、いずれの端緒もそれだけでは常人を自殺に追い込み気を狂わせる程のものとは断じ難く、何よりも一人ならず三人までもが自殺し二人までもが発狂しているという背後には共通の遺伝的素因が潜在していると考えざるを得ない。現に前記証人田辺善丸はとしえの発狂は梅毒菌によるものであると述べる一方「特に神経系を冒され易い素質の人がある」という説のあることを認め（記録二三四五丁裏五行目）そのような人は「梅毒菌とは関係なしに別個の精神病になる可能性はある」（記録二三四七丁表七行目）と述べているのである。これらによってこれを見れば、被告人には精神病的遺伝的素因は肯定されこそすれ否定することは到底できないと考える。

(3) 第一審裁判所はさらに本件犯行についての周到な配慮並びに犯行及びその前後の事情の詳細明白な記憶、供述を挙げているが、このこと自体からは直ちに「その犯行の当時において行為の違法性を意識することができず又はこれに従って行動する」能力（昭和二九年七月三〇日最高裁判所決定、最刑集八巻七号一二三一頁参照）の欠如ないし高度の減退を否定することはできない。

いやしくも(1)(2)に述べたような事情の存する限り綜合判断するとき、かりに右に述べたような事実があったとしても、第一審裁判所としてはすべからく弁護人の申請を容れ、被告人の精神鑑定を行うべきであったと考える。

四、人の精神状態を認定するのに必ずしも専門家の鑑定等による必要はないというのが大審院の採って来た原則であり（昭和四年六月二六日評論一八巻刑法二三四頁、昭和七年五月二日新聞三四一三号一五頁）最高裁判所も大体同旨の判決をくりかえしている（昭和二三年七月六日最刑集二巻八号七八五頁、昭和二三年(れ)七五一号同年一一月三〇日判決、同年一二月一一日最刑集二巻一三号一七三五頁、昭和二三年(れ)一四二二号昭和二四年二月八日判決、昭和二六年(れ)五三六号昭和二六年一二月四日判決）。しかしそのいくつかの判決を検討すると「記録を調べてみると本件被告人についてはその精神状態を審理するために精神鑑定をしたり証人を尋問したりする必要のある程度のものとは認められない」

（前記昭和二三年一一月三〇日判決）とか「記録上被告人の精神状態に疑を挿まなければならない顕著な事情は少しも認められない」（前記昭和二四年二月八日の判決）から敢えて鑑定の必要はないというにすぎない。本件の場合は正に「記録上被告人の精神状態に疑を挿まなければならない顕著な事情」がうかがわれるのである。ましては以上の小法廷の判決に対し大法廷は「苟しくも被告人本人に精神の異常を疑はしめるものがあるならば、鑑定人をして鑑定せしめた上これを参酌してその判断を下すべきである」（昭和二三年一一月一七日最刑集二巻一二号一五九一頁）、としているのである。被告人本人に精神の異常を疑はしめるものがある本件において鑑定の申請を却下した第一審判決はこの大法廷の趣旨にも反する。

五、ましてや第一審判決は被告人の精神鑑定の申請を斥けこれを行うことなく被告人を極刑に処しているのである。原審が被告人を死刑に処した事件について上告申立がなされたときは大法廷もどの小法廷も弁論を開いたうえ判決するのが最高裁判所の慣例となつている。理論的には弁論の要否は刑の軽重によつて決まるわけではないのに、死刑事件に限りこのように例外なく弁論を開くのは「全地球よりも重い」一人の生命を奪うという点において、死刑が他の刑と質的に相違するからこそこの慣例が生まれたと信ずる。

刑法第三九条の事由は犯罪の不成立、刑の法定減軽にかかるものであつて、一度その事由の存せんか死刑の判決は一転して無期若しくは無期若しくは十年以上の有期刑という質的相違を遂げること犯罪事実の誤判が死刑から無罪に変わると異らない。もし精神鑑定をすれば死刑を免れ得たであろう者がこれを怠つたばかりに死刑に処せられてしまつては取り返えしがつかないのである。後になつてどのような遺伝的素因、平常における顕著な精神病的異常の徴表が裏付けられても直接鑑定の対象たるべき本人は戻つては来ないのである。犯罪事実の誤認にも増して永久に葬り去られる危険があればこそ、死刑事件についてはいささかでも心神喪失、耗弱の疑の存する限り被告人の精神鑑定を行うべきである。こ

の意味において前記大法廷の判決は死刑事件については、さらに一歩前進さるべきである。

六、現に最高裁判所判例集について、第一審又は原審が死刑を言い渡した事件において刑法第三九条の主張がなされ且つ被告人の精神鑑定が申請された場合をみるに、例外なくこれを許容していること同判例集所収第一審又は原審判決の示すとおりである（昭和三一年(あ)第一二一九号事件の被告人坂巻脩吉につき第一審東京地方裁判所一〇巻九号一四八七頁、昭和三二年(あ)第一二〇号事件の被告人茂木知丈につき第一審函館地方裁判所一二巻五号八五一頁、昭和三二年(あ)第六四八号事件の被告人岡谷兼蔵につき原審仙台高等裁判所一二巻六号一〇五三頁、昭和三二年(あ)第二三二七号事件の被告人大井晋平につき第一審東京地方裁判所一二巻一〇号二三六九頁、昭和三四年(あ)第九六二号事件の被告人山田松夫につき第一審山口地方裁判所一四巻一一号一四二九頁各参照）。

七、第一審裁判所は前述したとおり被告人本人に精神の異常を疑はしめるものがあるにも拘らず、敢えて精神鑑定の申請を斥け、原審もまた前述のとおり被告人本人の控訴趣意の意とするところを汲みとらず軽々に控訴を棄却した。このような原審判決を破棄し被告人の精神鑑定の道を開くことこそ、死刑事件について、被告人の最後の言分を十分に検討させるため例外なく弁論を開くという手続上の慣例以上に、実質上の意味を有し、生命の尊厳に対し最高裁判所が採るべき厳粛な態度であると確信する。

以　上

昭和四〇年(あ)第二〇〇二号

住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、
強盗強姦、強盗　　被告人　森　吉　幸　喜

弁護人三ッ木正次の上告趣意補充（昭和四〇年一一月二〇日付）

昭和四十年十一月十九日付上告趣意書脱稿後の一日、当職高松に飛び高松刑務所に被告人を訪ねたところ、右趣意書において縷々陳述した精神鑑定の必要性の確信を深めたのでその次第を申し述べる。

被告人は判示行為より連想されるところとは正反対の背の低いやせた一市井人である。洋服屋の仕立台の向うによく見られるタイプの男。左の目がやゝ大きく強く光っている以外には何の変哲もない顔である。しかしどこか空ろなおどおどしたところはかくせない。はたと思い当ったのは戦時中海軍に召集された体格の貧しい中年の補充兵の姿であった。聞くところによるとバンしか咽喉に通らず食器も洗わず病舎に寝たきりだという。弁護人の問うところにはポツリポツリと答えるが椅子に座っているのさえ大儀だという。その被告人は仮出獄したときの気持を断片的に「人を見るのがこわく、何もしないうちから木の蔭を見てもこわい気持」「何代も何代もすぎ去ったような気持」「年こそとったが社会に生きて行くこわさ」と表現する。寝衣をまとった四十三キロのおどおどとした男はそう述懐する。そしてもう弟妹にも合いたくない、本月の四日付で二、三枚書いたという上告趣意書（昭和四十年十一月十八日現在ではまだ記録に編綴されていない）以上には書く気力もないと語る。

こういう話をしている限り正常な一市井人との対話と異らない。第一審裁判所も原審裁判所も同じような印象をもち、またその印象が余りに強すぎたが故に、敢えて精神鑑定の申請を却下し、あるいは職権で事実取調に踏み切らなかった根本原因が存するものと思う。「私は精神病学の常識でないことは、天文学や地震学の常識でないのと同様であると考える。精神欠陥の有無について何人が見ても欠陥ありと疑はるゝ場合、何人が見ても欠陥なしと認められる場合は、その措置は素より

容易であるが、問題は右以外の場合である。かゝる場合往々事実審裁判所では、裁判官の普通の常識を以て精神欠陥なしと判定してはいないかと思料せらるゝ案件を相当見出すのである」とは昭和二四年二月八日言い渡された最高裁判所昭和二三年(れ)一四二二号事件の判決において小谷裁判官が、補足意見において述べられているところであり、同裁判官は「要するに、精神欠陥の有無は普通人の常識では容易に判る筈のものではないと云うことを、私は強調したいのである」と結ばれている。

法廷における被告人は普通人の常識では精神欠陥の疑はないかも知れない。被告人の供述、犯行当時の行動からも普通人の常識では精神欠陥の疑はないかも知れない。しかし精神欠陥の有無の判断に「普通人の常識」ほど危険なものはない。まして本件は死刑事件なのである。大法廷はかつて「被告人の近親者に相当多数の精神異常者があるような場合には裁判官は被告人の精神状態については特に慎重な注意と考慮を払い、その良識により合理的な判断を下さなければならない」こと を明らかにした。(昭和二三年一一月一七日判決、最刑集二巻一二号一五九〇頁)本件のように特に被告人の近親者に少くとも二名の精神異常者があり三名の自殺者を出しているような場合全地球よりも重い一人の生命を「普通人の常識」で断つも悔なしと誰かいえようか。

右の次第であるから原判決の破棄は正義と条理の命ずるところであると信ずる。

以　上

昭和四〇年(あ)第二〇〇二号

住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、
強盗強姦、強盗

被　告　人　森　吉　幸　喜

被告人の上告趣意(昭和四〇年一一月四日付)

一、私の事件当時は精神に異状が生事て居りました為の犯罪で有ります事は只今では見逃す事が出来ませんので御調べをして頂だきたく御願い申し上げます。

徳島裁判所も多少は異状の有る事を認め乍ら鑑定をして呉れなかつた事に付きましては、犯罪が残酷な為に憎まれて、して貰う事が出来なかつたのか法律に依つて罰する事が出来るので鑑定をして呉れなかつたのか分りませんが、若し法律と言う物が仮に無いと仮定致しますと私を異状者では無い不通の人間として認める事が出来るのでございましようか、第一審に置きまして弁護人は当時私の精神状態は重大と認とめまして鑑定を強く申請を致しましたが検察官の一方的否定に依りまして私の利益に成る事は全面的に放棄せられて居りますが、弁護人が付かなければ公判を開く事の出来無い裁判に置きまして、弁護人の要求を受け入れて呉れ無い事は、弁護人の付か無い社会の輿論裁判と変りが有りません。

二、此の事件に付きましての裁判は鑑定以外には審理の使用は無いと思います。

一見して異状者と認められる者で有りましたら其の責任は社会に有るのでは無いかと思います。

異状が有るか、無いかを、判明する為の鑑定で有ると思いますが何故鑑定をして呉れなかつたのか理解する事が出来ません。

私も正常な精神で有りましたら此の様な事件は犯さなかつた物と今日では考えずには居られません。

三、計画的な事件で有りましたら西条市の方迄で行きまして現金も五千円余り持つて居り事件後四日間もすぎて居りますので逃げ通す事は出来無いにしましても有る程度迄では逃げ伸びて証拠隠滅ぐらいの事はして居ります、西条駅で他人の読

んで居る新聞を覗いて見ますと池田町の殺傷犯人が農家に食事の無心に行つたので未だ山に居るので徳島県の警察が総出動をして、川之江、観音寺、琴平駅は厳重に張込見をして居り県境では警察犬を使つて捜索をして居る事を見ましても自分がした事の様に思えませんでした。事件現場に靴跡を残して有る長靴を雨も降ら無いのに履いて盗んだ服を着た儘で一番厳重に張込見をして居る所に業々来て事件を打つ様な事はしなかつたと思います。

四、私の祖父も、父親も、自殺をし居り父の実妹の娘も精神病で隔離をせられて居りましたが現在は行え不明に成つて居る様な分でございますので多少は精神病の遺伝性も有る事は分つて居りますが徳島裁判所は、私の姉の話しに依りますと単成る揉事の為で有るとの事でございましたが、姉としても事件が事件で有る丈に社会に対しましても私にかたを持つ様な事は言えなかつたと考えます。又後の者が恥に成る様な事は誰れでも隠します。

精神に異状の無い者は何如成る事情が有りましても第三者の為に自殺をする様な事は無いと考えられます。祖父にしても伯母の離婚問題ですし父親も私が軍隊を逃げた為で有りますが是れらに付きましても全々認めて貰う事が出来ません。

医学常でも自殺をする者は異状者として認められて居りますのに、私の事件に関連する限り認めて貰う事が出来無いのでございましようか若し認めて貰える事が出来ますれば、慎重な御調べがして頂だきたく上告を致しました次第でございます。

五、第一審の弁護人は元検事を務めて居りました人でございますので私の事件に付きまして度々の面接に依りまして鑑定が使用と認めまして強く鑑定を要望をした物と考えます。

裁判後も私の精神は不通の常態では無いから控訴をして欲く調べて貰えとすすめられまして控訴を致しました訳でございますが、身体が悪く成りましたので弁護人さんと一度もお話しをする事も出来ませんでした為に控訴をしました趣旨も理解して頂だく事も出来ませずに終結せられました訳けでございます。

六、此の事件の責任は私も欲く認めて居ります。又責任も持たなければ成りませんけれど、社会の裁判でもございませんし私自身の裁判でございますので私の申し立も御理解して頂だきたく上告致しました訳でございます故以上申し上げました事を御理解下さいます様重ねて御願いを申し上げます次第でございます。

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和三六年(あ)二三一三	電汽車往来危険、同未遂、電汽車往来危険破壊、強盗予備、窃盗	中垣好一外七名	昭和四一年三・二四	一	破棄差戻	東京高	五九一
昭和三六年(あ)二七六四	虚偽有印公文書作成、同行使補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反	山根勉外二名	二・三	一	棄却	広島高	二三五
昭和三八年(あ)一五二二	窃盗、森林法違反、封印破棄暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	山本清三郎外七名	一・二八	二	棄却	仙台高	一二五
昭和三八年(あ)二一八八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行	角義人外八名	三・三	一	棄却	福岡高	五〇五
昭和三八年(あ)二九六五	売春防止法違反	小沢ゆき	一・一八	三	一部破棄一部棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)七九九	印紙犯罪処罰法違反	吉川是一外一名	一・一八	三	棄却	東京高	一三
昭和四〇年(さ)七	道路交通法違反	佐藤俊雄	二・二二	三	破棄自判	小樽簡易	四七三
昭和四〇年(し)七四	刑執行猶予言渡取消請求事件についてなした即時抗告決定に対する特別抗告	申立人佐藤こと井重春	一・二八	三	一部取消一部棄却	東京高	二二一

昭和四〇年(し)　一〇二	公職選挙法違反被告事件についての裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告	申立人氏名不詳一九六五年七月九日から七月一六日まで名古屋拘置所一階三五房三七九号の男	二・三	二	棄却	名古屋高	二六三
昭和四〇年(あ)　二〇六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、建造物侵入	篠原正雄	三・三一	一	棄却	東京高	六三三
昭和四〇年(あ)　二三八	脅迫	太田嘉四夫	二・二一	二	棄却	札幌高	三二一
昭和四〇年(あ)　八三七	道路交通法違反	本場錬治	三・三〇	二	棄却	東京高	六二九
昭和四〇年(あ)一〇五〇	昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反、公務執行妨害	茅野徳治外三名	三・三	一	棄却	東京高	五三五
昭和四〇年(あ)一一三四	税理士法違反	井上末次	三・三一	一	棄却	東京高	六四七
昭和四〇年(あ)一四〇七	強姦致傷	原寛外一名	二・二四	一	破棄差戻	東京高	四七七
昭和四〇年(あ)一七一七	有価証券偽造、同行使、横領	大谷勝已外二名	二・二四	一	棄却	福岡高	四八七
昭和四〇年(あ)一七六八	業務上過失致死	鈴木勇夫こと勇男	二・一七	一	棄却	東京高	二七一

昭和四〇年(あ)一八八九	贈賄	大橋令	二・一七	一	棄却	東京高	二八五
昭和四〇年(あ)二〇〇二	住居侵入、強盗殺人未遂、強盗強姦、強盗	森吉幸喜	三・三一	一	棄却	高松高	七二七
昭和四〇年(あ)二一〇九	公務執行妨害、傷害	熊野義雄	三・二四	一	棄却	福岡高	六一五
昭和四〇年(あ)二二二〇	窃盗	建部純映	三・一八	二	一部破棄自判一部棄却	広島高松江支部	五八五
昭和四一年(し)　二	刑の執行猶予言渡取消請求事件についてなした即時抗告棄却決定に対する特別抗告	申立人杉森善八	二・二	一	棄却	東京高	二二七
昭和四一年(し)　五	詐欺、私文書偽造、同行使、恐喝未遂、法人税法違反、出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律違反	森脇将光	二・一四	一	棄却	東京高	二六五
昭和四一年(す)　五五	傷害致死被告事件についてなした上告棄却決定に対する異議申立	申立人長岡年一	三・一〇	一	更正	最高裁	五八一

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年一月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判決	(全)	（一八日―二八日）	（九件）	一
決定	(1)	（一二日―二〇日）	（三八件）	三
決定	(2)	（　二二日）	（三四件）	七
決定	(3)	（二六日―二八日）	（四〇件）	一一
雑	(全)	（一二日―二八日）	（二四件）	一五
不成立	(全)	（一二日―二八日）	（一二件）	一九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三八年(あ)二九六五	売春防止法違反	小澤ゆき	昭和四一年一・一八	三	一部破棄自判棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)七〇一	印紙犯罪処罰法違反	河田幾夫外一名	一・一八	三	棄却	東京高	八
昭和三九年(あ)一六四一	印紙犯罪処罰法違反	吉田馨外一名	一・一八	三	棄却	東京高	二一
昭和三九年(あ)二〇一三	道路運送法違反	今井義雄外四名	一・一八	三	棄却	東京高	四六
昭和四〇年(あ)一〇二二	公職選挙法違反	岩崎明義	一・一八	三	棄却	広島高松江支	五二
昭和四〇年(あ)一五七五	収賄	中村久太郎	一・二七	一	棄却	東京高	六〇
昭和三八年(あ)一五一二	窃盗、森林法違反、封印破棄、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	山本清三郎外七名	一・二八	二	棄却	仙台高	六六
昭和四〇年(あ)一七八〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	寺門光雄	一・二八	二	棄却	東京高	一一七
昭和四〇年(あ)一八三二	恐喝	落合利夫	一・二八	二	棄却	仙台高	一二二

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二〇四九	傷害	江島令賢	昭和四一年一・一二	三	棄却	高松高	一
昭和四〇年(あ)一二三一	詐欺	井上桂作外一名	一・一三	一	棄却	東京高	四
昭和四〇年(あ)一二六一	売春防止法違反	尾崎祥子	一・一三	一	棄却	大阪高	八
昭和四〇年(あ)一二九四	強姦致傷	平井清外二名	一・一三	一	棄却	東京高	一五
昭和四〇年(あ)一三〇六	競馬法違反	鄭進燮	一・一三	一	棄却	東京高	二〇
昭和四〇年(あ)一四〇一	詐欺、業務上横領	小木実	一・一三	一	棄却	東京高	二七
昭和四〇年(あ)一四六五	詐欺、窃盗	中林文子	一・一三	一	棄却	広島高松江支	三六
昭和四〇年(あ)一五二〇	詐欺	崔宗燮	一・一三	一	棄却	仙台高	五〇
昭和四〇年(あ)一五三六	傷害	新坂キヱ外一名	一・一三	一	棄却	仙台高	五五

昭和四〇年(あ)一五八一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	川田	智續 外一名	一・一三	一	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)一五九四	売春防止法違反	伊藤	君子	一・一三	一	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)一六二一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝	亀澤	輝忠	一・一三	一	棄却	名古屋高金沢支
昭和四〇年(あ)一六五三	恐喝、同未遂	岩井	義成	一・一三	一	棄却	大阪高
昭和四〇年(あ)一九一六	公職選挙法違反	樗木	盛人 外一名	一・一三	一	棄却	福岡高宮崎支
昭和四〇年(あ)一九四五	公職選挙法違反	竹内	正夫	一・一三	一	棄却	札幌高
昭和三九年(あ)七九九	印紙犯罪処罰法違反	吉川	是一 外一名	一・一八	三	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)一九四〇	道路交通法違反	松本	三朗	一・一九	二	棄却	仙台高
昭和四〇年(あ)二〇三四	公職選挙法違反	斎藤	芳三	一・一九	二	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)二一一〇	公職選挙法違反	田畑	保良 外六名	一・一九	二	棄却	名古屋高
昭和四〇年(あ)二一二二	公職選挙法違反	永山	仁志 外二名	一・一九	二	棄却	福岡高宮崎支

昭和四〇年(あ)二二四九	火薬類取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	咸	壽鳳 外一名	一・一九	二	棄却	大阪高
昭和四〇年(あ)二二八三	公職選挙法違反	長谷川	善治	一・一九	二	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)二三〇四	占有離脱物横領	岩花	年明	一・一九	二	棄却	名古屋高
昭和四〇年(あ)一三二一	傷害	白取	富一	一・二〇	一	棄却	仙台高
昭和四〇年(あ)一三三九	銃砲刀剣類等所持取締法違反	盛田	正雄	一・二〇	一	棄却	福岡高
昭和四〇年(あ)一四二八	詐欺	斉藤	今朝松	一・二〇	一	棄却	札幌高
昭和四〇年(あ)一五〇四	恐喝、強盗	宍戸	文一	一・二〇	一	棄却	大阪高
昭和四〇年(あ)一五五六	漁業法違反幇助、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令違反	高橋	春松	一・二〇	一	棄却	札幌高
昭和四〇年(あ)一五九八	業務上過失傷害、道路交通法違反	藤倉	照夫	一・二〇	一	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)一六〇一	業務上過失致死	高橋	忠士	一・二〇	一	棄却	東京高
昭和四〇年(あ)一七〇七	賭博開帳図利	管谷	一夫	一・二〇	二	棄却	大阪高

昭和四〇年(あ)一七三九	業務上横領	成田陸之輔	一・二〇	二	棄却	名古屋高	二一〇
昭和四〇年(あ)一七六七	業務上過失致死傷、道路交通法違反	渡邊高尚	一・二〇	二	棄却	東京高	二一四
昭和四〇年(あ)一八〇六	窃盗	伊藤新一	一・二〇	二	棄却	名古屋高	二二二
昭和四〇年(あ)一八三五	暴行、監禁、傷害、賭博、銃砲刀剣類等所持取締法違反	栗田敦夫	一・二〇	二	棄却	仙台高秋田支	二二六
昭和四〇年(あ)一八七一	賍物故買	樋口英雄	一・二〇	一	棄却	福岡高	二三八
昭和四〇年(あ)一八八八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、建造物侵入	石原晃三	一・二〇	二	棄却	東京高	二四四
昭和四〇年(あ)一九二一	業務上過失致死	山岡庄一	一・二〇	二	棄却	大阪高	二五〇

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)七五五	業務上過失傷害	衛藤嘉孝	昭和四一年一・二一	三	棄却	福岡高	一
昭和四〇年(あ)一〇三七	暴行、傷害、恐喝、同未遂	李夏竜	一・二一	三	棄却	大阪高	八
昭和四〇年(あ)一〇八七	売春防止法違反	太田賢十郎	一・二一	三	棄却	大阪高	一一
昭和四〇年(あ)一一二六	銃砲刀剣類等所持取締法違反	鄭海東	一・二一	三	棄却	名古屋高	一四
昭和四〇年(あ)一一三九	詐欺、業務上横領教唆	平野正男	一・二一	三	棄却	東京高	一八
昭和四〇年(あ)一一五三	強姦	西尾喜史外一名	一・二一	三	棄却	大阪高	二四
昭和四〇年(あ)一五五五	傷害、道路交通法違反	柳田蔀	一・二一	三	棄却	福岡高宮崎支	三三
昭和四〇年(あ)一六四〇	免状不実記載、公正証書原本不実記載	石飛孝治	一・二一	三	棄却	福岡高	四一
昭和四〇年(あ)一六五二	関税法違反	小林茂雄	一・二一	三	棄却	大阪高	四四

昭和四〇年(あ)一六五七	業務上過失傷害、道路交通法違反	浦島政二郎	一・二一	三棄却	東京高	四七		
昭和四〇年(あ)一六九六	傷害	脇田輝義	一・二一	三棄却	大阪高	五二		
昭和四〇年(あ)一七〇一	傷害	宋祥一	一・二一	三棄却	大阪高	五五		
昭和四〇年(あ)一七〇八	道路交通法違反、重過失傷害	廣谷喜四治	一・二一	三棄却	札幌高	六三		
昭和四〇年(あ)一七一九	住居侵入、窃盗	遠藤民一郎	一・二一	三棄却	仙台高秋田支	六六		
昭和四〇年(あ)一七二四	恐喝	加藤喜四郎	一・二一	三棄却	東京高	七一		
昭和四〇年(あ)一七四二	自転車競技法違反	吉田祐次	一・二一	三棄却	大阪高	七四		
昭和四〇年(あ)一七四八	詐欺	町田又市	一・二一	三棄却	大阪高	七七		
昭和四〇年(あ)一七五三	関税法違反	中野善夫	一・二一	二棄却	名古屋高	八〇		
昭和四〇年(あ)一七五六	業務上過失傷害、道路交通法違反	藤田和春	一・二一	三棄却	福岡高宮崎支	八四		
昭和四〇年(あ)一七七〇	賭博場開帳図利幇助、常習賭博、自転車競技法違反	嶋田豊	一・二一	三棄却	東京高	八八		

昭和四〇年(あ)一七七六	恐喝、同未遂	野口茂	一・二一	三棄却	東京高	九四		
昭和四〇年(あ)一七九三	窃盗	芳野幸春	一・二一	二棄却	福岡高宮崎支	九八		
昭和四〇年(あ)一八〇九	傷害	越智克己	一・二一	三棄却	高松高	一〇一		
昭和四〇年(あ)一八二〇	道路交通法違反、業務上過失傷害	今堀隆次	一・二一	三棄却	大阪高	一〇五		
昭和四〇年(あ)一八三三	業務上過失致死、道路交通法違反	橋本壽郎	一・二一	三棄却	仙台高	一一一		
昭和四〇年(あ)一八四八	恐喝	稲葉伊三郎	一・二一	三棄却	札幌高函館支	一一五		
昭和四〇年(あ)一九一五	公職選挙法違反	上原登	一・二一	三棄却	福岡高宮崎支	一三三		
昭和四〇年(あ)一九四八	有印公文書偽造、同行使、詐欺	森文男	一・二一	二棄却	広島高松江支	一三六		
昭和四〇年(あ)一九四九	公職選挙法違反	吉岡光明	一・二一	三棄却	札幌高	一四一		
昭和四〇年(あ)一九六〇	公職選挙法違反	鈴木實	一・二一	三棄却	東京高	一四六		
昭和四〇年(あ)一九七三	詐欺	樋口喜一郎	一・二一	三棄却	仙台高	一五七		

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一八一九	道路交通法違反、業務上過失傷害	田辺実	昭和四一年一・一二六	二	棄却	大阪高	一
昭和四〇年(あ)一八五二	詐欺、覚せい剤取締法違反	神才助	一・二六	二	棄却	仙台高秋田支	八
昭和四〇年(あ)一八七七	賍物故買	成秀子	一・二六	二	棄却	東京高	一二
昭和四〇年(あ)一九七七	窃盗	豊田成二	一・二六	二	棄却	広島高岡山支	二二
昭和四〇年(あ)一九九二	道路交通法違反、業務上過失傷害	関谷正信	一・二六	二	棄却	大阪高	二六
昭和四〇年(あ)一〇〇九	覚せい剤取締法違反	金景弘	一・二七	一	棄却	大阪高	三〇
昭和四〇年(あ)一五〇七	脅迫、銃砲刀剣類等所持取締法違反、業務上過失傷害、道路交通法違反	根木宏之	一・二七	一	棄却	広島高岡山支	三五
昭和四〇年(あ)一五二七	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、公務執行妨害	村上進	一・二七	一	棄却	大阪高	三八
昭和四〇年(あ)一五四四	業務上過失致死、同傷害	山中増美	一・二七	一	棄却	名古屋高	四一

刑事決定（3）

昭和四〇年(あ)一九八一	公職選挙法違反	内田金榮外五名	一・二一	三	棄却	広島高岡山支	一六一
昭和四〇年(あ)一九八四	公職選挙法違反	片山正雄	一・二一	三	棄却	広島高岡山支	一六九
昭和四〇年(あ)二一五一	強姦	阿部義男	一・二一	二	棄却	東京高	一七四

昭和四〇年(あ)一五五三	背任	野	崎	定	人	一・二七	一	棄却	福岡高	四五
昭和四〇年(あ)一五五九	道路交通法違反	杉	山	美	弘	一・二七	一	棄却	福岡高	四九
昭和四〇年(あ)一五六八	恐喝	神	代		豊	一・二七	一	棄却	広島高	五三
昭和四〇年(あ)一五八五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	宮	崎		優	一・二七	一	棄却	東京高	五七
昭和四〇年(あ)一六一五	猥せつ図画公然陳列	鄭		成	雨	一・二七	一	棄却	大阪高	六一
昭和四〇年(あ)一六六八	業務上過失傷害	稲	葉		稔	一・二七	一	棄却	東京高	六四
昭和四〇年(あ)一六七五	窃盗	李		春	雨	一・二七	一	棄却	大阪高	七一
昭和四〇年(あ)一六八二	道路交通法違反	小	川		操	一・二七	一	棄却	広島高岡山支	七五
昭和四〇年(あ)一七〇六	職業安定法違反	上	田	麻	苦美	一・二七	一	棄却	大阪高	七九
昭和四〇年(あ)一七四三	業務上過失致死傷	吉	住	和	巳 外一名	一・二七	一	棄却	名古屋高	八三
昭和四〇年(あ)一七五七	法人税法違反	土持産業株式会社 外一名				一・二七	一	棄却	福岡高宮崎支	八七

昭和四〇年(あ)一七六四	業務上過失致死、道路交通法違反	浦	野		治	一・二七	一	棄却	高松高	九一
昭和四〇年(あ)一七七七	詐欺	田	渕	幸	雄	一・二七	一	棄却	東京高	一〇一
昭和四〇年(あ)一八〇三	詐欺、横領	武	藤	九	十九	一・二七	一	棄却	名古屋高	一〇七
昭和四〇年(あ)一八三九	道路交通法違反、業務上過失傷害	森	脇	良	成	一・二七	一	棄却	大阪高	一一〇
昭和四〇年(あ)一八六四・一八六五	詐欺	樋口	坪田	喜一郎	千代吉	一・二七	一	棄却	仙台高	一二四
昭和四〇年(あ)二〇三〇	公職選挙法違反	池	田	文	輔	一・二七	一	棄却	東京高	一三二
昭和四〇年(あ)二〇三三	公職選挙法違反	野	池	恒	治 外一名	一・二七	一	棄却	東京高	一四〇
昭和四〇年(あ)二一三二	公職選挙法違反	岡			一美 外一名	一・二七	一	棄却	東京高	一四四
昭和四〇年(あ)二一八六	業務上横領、詐欺	田	中		勇	一・二七	二	棄却	福岡高	一四七
昭和四〇年(あ)二二五三	公職選挙法違反	田	口		淳	一・二七	二	棄却	福岡高	一六一
昭和四〇年(あ)一七二八	建造物損壊、器物損壊、威力業務妨害	落	合		敏雄	一・二八	三	棄却	東京高	一六四

昭和四〇年(あ)一八九九	恐喝、同未遂、詐欺、同未遂	中平巌外一名	一・二八	二	棄却	大阪高	一七〇	
昭和四〇年(あ)一九一四	賍物故買	末原勝郎	一・二八	二	棄却	福岡高宮崎支	一七五	
昭和四〇年(あ)一九五一	業務上過失致死、道路交通法違反	荒岡秀信	一・二八	二	棄却	高松高	一七八	
昭和四〇年(あ)一九七〇	道路交通法違反、業務上過失致死	大友一夫	一・二八	二	棄却	札幌高	一八四	
昭和四〇年(あ)二一八一	公職選挙法違反	内藤庄三外一名	一・二八	二	棄却	札幌高	一九〇	
昭和四〇年(あ)二二〇三	窃盗	花ヶ崎善男	一・二八	二	棄却	東京高	一九五	
昭和四〇年(あ)二二五五	公職選挙法違反	崎坂弥一	一・二八	二	棄却	福岡高	二〇〇	
昭和四〇年(あ)二二八一	詐欺	鈴木貞恒	一・二八	二	棄却	東京高	二〇三	

刑事雑(全)

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
	特別抗告						
昭和四〇年(し)九三	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	田中米吉	昭和四一年一・二二	一	棄却	名古屋高	一
昭和四〇年(し)九〇	強姦致傷被告事件の再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告	松尾政夫	一・二三	一	棄却	福岡高	五
昭和四〇年(し)七四	刑執行猶予言渡取消請求棄却決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告	藤井重春	一・二八	三	原決定取消請求棄却	東京高	一二
	死亡						
昭和四一年(あ)五一	公職選挙法違反	斉藤一郎	一・二四	二	公訴棄却	広島高	一五
	訴訟費用						
昭和四〇年(せ)一五八	詐欺、職業安定法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	神崎法房	一・二三	一	棄却		一七
昭和四〇年(せ)一五三	恐喝、暴行	西川敏郎	一・一七	二	棄却		一八

昭和四〇年(せ)	一六一	恐喝、同未遂	山口利雄	一・二一
昭和四一年(せ)	二	窃盗、窃盗未遂	藤本巌	一・二六

決定に対する異議申立

昭和四一年(す)	三	殺人未遂	小椋利男	一・一二
昭和四〇年(す)	三一七	道路交通法違反	島田兼吉	一・一三
昭和四〇年(す)	三一八	封印破棄、窃盗	細川幸次郎	一・一三
昭和四〇年(す)	三一九	窃盗	細川喜世	一・一三
昭和四〇年(す)	三二四	常習賭博	芹澤政雄	一・一七
昭和四〇年(す)	三〇七	収賄幇助	高梨由雄	一・一八
昭和四〇年(す)	三二七	私文書偽造、同行使、虚偽公文書作成、同行使、詐欺	小中公毅(関茂)	一・二〇
昭和四〇年(す)	三二〇	強姦致傷	中家松正	一・二一

昭和四〇年(す)	三二一	窃盗未遂	古谷千代子	一・二二
昭和四〇年(す)	三三一	公職選挙法違反	大月和男(橋本祐七)	一・二二
昭和四〇年(す)	三三三	麻薬取締法違反	朴相祈	一・二二
昭和四一年(す)	二	傷害	大上保	一・二二
昭和四一年(す)	七	傷害	江島令賢	一・二八

その他

昭和四〇年(す)	三三二	詐欺、有印私文書偽造、同行使、傷害被告事件の上告棄却決定に対する訂正の申立	中村洋二郎(鈴木定一)	一・二〇
昭和四〇年(す)	三二九	業務上過失傷害等被告事件の訴訟費用執行免除申立棄却決定に対する抗告	宮前順一	一・二一
昭和四〇年(す)	三三八	強盗、強姦、住居侵入被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	吉井信弘	一・二七

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二四〇三	業務上過失致死	東田昭寛	昭和四一年一・一二	一	棄却	大阪高	一
昭和四〇年(あ)二四四九	窃盗未遂	鄭仁心	一・一二	二	棄却	大阪高	三
昭和四〇年(あ)二四六四	業務上過失傷害、道路交通法違反	福岡昇	一・一二	二	棄却	大阪高	五
昭和四〇年(あ)二一五八	贈賄	田村幸茂	一・一三	一	棄却	東京高	七
昭和四〇年(あ)二六六一	出入国管理令違反	葉石騰	一・二〇	二	棄却	大阪高	九
昭和四〇年(あ)二三三三	業務上過失致死	田口秀生	一・二一	三	棄却	福岡高	一一
昭和四〇年(あ)二四五〇	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	松村幸夫	一・二一	三	棄却	大阪高	一三
昭和四〇年(あ)二六二四	業務上過失傷害、道路交通法違反	鈴木勝一	一・二一	二	棄却	東京高	一五
昭和四〇年(あ)二七二二	道路交通法違反	橋本吉一	一・二六	二	棄却	名古屋高金沢支	一七

昭和四〇年(あ)二五〇七	道路交通法違反	高木康光	一・二七	一棄却	広島高	一九
昭和四〇年(あ)二五六一	道路交通法違反	佐藤哲男	一・二七	一棄却	東京高	二一
昭和四〇年(あ)二五四二	道路交通法違反	崔承剤	一・二八	三棄却	東京高	二三

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年二月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判決(1)……（一日―四日）……（八件）……一頁
判決(2)……（八日―二五日）……（一五件）……三
決定(1)……（一日―八日）……（四六件）……五
決定(2)……（九日―一七日）……（六三件）……一一
決定(3)……（二一日―二三日）……（五四件）……一七
決定(4)……（二四日―二八日）……（五九件）……二三
雑（全）……（一日―二五日）……（五二件）……二九
不成立（全）……（一日―二八日）……（二四件）……三五

刑事判決（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一二七九	有価証券偽造、偽造有価証券行使、詐欺、同未遂	高森幸生	昭和四一年一・一	三	棄却	大阪高	一二七
昭和四〇年(あ)一六四九	道路交通法違反、業務上過失傷害	三上二三雄	二・一	三	棄却	仙台高秋田支	一三三
昭和四〇年(あ)一七八九	常習賭博	多久昭	二・一	三	棄却	広島高松江支	一三七
昭和四〇年(あ)二〇三二	公職選挙法違反	猪瀬征次郎外四名	二・一	三	棄却	東京高	一四一
昭和四〇年(あ)一四五四	窃盗	新島元樹	二・三	一	棄却	東京高	一五一
昭和四〇年(あ)一六三四	詐欺	井上輝雄外一名	二・三	一	棄却	名古屋高	一五七
昭和四〇年(あ)二一一九	公職選挙法違反	中村亀吉	二・三	一	棄却	仙台高秋田支	一六二
昭和四〇年(あ)一〇三二	住居侵入、強盗殺人、建造物侵入、窃盗、窃盗未遂	水尻隆幸	二・四	二	棄却	札幌高	一七四

刑事判決（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一九七五	強姦、同未遂、強姦致傷	襟立奉秋	昭和四一年一一・八	三	棄却	広島高岡山支	一
昭和四〇年(あ)二〇六二	公職選挙法違反	星加茂實	二・一一	二	棄却	高松高	八
昭和四〇年(あ)二三六七	公職選挙法違反	鈴木寿外一名	二・一一	二	棄却	東京高	一九
昭和四〇年(あ)一八八九	贈賄	大橋令二	二・一七	一	棄却	東京高	三三
昭和四〇年(あ)二〇二七	公職選挙法違反	黒沢義次郎	二・一七	一	棄却	東京高	五二
昭和四〇年(あ)一九七八	詐欺	那須正己	二・二二	三	棄却	広島高岡山支	一二五
昭和四〇年(あ)一九九九	公職選挙法違反	由岐良當	二・二二	三	棄却	高松高	一三〇
昭和四〇年(あ)二〇一二	暴行	奥山克清	二・二二	三	棄却	広島高松江支	一三三
昭和四〇年(あ)二〇二二	窃盗	大山秀将	二・二二	三	棄却	東京高	一三八

昭和四〇年(あ)二〇四一	業務上過失致死	伊藤幸夫	二・一二	三	棄却	東京高	一四七
昭和四〇年(あ)二〇五六	尊属殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	久保田隆幸	二・二二	三	棄却	高松高	一五六
昭和四〇年(あ)一四〇七	強姦致傷	原寛 外一名	二・二四	一	破棄差戻	東京高	一六四
昭和四〇年(あ)一七一七	有価証券偽造、同行使、横領	大谷勝巳 外二名	二・二四	一	棄却	福岡高	一七〇
昭和四〇年(あ)二五三〇	公職選挙法違反	川崎侃	二・二五	二	棄却	福岡高	一八三
昭和四〇年(さ)七	道路交通法違反	佐藤俊雄	二・二二	三	破棄無罪	小樽簡	一八八

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一七九〇	常習賭博、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	山本高司	昭和四一年二・一	三	棄却	広島高松江支	一
昭和四〇年(あ)一八九〇	売春防止法違反	谷本スズ子	二・一	二	棄却	東京高	六
昭和四〇年(あ)一九三四	業務上過失致死傷	宗宮金明	二・一	二	棄却	名古屋高	一二
昭和四〇年(あ)一九五四	横領、窃盗	重岡一彦	二・一	二	棄却	東京高	一六
昭和四〇年(あ)一九五六	業務上横領、詐欺	春日保	二・一	二	棄却	東京高	二〇
昭和四〇年(あ)二〇五二	殺人予備	包國春雄	二・一	二	棄却	大阪高	二五
昭和四〇年(あ)二二五一	強盗致傷	淵上悟	二・一	二	棄却	福岡高	三〇
昭和四〇年(あ)二三一九	公職選挙法違反	岡原素介	二・一	二	棄却	広島高	五〇
昭和四〇年(あ)一八五〇	詐欺	阿部政一	二・二	二	棄却	仙台高	五八

昭和四〇年(あ)一九三八	傷害	安川太	二・二	二	二	棄却	大阪高	六二
昭和四〇年(あ)一九四三	横領	保坂信吉	二・二	二	二	棄却	仙台高秋田支	七七
昭和四〇年(あ)一九六二	業務上過失致死傷	伊東文治	二・二	二	二	棄却	東京高	八一
昭和四〇年(あ)一九六五	道路交通法違反、業務上過失致死	石崎卯三郎	二・二	二	二	棄却	東京高	八五
昭和四〇年(あ)二一八〇	公職選挙法違反	片山秀明	二・二	二	二	棄却	札幌高	九六
昭和三六年(あ)二七六四	虚偽有印公文書作成、同行使、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反	山根勉外二名	二・三	一	一	棄却	広島高	一〇〇
昭和四〇年(あ)一一九二	業務上過失致死	工藤清勝	二・三	二	二	棄却	秋田支仙台高	一一八
昭和四〇年(あ)一七二九	傷害	橋本邦一郎	二・三	一	一	棄却	東京高	一二五
昭和四〇年(あ)一七八一	非現住建造物放火、同未遂、現住建造物放火未遂	杉本信	二・三	一	一	棄却	東京高	一三〇
昭和四〇年(あ)一七八四	道路交通法違反、業務上過失傷害	山本俊信	二・三	一	一	棄却	東京高	一四一
昭和四〇年(あ)一七九一	詐欺、有価証券偽造、同行使、有価証券虚偽記入、同行使	山本栄次	二・三	一	一	棄却	名古屋高	一四八

昭和四〇年(あ)一七九四	業務上過失致死傷	米良茂光	二・三	一	一	棄却	福岡高宮崎支	一八二
昭和四〇年(あ)一八三一	道路交通法違反、業務上過失傷害	小松正人	二・三	一	一	棄却	大阪高	一九八
昭和四〇年(あ)一八四一	殺人	上田義雄	二・三	一	一	棄却	福岡高	二〇四
昭和四〇年(あ)一一七四	わいせつ図画販売	永井繁一	二・八	三	三	棄却	名古屋高	二一三
昭和四〇年(あ)一二三八	業務上過失傷害、道路交通法違反	宮田幸作	二・八	三	三	棄却	東京高	二一六
昭和四〇年(あ)一二五七	窃盗	畑田佳子	二・八	三	三	棄却	大阪高	二一四
昭和四〇年(あ)一四五三	詐欺	飯田英夫	二・八	三	三	棄却	東京高	二一七
昭和四〇年(あ)一七三四	業務上過失傷害、道路交通法違反	山口清	二・八	三	三	棄却	東京高	二三一
昭和四〇年(あ)一七三八	わいせつ図画公然陳列幇助	丹羽義一	二・八	三	三	棄却	名古屋高	二三七
昭和四〇(あ)年一七六六	道路交通法違反、業務上過失致死	鈴木喜明	二・八	三	三	棄却	東京高	二四〇
昭和四〇年(あ)一七七九	殺人未遂	安藤益彦	二・八	三	三	棄却	東京高	二四五

昭和四〇年(あ)一七八六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝	川上恒雄	二・八	三棄却	仙台高秋田支	二五三
昭和四〇年(あ)一七九六	職業安定法違反	松山興市	二・八	三棄却	名古屋高	二五七
昭和四〇年(あ)一八〇五	窃盗	水野隆郎	二・八	三棄却	名古屋高	二六二
昭和四〇年(あ)一八二七	売春防止法違反	五十嵐梅松	二・八	三棄却	大阪高	二六八
昭和四〇年(あ)一八四二	詐欺	川添均	二・八	三棄却	福岡高	二七四
昭和四〇年(あ)一八四四	詐欺、賍物収受	川添糺	二・八	三棄却	福岡高	二八〇
昭和四〇年(あ)一八六〇	銃砲刀剣類等所持取締法違反教唆、火薬類取締法違反教唆	山崎正	二・八	三棄却	大阪高	二八四
昭和四〇年(あ)一八七八	詐欺	長山正三郎	二・八	三棄却	東京高	二八九
昭和四〇年(あ)一九二二	公職選挙法違反	荻野丈夫外六名	二・八	三棄却	大阪高	二九二
昭和四〇年(あ)一九二五	詐欺、業務上横領	山口日由	二・八	三棄却	札幌高	三〇四
昭和四〇年(あ)一九四一	傷害	脇水定實外一名	二・八	三棄却	高松高	三〇八

昭和四〇年(あ)一九五七	傷害	美津島一	二・八	三棄却	東京高	三一五
昭和四〇年(あ)二〇七〇	公職選挙法違反	中山冨造外一名	二・八	三棄却	札幌高	三二四
昭和四〇年(あ)二一八二	公職選挙法違反	平川須美雄	二・八	三棄却	福岡高宮崎支	三二八
昭和四〇年(あ)二二八九	公職選挙法違反	堀露	二・八	三棄却	福岡高	三三三

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一四七九	傷害	岩城義成	昭和四一年一・九	二	棄却	大阪高	一
昭和四〇年(あ)一一五五	食糧管理法違反、業務上横領	佐藤政三外一名	二・一〇	一	棄却	仙台高	四
昭和四〇年(あ)一五七八	農地法違反	石井茂	二・一〇	一	棄却	東京高	一〇
昭和四〇年(あ)一六一一	窃盗	戸田博行	二・一〇	一	棄却	広島高	一五
昭和四〇年(あ)一六一八	道路交通法違反、業務上過失傷害	佐藤誠一	二・一〇	一	棄却	名古屋高	一九
昭和四〇年(あ)一六二五	銃砲刀剣類等所持取締法違反	堀本隆吉	二・一〇	一	棄却	広島高松江支	二三
昭和四〇年(あ)一六三一	業務上過失傷害	柴田司朗	二・一〇	一	棄却	名古屋高	二六
昭和四〇年(あ)一六四二	詐欺	鈴木キヨ	二・一〇	一	棄却	仙台高	二九
昭和四〇年(あ)一六五〇	恐喝	梶野実	二・一〇	一	棄却	名古屋高	三二

昭和四〇年(あ)一六六五	公正証書原本不実記載、詐欺、偽造私文書行使	谷島雅子	二・一〇	一	棄却	東京高 三九
昭和四〇年(あ)一六九四	詐欺	佐藤次郎	二・一〇	一	棄却	仙台高 四七
昭和四〇年(あ)一七四〇	賭博開帳図利幇助、賭博	北野正夫	二・一〇	一	棄却	名古屋高金沢支 五一
昭和四〇年(あ)一七七一	賭場開帳図利	廣瀬徳太郎	二・一〇	一	棄却	東京高 五四
昭和四〇年(あ)一七九七	職業安定法違反	松山信義	二・一〇	一	棄却	名古屋高 六〇
昭和四〇年(あ)一八一〇	傷害	土居高明	二・一〇	一	棄却	高松高 六五
昭和四〇年(あ)一八四三	賭博開帳、賭博	志垣敏明	二・一〇	一	棄却	福岡高 六九
昭和四〇年(あ)一八四九	道路交通法違反、有印公文書変造	中田米治	二・一〇	一	棄却	仙台高 七四
昭和四〇年(あ)一八七六	詐欺	澁江榮一	二・一〇	一	棄却	東京高 八一
昭和四〇年(あ)一八九八	道路交通法違反	五十嵐熙	二・一〇	一	棄却	大阪高 八五
昭和四〇年(あ)一九〇九	詐欺	下山田昭子	二・一〇	一	棄却	仙台高 八九

昭和四〇年(あ)一九一三	窃盗、賍物運搬	渡邊實	二・一〇	一	棄却	福岡高 九三
昭和四〇年(あ)一九二〇	道路運送法違反、道路交通法違反、公務執行妨害、傷害	樋口秀雄	二・一〇	一	棄却	名古屋高 九九
昭和四〇年(あ)一九二七	窃盗	谷口明	二・一〇	一	棄却	大阪高 一〇二
昭和四〇年(あ)一九七四	窃盗	小坂丘	二・一〇	一	棄却	広島高岡山支 一〇五
昭和四〇年(あ)一九七六	窃盗、詐欺	福田勉	二・一〇	一	棄却	広島高岡山支 一一一
昭和四〇年(あ)一九九四	業務上過失傷害、道路交通法違反	橋本國弘	二・一〇	一	棄却	大阪高 一一四
昭和四〇年(あ)二〇六〇	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	成清實	二・一〇	二	棄却	福岡高 一一七
昭和四〇年(あ)二〇七二	窃盗	清水正治	二・一〇	二	棄却	仙台高秋田支 一二〇
昭和四〇年(あ)二〇一八	傷害	佐ヶ野一明	二・一一	二	棄却	東京高 一二五
昭和四〇年(あ)二〇六九	住居侵入、強姦未遂	平川正美	二・一一	二	棄却	仙台高秋田支 一三六
昭和四〇年(あ)二三三七	公職選挙法違反	谷繁武雄外一名	二・一一	二	棄却	広島高 一四三